【資料２－２】
R2.2.13 時点

第６章　事業実施計画（案）

1　事業一覧

基本方針Ⅰ　チーム学校の推進

Ⅰ－1　チーム学校の基盤となる組織力の強化

対　策		No,	新規等	事業名称	担当課	掲載P
(1)	学校の組織マネジメント力を強化する仕組みの構築	1		管理職等育成プログラム	教セ	
		2		学力向上のための学校経営力向上支援事業	小中	
		3		マネジメント力強化事業（学校経営計画の充実）	高等	
		4		学校事務体制の強化	教福・教セ	
		5		学校組織のマネジメント力の向上と教職員の意識改革	教福	
		6		業務の効率化・削減	教福	
(2)	教員同士が学び合い高め合う仕組みの構築	7		組織力向上推進事業	小中	
		8		主幹教諭の配置拡充	高等	
(3)	地域との連携・協働の推進	9		コミュニティ・スクール推進事業	小中	
		後		地域学校協働活動推進事業	生涯	
(4)	外部・専門人材の活用の拡充	後		スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等活用事業	人権	
		後		放課後等における学習支援事業	小中	
		後		学習支援員事業	高等	
		後		運動部活動指導員配置事業	保体	
		後		文化部活動指導員・支援員の活用	高等・小中	
		10		校務支援員（スクール・サポート・スタッフ）配置事業	教福	
(5)	質の高い教員の確保・育成	11		大量採用時代を見据えた教員の確保	教福	
		12		採用候補者への啓発（採用前研修）	教セ	
		13		若年教員育成プログラム	教セ	
		14		中堅教諭等資質向上研修	教セ	
		15		大学等との連携の強化（高知大学教職大学院との連携）	教政	
		16		学校の力を高める中核人材育成事業	教政	

Ⅰ－2　チーム学校の推進による教育の質の向上

対　策		No,	新規等	事業名称	担当課	掲載P
(1)	教員の教科等指導力の向上<小・中学校>	17	拡	「高知の授業の未来を創る」推進プロジェクト事業	小中	
		18		英語教育強化プロジェクト事業	小中	
		19		理科教育推進プロジェクト	小中	
		20		学力向上に向けた高知市との連携	小中	
(2)	基礎学力定着に向けた取組の充実<高等学校>	21		学力向上推進事業	高等	
		22		学習支援員事業	高等	
(3)	多様な学力・進路希望に対応した指導の充実<高等学校>	23		21ハイスクールプラン	高等	
		24		教科指導力向上事業	高等	
		25		就職支援対策事業	高等	
		26		グローバル教育推進事業	振興	
		27		産業教育指導力向上事業	高等	
(4)	規範意識や自尊感情など豊かな心を育む取組の充実	28		道徳教育実践充実プラン	小中	
		29		人権教育推進事業	人権	
(5)	目的意識の醸成や社会性の育成に向けた取組の充実	30		キャリア教育強化プラン	小中・高等	
		31		キャリアアップ事業	高等	
		32		地域協働学習の推進	高等	
		33		ソーシャルスキルアップ事業	高等	

（Ⅰ－２　つづき）

対　策		No,	新規等	事　業　名　称	担当課	掲載Ｐ
(6)	生徒指導上の諸課題への組織的な対応・支援の強化	34		高知夢いっぱいプロジェクト推進事業	人権	
		35		校内支援会サポート事業	人権・心セ	
		36		生徒指導主事会（担当者会）	人権	
		37	新	不登校担当教員配置校サポート	人権	
		38		いじめ防止対策等総合推進事業	人権	
(7)	健康・体力の向上	39		こうちの子ども健康・体力向上支援事業	保体	
		40		体育授業の質的向上対策	保体	
		41		健康教育充実事業	保体	
(8)	部活動の充実と運営の適正化	42		県立学校運動部活動活性化事業	保体	
		43		運動部活動の運営の適正化	保体	
		44		運動部活動指導員配置事業	保体	
		45		文化部活動指導員・支援員の活用	高等・小中	

基本方針Ⅱ　厳しい環境にある子どもへの支援や子どもの多様性に応じた教育の充実

Ⅱ－１　多様な課題を抱える子どもへの支援の充実

対　策		No,	新規等	事　業　名　称	担当課	掲載Ｐ
(1)	保育所・幼稚園等と家庭や地域等との連携の充実	46		多機能型保育支援事業	幼保	
		47		保育サービス促進事業（家庭支援推進保育士の配置）	幼保	
		48		特別支援保育・教育推進事業（親育ち・特別支援保育コーディネーターの配置）	幼保	
		49		スクールソーシャルワーカー活用事業＜就学前＞	幼保	
(2)	放課後等における学習の場の充実	50		放課後等における学習支援事業	小中	
		再		学習支援員事業	高等	
		後		新・放課後子ども総合プラン推進事業	生涯	
(3)	相談支援体制の充実・強化	51	拡	スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等活用事業	人権	
		52	新	スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーのアセスメント力向上研修	人権・心セ	
		53		心の教育センター相談支援事業	心セ	
		54	新	教育支援センターにおける学習指導の在り方に関する調査研究	人権	
(4)	地域全体で子どもを見守り育てる取組の推進	後		地域学校協働活動推進事業	生涯	
		後		新・放課後子ども総合プラン推進事業	生涯	
		再		コミュニティ・スクール推進事業	小中	
		55		食育推進支援事業	保体	
(5)	経済的負担の軽減	56		高等学校等就学支援金事業、高校生等奨学給付金事業、高知県高等学校等奨学金事業	高等	
		57		多子世帯保育料軽減事業	幼保	
		後		新・放課後子ども総合プラン推進事業	生涯	

Ⅱ－２　特別支援教育の充実

対　策		No,	新規等	事　業　名　称	担当課	掲載Ｐ
(1)	障害の状態や教育的ニーズに応じた指導・支援の充実	58	新	特別な支援を要する子どもへの対応力の向上〈保育者悉皆研修〉	幼保・教セ	
		59	組新	小・中学校における切れ目ない支援体制の構築推進	特支	
		60	新	高等学校における特別支援教育の推進	特支	
		61		特別支援教育セミナー	教セ	
(2)	特別支援学校における多様な教育的ニーズへの対応の充実	62		学習指導要領の理念に基づいた学校経営計画力アップ事業	特支	
		63		特別支援学校等の専門性・教育内容充実事業	特支	
		64		特別支援学校の幼児児童生徒の居住地校交流実践充実事業	特支	
		65		キャリア教育・就労支援推進事業	特支	
		66		病弱特別支援学校の再編振興に向けた取組の推進	特支	
		67		知的障害特別支援学校の狭隘化等への対応	特支	

基本方針Ⅲ　デジタル社会に向けた教育の推進

Ⅲ－１　先端技術の活用による学びの個別最適化

対策		No,	新規等	事業名称	担当課	掲載P
(1)	ICTやＡＩなどの先端技術の活用	68	拡	遠隔教育推進事業	教セ	
		再		学習指導要領の理念に基づいた学校経営計画力アップ事業	特支	
		69	新	ICT活用による個別学習プログラムの研究	高等	
(2)	学校のICT環境の整備	70	新	県立学校のＩＣＴ環境整備（ＧＩＧＡスクール構想の実現）	教政・高等	
		71	拡	校務支援システムの導入・活用促進	教政	

Ⅲ－２　創造性を育む教育の充実

対策		No,	新規等	事業名称	担当課	掲載P
(1)	プログラミング教育の推進	72	新	プログラミング教育における授業力向上	教政・小中	
		73	新	プログラミング教育の体制整備	教政・教セ	
(2)	ＡＩ人材育成のための教育の推進	74	新	高大連携によるデジタル社会に対応した教育の充実	高等	
		再		地域協働学習の推進	高等	
		75	拡	教員のICT活用指導力の向上	教セ	
		再		学校の力を高める中核人材育成事業	教政	

基本方針Ⅳ　地域との連携・協働

Ⅳ－１　中山間地域をはじめとする各地域の教育の振興

対策		No,	新規等	事業名称	担当課	掲載P
(1)	中山間地域における多様な教育機会の確保	76		中山間地域における特色ある学校づくり推進事業	小中	
		後	拡	高等学校の魅力化・情報発信の推進	振興	
		再	拡	遠隔教育推進事業	教セ	
(2)	県立高等学校再編振興計画の着実な推進	77	拡	高等学校の魅力化・情報発信の推進	振興	
		再	拡	遠隔教育推進事業	教セ	
		再	新	県立学校のＩＣＴ環境整備（ＧＩＧＡスクール構想の実現）	教政・高等	
		78		施設整備事業（県立高等学校再編振興計画）	振興	
		79		県立高等学校再編振興計画「前期実施計画」に基づく取組	振興	
(3)	県と市町村教育委員会との連携・協働の推進	80		市町村教育委員会との連携・協働	教政	
		81		教育版「地域アクションプラン」推進事業	教政	

Ⅳ－２　学校・家庭・地域の連携・協働の推進

対策		No,	新規等	事業名称	担当課	掲載P
(1)	地域全体で子どもを見守り育てる取組の推進	82		地域学校協働活動推進事業	生涯	
		83		新・放課後子ども総合プラン推進事業	生涯	
		再		コミュニティ・スクール推進事業	小中	
(2)	家庭教育への支援の充実	84		PTA活動振興事業	生涯	
		85		家庭教育支援基盤形成事業	生涯	
		後		親育ち支援啓発事業	幼保	
		後		基本的生活習慣向上事業	幼保	

基本方針 V 就学前教育の充実

V－1 就学前の教育・保育の質の向上

対策		No,	新規等	事業名称	担当課	掲載P
(1)	保育所保育指針・幼稚園教育要領等に沿った指導方法の徹底	86		園内研修支援事業	幼保	
		87		園評価支援事業	幼保	
		88		基本研修	幼保・教セ	
		89		保育士等人材確保事業	幼保	
		再		特別な支援を要する子どもへの対応力の向上〈保育者悉皆研修〉	幼保・教セ	
(2)	保幼小の円滑な連携・接続の推進	90		保幼小連携・接続推進支援事業	幼保	
		再		特別支援保育・教育推進事業（親育ち・特別支援保育コーディネーターの配置）	幼保	
		再		スクールソーシャルワーカー活用事業＜就学前＞	幼保	

V－2 親育ち支援の充実

対策		No,	新規等	事業名称	担当課	掲載P
(1)	保育者の親育ち支援力の強化	91		親育ち支援啓発事業	幼保	
		92		親育ち支援保育者スキルアップ事業	幼保	
(2)	保護者の子育て力向上のための支援の充実	再		親育ち支援啓発事業	幼保	
		93		基本的生活習慣向上事業	幼保	

基本方針 VI 生涯学び続ける環境づくりと安全・安心な教育基盤の確保

VI－1 生涯にわたって学び地域社会に生かす環境づくり

対策		No,	新規等	事業名称	担当課	掲載P
(1)	知の循環型社会を目指した生涯学習・社会教育の推進	94		社会教育振興事業	生涯	
		95	拡	自然体験活動の推進	生涯	
		96		青少年教育施設振興事業	生涯	
		97		高知みらい科学館運営事業	生涯	
		98		志・とさ学びの日推進事業	教政	
		99	拡	生涯学習活性化推進事業	生涯	
(2)	オーテピア高知図書館を核とした県民の読書環境・情報環境の充実	100		図書館活動事業	生涯	
		101	拡	読書活動推進事業	生涯	
(3)	多様なニーズに対応した教育機会の提供	102		中学校夜間学級設置促進等推進事業	高等・小中	
		103	拡	若者の学びなおしと自立支援事業	生涯	
		104		定時制教育の充実	高等	

VI－2 文化財の保存・活用

対策		No,	新規等	事業名称	担当課	掲載P
(1)	計画的な文化財の保存・活用の促進	105		文化財の保存と活用の推進	文化	
		106		高知城の保存管理と整備の促進	文化	
		107		埋蔵文化財の発掘調査と保存・活用の推進	文化	

(基本方針Ⅵ　つづき)

Ⅵ－３　児童生徒等の安全の確保

対　策		No,	新規等	事　業　名　称	担当課	掲載Ｐ
(1)	防災を中心とした安全教育・安全管理の充実	108		防災教育推進事業	学安	
		109	新	登下校の安全対策の促進	学安	
		110		自転車ヘルメット着用推進事業	学安	
(2)	南海トラフ地震等の災害に備えた施設整備の推進	111		学校施設の安全対策の促進	学安	
		112		保育所・幼稚園等の施設整備の促進	幼保	
		再		施設整備事業（県立高等学校再編振興計画）	振興	
(3)	長寿命化改修など教育施設の計画的な整備の推進	113		学校施設の長寿命化改修による整備の推進	学安	
		114		青少年教育施設の整備	生涯	

横断的取組１　不登校への総合的な対応

取　組		No,	新規等	事　業　名　称	担当課	掲載Ｐ
(1)	不登校の未然防止と初期対応	再		組織力向上推進事業	小中	
		再		道徳教育実践充実プラン	小中	
		再		人権教育推進事業	人権	
		再		高知夢いっぱいプロジェクト推進事業	人権	
		再		生徒指導主事会（担当者会）	人権	
		再		いじめ防止対策等総合推進事業	人権	
		再		ソーシャルスキルアップ事業	高等	
		再		青少年教育施設振興事業	生涯	
		再		キャリア教育強化プラン	小中・高等	
		再		キャリアアップ事業	高等	
		再		地域協働学習の推進	高等	
		再		不登校担当教員配置校サポート	人権	
		再		校務支援システムの導入・活用促進	教政	
		再		スクールソーシャルワーカー活用事業＜就学前＞	幼保	
		再		スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等活用事業	人権	
		再		校内支援会サポート事業	人権・心セ	
		再		スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーのアセスメント力向上研修	人権・心セ	
		再		特別支援保育・教育推進事業（親育ち・特別支援保育コーディネーターの配置）	幼保	
		再		小・中学校における切れ目ない支援体制の構築推進	特支	
		再		特別支援教育セミナー	教セ	
		再		高等学校における特別支援教育の推進	特支	
		再		特別な支援を要する子どもへの対応力の向上〈保育者悉皆研修〉	幼保・教セ	
		再		親育ち支援啓発事業	幼保	
		再		親育ち支援保育者スキルアップ事業	幼保	
		再		基本的生活習慣向上事業	幼保	
		再		地域学校協働活動推進事業	生涯	
		再		コミュニティ・スクール推進事業	小中	
(2)	社会的自立に向けた支援の充実	再		スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等活用事業	人権	
		再		校内支援会サポート事業	人権・心セ	
		再		心の教育センター相談支援事業	心セ	
		再		教育支援センターにおける学習指導の在り方に関する調査研究	人権	
		再		青少年教育施設振興事業	生涯	
		再		高等学校等就学支援金事業、高校生等奨学給付金事業、高知県高等学校等奨学金事業	高等	
		再		若者の学びなおしと自立支援事業	生涯	

横断的取組２　学校における働き方改革の推進

取　　組		No,	新規等	事　業　名　称	担当課	掲載Ｐ
(1)	学校組織マネジメント力の向上と教職員の意識改革	再		学校組織のマネジメント力の向上と教職員の意識改革	教福	
		再		校務支援システムの導入・活用促進	教政	
		再		学校事務体制の強化	教福・教セ	
(2)	業務の効率化・削減	再		校務支援システムの導入・活用促進	教政	
		再		運動部活動の運営の適正化	保体	
		再		文化部活動指導員・支援員の活用	高等・小中	
		再		業務の効率化・削減	教福	
(3)	専門スタッフ・外部人材の活用	再		校務支援員（スクール・サポート・スタッフ）配置事業	教福	
		再		運動部活動指導員配置事業	保体	
		再		文化部活動指導員・支援員の活用	高等・小中	
		再		スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等活用事業	人権	
		再		放課後等における学習支援事業	小中	
		再		学習支援員事業	高等	
		再		地域学校協働活動推進事業	生涯	
		再		コミュニティ・スクール推進事業	小中	

※「No,」「新規等」列の漢字表記について→後：後掲、再：再掲、新：R2 年度新規、組新：R2 年度組換新規、拡：R2 年度拡充

＜６つの基本方針＞

延べ事業数	141
うち再掲・後掲	27
実事業数	114

＜横断的取組の事業数（再掲）＞

不登校への総合的な対応	34
学校における働き方改革の推進	15

事業名称	管理職等育成プログラム	事業 No,	1
		担当課	教育センター

概要	管理職のマネジメント力を強化するため、主幹教諭から校長までを対象とする、学校組織マネジメントと人材育成を柱とした管理職等育成プログラムを実施する。

到達目標 めざす姿	○各学校において、管理職のリーダーシップが発揮され、学校組織マネジメントが実践されている。 ・新任用校長を対象としたアンケート『「学校経営計画」に基づく学校運営』に係る項目：3.0 以上（4 件法）

目標達成に向けた課題	○学校の組織力の向上や組織的な人材育成等に、管理職によるマネジメント力が十分発揮されていない。 ○組織マネジメントについての理解は深まっているが、実践に結びついていない場合がある。

	内　　容	予　　定
実施内容	●指導教諭研修 ・教育課題に関する専門的な理解を深めるとともに、学校組織マネジメントや人材育成等に関する研修を通して、組織的な校内研究・研修の推進者としての資質・指導力の向上を図る研修を実施する。	◆新任用（3 日） ◆任用 2 年次（２日） ・２年次は、教頭研修の一部を選択して受講する。 ・OJT により職責を理解し、自校の校内研究・研修の活性化に役立つ研修を実施する。
	●主幹教諭研修 ・教育課題に関する専門的な理解を深めるとともに、学校組織マネジメントや人材育成等に関する研修を通して、学校運営の充実を目指す推進者としての資質・指導力の向上を図る研修を実施する。	◆新任用（3 日） ◆任用 2 年次（２日） ・２年次は、教頭研修の一部を選択して受講する。 ・OJT により職責を理解し、自校の組織マネジメントの充実に役立つ研修を実施する。
	●教頭研修 ・人間的魅力をもったリーダー性、教育に関するビジョン、強い使命感、時代をみる先見性、課題発見能力、変革に挑む積極性、危機管理のできる判断力や行動力、経験に裏打ちされた見識等、管理職としての資質・指導力の向上を図る研修を実施する。	◆新任用（4.5 日）〔希望研修 2.5 日〕 ◆任用 2 年次（３日）〔希望研修 2 日〕 ・高知県教員育成指標に基づき、資質、マネジメント力、ガバナンス力の向上に資する研修を実施する。 ・若年教員からミドルリーダーまでの人材育成の内容を組み込む。 ・自校の課題への認識を深め、その課題を組織的かつ計画的に解決するための、校長の OJT による「課題解決研修」を実施する。
	●副校長研修 ・教育課題を把握し、学校組織を活性化するため、管理職としての資質・指導力の向上を図る研修を実施する。	◆新任用（２日） ・校長研修の一部を受講する。 ・若年教員から教頭までの人材育成の内容を組み込む。
	●校長研修 ・学校経営におけるトップリーダーとして、職責の理解を深めるとともに、教育課題を把握し、その解決に向けて学校組織の活性化や OJT を通した人材育成を行う校長としての資質・指導力の向上を図る研修を実施する。	◆新任用（3 日） ・校長 OB 等による、トップリーダーとしての職責の理解と実践に資する研修を実施する。 ・若年教員から教頭までの人材育成の内容を組み込む。

事業名称	学力向上のための学校経営力向上支援事業	事業 No,	2
		担当課	小中学校課

概要	全小・中学校において、学力調査等で明らかとなった学力課題を解決し、児童生徒の生きる力を育成するため、中長期的な視点に立った学校経営計画に基づく学力向上に向けたＰＤＣＡサイクルを確立し、学校の組織力向上を図る。

到達目標 めざす姿	○各学校において学校経営計画に基づき、PDCA サイクルによる取組の検証・改善が行われている。 ・児童生徒の姿や地域の現状等に関する調査や各種データ等に基づき、教育課程を編成し、実施し、評価して改善を図る一連の PDCA サイクルを確立している学校の割合（「よくしている」と回答した学校の割合） 小学校 40%以上、中学校 40%以上　（R1：小学校 29.5%、中学校 25.7%）

目標達成に向けた課題	○学校経営計画に基づき組織的に取り組むことへの意識は高まってきたものの、PDCA サイクルによる取組の進捗や検証・改善の内容の質には、まだ課題が見られる。 ○教員の大量退職に伴い、新規で登用される管理職が増加傾向にある中、管理職の学校経営を支援する手立てがこれまで以上に求められる。

	内　　容	予　　定
実施内容	●「学校経営計画」の進捗管理 ・学校経営計画にシンプルなビジョンや数値目標を設定するよう促すことなどを通して、全学校で策定している学校経営計画の充実を図る。	◆「学校経営計画」の策定・実践 ・全公立小・中学校 ５月：各学校で策定→県教委へ報告 ９月：各学校で中間検証実施→県教委へ報告 ３月：各学校で年度末検証実施→県教委へ報告 ・地区別校長会における「学校経営計画」の策定のポイント等の周知 ※計画の様式や進捗管理の方法等については、R2～5 年度の期間で、適宜見直しを行う
	●学校経営力向上のための支援 ・全ての学校において、校長のリーダーシップのもとで教育目標の実現や課題の解決に向けた組織マネジメントが効果的・効率的に推進されるよう、学校経営アドバイザーによる訪問指導・助言等による支援を行う。	◆学校経営アドバイザーの配置 ・退職校長等７名を教育事務所に配置 （東部２名、中部３名、西部２名） ◆学校経営アドバイザーの学校訪問等による指導・助言 ・全小・中学校対象　年２回以上 ◆全国学力・学習状況調査結果等説明会 ・８月：校長対象

事業名称	マネジメント力強化事業（学校経営計画の充実）	事業 No,	3
		担当課	高等学校課

概要	全ての学校で全教職員が学校の目標や課題を共有し、方向性を合わせて取り組むため、教職員が参画して策定する学校経営計画の充実を図るとともに、ＰＤＣＡサイクルを回し学校全体でチームとして組織的に取り組む。この取組を支援するため、授業改善や学校経営に関する具体的な指導、助言を行う「学校支援チーム」による指導の充実・強化を図る。

到達目標 めざす姿	○校長のマネジメント力が向上し、全ての学校において、チーム学校としての組織的な取組の充実が図られている。 ・学校経営計画の自校評価結果がＢ以上※の学校の割合 100%（H30：66%） ※Ａ：目標を十分に達成　Ｂ：目標を概ね達成　C:やや不十分　Ｄ：不十分

目標達成に向けた課題	○各校において、マネジメントが効果的に機能しているかチェックし評価する機能に課題がある。

	内　　容	予　　定
実施内容	●学校経営計画の進捗管理 ・全ての学校で全教職員が学校の目標や課題を共有し、方向性を合わせて取り組むため、シンプルなビジョンや数値目標を設定するなど、学校経営計画の充実を図る。	◆学校経営計画の策定・実践 ・全県立学校 ４月：各学校で策定→県教委による確認 10 月：各学校で中間検証実施→県教委へ中間報告 ３月：各学校で年度末検証実施→県教委へ最終報告 ※計画の様式や進捗管理の方法等については、R2～5 年度の期間で、適宜見直しを行う
	●訪問指導・助言等の充実・強化 ・学校経営計画に基づく組織マネジメントの進捗管理を支援するため、学校経営アドバイザーや高等学校課の企画監、学校支援チームが各学校を訪問し、指導・助言を行う。	◆学校経営アドバイザー、高等学校課企画監、課長補佐学校支援チームによる学校訪問 ・４月～２月　各学校３回（学力向上） ・５月～３月　〃　４回（カリキュラムマネジメント）

事業名称	学校事務体制の強化	事業 No,	4
		担当課	教職員・福利課 教育センター

概要	学校事務に関する企画・調整を一元的に行うために、共同学校事務室の充実及び設置の促進を図る。また、学校事務職員が管理職のマネジメント体制を支え、円滑な学校運営に寄与することができるよう、資質・能力の向上に向けた研修の充実を図る。

到達目標 めざす姿	○共同学校事務室の拡充が進むことで、事務処理の質の向上や効率化が図られるとともに、事務職員の学校経営への参画などにより働き方改革に向けた取組が進んでいる。 ・共同学校事務室を設置した教育委員会数 20 教育委員会（14 共同学校事務室）（R１：14 教育委員会（11 共同学校事務室）） ○学校において、学校事務機能が高まり、管理職のマネジメント体制を支える仕組みが充実している。 ・ステージⅡ充実及び主事研修受講者アンケート結果の評価平均：3.8 以上（４件法）

目標達成に向けた課題	○小・中学校では学校事務職員の配置は基本的に各学校 1 名であり、事務処理機能の適正化・均質化、若手事務職員の育成など様々な課題があることから、教員の事務負担軽減への体制が十分整っていない。 ○事務職員の学校経営へのより一層の参画が必要である。

	内　　容	予　　定
実施内容	●共同学校事務室の充実及び設置に向けた取組 ・市町村教育委員会と共同学校事務室の必要性等や成果などを情報共有し、共同学校事務室の充実と拡大につなげる。	◆設置に向けた取組 ・市町村教育長会等で設置を要請 ・未設置市町村を訪問し、設置の必要性等の説明・設置に向けた支援 ・外部団体(公立学校事務研究会等)との連携した取組 →学校事務職員を対象とした研修等において、共同学校事務室の役割や必要性についての研修を実施
	●共同学校事務室機能の向上及び学校事務職員の育成等の取組 ・チーム学校を構築するため、事務機能の強化を図るための情報交換等を行う。また、事務職員の学校経営への参画などの先進的な事例を学び合うことにより、共同学校事務室の設置に向けた取組につなげていく。	◆共同学校事務室の全事務長及び総括主任を対象とした協議会の実施 ・年１回 ・内容：先進的な取組事例の発表、グループ協議等 ◆業務の効率化・削減に関する実践研究の実施 ・実践報告会の実施（年１回）
	●学校事務職員研修の充実（教育センター） ・管理職のマネジメント体制を支えるための取組を学ぶなど、学校事務職員の資質・能力の向上のための研修のさらなる充実を図る。	◆研修の実施 （小中学校） ・ステージⅠ基礎　５日間（新規採用者） ・ステージⅡ充実　２日間（主査・主幹昇任者） ・ステージⅢ発展　１日間（採用 20 年目主幹） ・ステージⅣ指導　３日間（総括主任・事務長昇任者） （県立学校） ・新規採用研修　３日間 ・主事研修　２日間 ・主査研修　１日間 ・主幹･主任研修　２日間 ・新任用事務長研修　３日間

事業名称	学校組織のマネジメント力の向上と教職員の意識改革	事業 No,	5
		担当課	教職員・福利課

概要	「学校の教育職員の在校等時間の上限に関する方針」に基づき、管理職のマネジメントのもと、勤務時間管理の徹底や定時退校日等の設定などに取り組むことで、在校等時間を意識したメリハリのある働き方を進める。また、管理職や教職員を対象とした研修の実施や好事例の紹介などにより、教職員一人一人の働き方に関する意識改革の取組を推進する。

到達目標 めざす姿	○管理職のマネジメントの実践により、在校等時間を意識したメリハリのある働き方が進んでいる。 ・勤務時間管理の徹底が図られている県立学校及び市町村教育委員会の割合　100% ・学校閉校日や最終退校時刻、定時退校日等を設定した学校の割合　100%

目標達成に向けた課題	○統合型校務支援システムの導入により、勤務時間を管理する環境が整ってきたが、勤務時間管理の徹底が十分でない例が見られる。 ○「子どものためであればどんな長時間勤務も良しとする」という強い使命感からの働き方や中学校及び高等学校における部活動指導などが長時間勤務を生む要因となっている。

	内　　容	予　　定
実施内容	●管理職のマネジメントの実践 ・学校現場における勤務時間管理の徹底を図るとともに、定時退校日や最終退校時刻、学校閉校日の設定等の取組を更に促進する。	◆勤務時間管理の徹底 ・校務支援システムを活用し、勤務実態を把握 進捗管理を調査分析（年２回）、指導・支援（小中学校は市町村教育委員会を通じて） ◆取組の徹底及びフォローアップ ・進捗管理、調査、指導・支援 →学校閉校日、定時退校日等の設定（調査：年２回） →目標設定や人事評価を活用した取組 →学校経営計画で示した業務改善の取組 →部活動ガイドライン等に沿った取組
	●意識改革のための研修の実施 ・教員一人一人の働き方に関する意識改革を図るため、管理職のマネジメント力向上のための研修や管理職と取組推進役となる職員との合同研修を実施する。	◆管理職を対象としたマネジメント研修（８月） ・全校種の２年目教頭を対象 ◆管理職と推進役の教職員との合同研修（５～６月） ・研修結果を学校に持ち帰って実践、取組状況等を報告 ・実施（中央地区：２回、幡多地区１回） ・１回あたり 20 校（各校２名）
	●他県や推進校等の好事例の紹介による取組の推進 ・各市町村教育委員会及び各学校が行う取組の進捗状況を確認し、取組の成果と課題の検証を行うとともに、他県や推進校等での好事例についての周知を図る。	◆好事例の収集・提供 ・教育長会・校長会やホームページ等での紹介 ・働き方改革通信の発行（年６回程度）

事業名称	業務の効率化・削減	事業 No,	6
		担当課	教職員・福利課

概要	学校等への調査・照会、事業について削減や見直しを行うとともに、研修について精選により回数の削減等を図ることで、教員の負担軽減を図る。また、学校独自の行事について、地域や保護者の理解を得ながら、業務の明確化や適正化を図るとともに、学校徴収金の徴収・管理については、学校給食費等の公会計化や事務職員等への徴収業務の移譲に向け、好事例の周知など支援を行う。

到達目標 めざす姿	○研修の精選がされたことなどにより、夏季等の長期休業中における休日を取得することができる。 ・夏季の長期休業中において 10 日以上の休暇を取得した教職員の割合　100% ○学校徴収金の徴収・管理業務の移譲により、教員が授業改善のための時間や児童・生徒に向き合う時間を増やすことができた。 ・学校徴収金の徴収や管理業務の移譲に向けた取組を行った学校の割合　100%

目標達成に向けた課題	○教職員一人一人がこれまでの働き方を見直し、勤務時間を意識し、限られた時間の中で、計画的・効率的に業務を行おうとする意識を持つことが必要である。

	内　　容	予　　定
実施内容	●学校の事務負担軽減に資する取組の実施 ・県教育委員会の調査や照会、事業等について、精選を行うとともに、削減や簡素化に取り組むことで、学校現場の負担軽減を図る。 ・県が実施する集合研修等について、精選による回数の削減等を行うとともに、遠隔教育システムの活用による教職員研修を拡充し、移動時間の短縮に取り組む。	◆調査等の重複の排除と整理・統合・廃止 ・実施頻度・時期、対象、調査項目・様式等の精査 ◆研修の精選 ・プログラムの再構築による管理職等研修の削減 ・学校の OJT への移行による悉皆研修の削減 ・遠隔教職員研修の拡充 ◆事業等の見直し ・１校あたりの指定事業数の調整及び削減 ・事業内容や成果報告書等の見直し
	●学校の業務改善の取組への支援 ・学校徴収金の徴収・管理について、学校給食費等の公会計化や事務職員等への徴収業務の移譲に向け、好事例の周知など支援を行う。 ・先進的な業務改善の取組等を参考にしながら、学校独自の行事や業務を見直すなど、業務の精選や効率化、縮減するための取組を推進する。	◆学校徴収金の徴収・管理業務の移譲に向けた支援 ・取組状況の調査 ・学校給食費等の公会計化や徴収業務移譲への事例紹介 ◆学校行事（修学旅行、遠足、運動会等）の精選や見直しへの支援 ・先進的な業務改善の取組事例の収集、情報提供 →渉外等の業務移管と地域ボランティアの活用

事業名称	組織力向上推進事業	事業 No,	7
		担当課	小中学校課

概要	小・中学校で急増する若年教員の育成や、中学校における課題である学力定着状況の解決に向けて、メンター制（小・中）及び教科のタテ持ち等の学び合いの仕組み（中）を取り入れ、組織的な人材育成及び授業改善や、授業力向上のための体制づくりについての研究を推進する。また、研修コーディネーターや主幹教諭等が中心となって、全教職員が主体的に学び合う仕組みを校内に構築し、日常的な OJT の活性化を図る。

到達目標 めざす姿	○各学校において授業改善を中心とした教育活動が組織的に行われている。 ・学習指導と学習評価の計画の作成に当たり教職員同士が協力し合っている学校の割合（「よくしている」と回答した学校の割合） 小学校 50%以上、中学校 50%以上　（R1：小学校 34.2%、中学校 41.3%）

目標達成に向けた課題	○日々の授業や生徒指導、学級経営が個々の教員に任されており、経験の浅い若年教員を学校の中で育てる仕組みづくりが十分でない。 ○小学校は教科担任制でないため、組織的な授業改善がなされにくい。 ○中学校では、「タテ持ち」や「教科間連携」による組織力強化に取り組んだことにより、授業改善が組織的に進んでいるものの、学校により差が見られる。

	内　　容	予　　定
実施内容	●研修コーディネーターによる支援【メンター】 ・メンター長等を通じて各校のメンターチームへ指導するとともに、研修ノウハウの提供や各校の研修交流の企画・運営を行う。	◆研修コーディネーターの配置 ・R2：19 名（小 15 名、中 4 名）
	●拠点校による指定研究と県内への普及【メンター】 ・各学校の特色に応じた組織や活動を研究し、その成果について普及に取り組む。	◆拠点校の指定 ・R2：小学校 15 校、中学校 4 校 ◆県教育委員会主催の会合における実践発表の実施 ・協議会や校長会、研究主任会等において適宜 ◆メンターチーム会の公開 ・各拠点校において年 1 回以上
	●拠点校及び推進校への支援と県内への普及【中学校組織力】 ・県教育委員会による訪問指導・助言等の充実や、拠点校における組織づくり講座で成果の普及に取り組む。	◆拠点校の指定 ・R2:「タテ持ち」型 6 校、「教科間連携」型 7 校 ◆県教育委員会における学校訪問 ・R2：拠点校 各学期 1 回 推進校(「タテ持ち」型のみ) 年 1 回 ◆組織づくり講座の開催 ・拠点校：各学期 1 回公開 ◆研究協議会の実施 ・年 1 回 ・対象者…拠点校の校長
	●学校組織におけるミドルリーダー育成【中学校組織力】 ・ライン機能の強化に向けて、主幹教諭のマネジメント力を高めるための支援を行う。	◆主幹教諭連絡会の実施 ・年 2 回

事業名称	主幹教諭の配置拡充	事業 No,	8
		担当課	高等学校課

概要	高等学校、特別支援学校において、校長を中心とした組織マネジメント力の更なる強化に向けて、主幹教諭の配置の拡充を進めるとともに、主幹教諭を総括育成担当者として位置づけ、ＯＪＴを通して組織的に人材を育成する仕組みを構築する。

到達目標 めざす姿	○各学校において、校長を中心とした組織マネジメントが効果的に推進され、教員同士が学び合う組織体制が構築されている。 ・主幹教諭の配置校数：24 校（R1：16 校） ・主幹教諭を中心に教員同士が学び合う仕組みが構築できている高等学校の割合：100%（R2 より調査）

目標達成に向けた課題	○生徒指導部や進路指導部等の担当部署や学年団、教科会等の組織間の連携が十分でなく、大部分の教育活動が個々の教員の裁量や力量に委ねられている。 ○主幹教諭として職務の位置付けが不十分な場合、期待する効果を十分に発揮できない。 ○組織的に人材を育成する仕組みが不十分であり、教育同士が学び合う体制が十分にできていない。

	内　　容	予　　定
実施内容	●主幹教諭の配置拡充 ・各学校における組織的な人材育成の仕組みの構築に向けて、退職した経験豊かな管理職も活用しながら主幹教諭の配置を拡充する。	◆主幹教諭の配置校数 ・各年度２校以上配置校を増やす予定 ※教頭複数配置ではない学校や教育課題の集中的解決を図る学校に優先的に配置
	●人材育成の取組の進捗管理 ・主幹教諭配置校において、主幹教諭を総括育成担当者としてどのように活用しているかを確認・協議するとともに、明確な位置付けを図り、ＯＪＴによる人材育成の取組を強化する。	◆学校訪問等による確認・協議 ・全県立配置校　年３回（６月、９月、12 月）

事業名称	コミュニティ・スクール推進事業	事業 No,	9
		担当課	小中学校課

概要	平成 29 年４月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正され、これまで任意であった学校運営協議会の設置が努力義務となったことを受け、各市町村教育委員会に対し、所管の小中学校への学校運営協議会の設置に関する効果的な支援を行うことで、学校と地域の連携・協働による教育活動の充実を図り、「地域とともにある学校づくり」を推進する。

到達目標 めざす姿	○全ての市町村（学校組合）教育委員会において、管内の小中学校にコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）が導入される。 ・コミュニティ・スクールを導入している小中学校の割合 100%　（R１：小学校　19.1%　中学校　24.0%） ・保護者や地域の人が学校の美化、登下校の見守り、学習・部活動支援、放課後支援、学校行事の運営などの活動に参加している学校の割合（「よく参加している」と回答した割合） 小学校　70%、中学校　50%　（R1：小学校　59.1%　中学校　34.9%） ・今住んでいる地域の行事に参加しているという児童生徒の割合（「当てはまる」と回答した割合） 小学校　40%以上　中学校　40%以上　（R1：小学校　31.5%、中学校　20.6%）

目標達成に向けた課題	○本県のコミュニティ・スクール導入率は、地域学校協働本部を設置している学校の割合に対して低い。 ・地域学校協働本部の実施率：92.4% ・コミュニティ・スクール導入率：20.5%（20 市町村教育委員会、60 校） ○各小中学校及び市町村教育委員貴会において、コミュニティ・スクールに対する必要性や効果への認識が不十分である。 ・コミュニティ・スクールの導入（拡充）の予定あり、または導入（拡充）に向けて検討中の教育委員会 小学校：7 市町村教育委員会　中学校：5 市町村教育委員会

	内　　容	予　　定
実施内容	●コミュニティ・スクールの導入推進 ・コミュニティ・スクール未導入の市町村への情報発信・周知・先進的に運営している市町村の好事例を冊子にして配付することを通して、コミュニティ・スクールの導入を促進する。	◆推進に向けての計画・実施 ・８月：研修会実施 ・対象：公立小・中学校管理職 ◆コミュニティ・スクール未導入の市町村へ訪問 ・好事例集配付 ◆地域研修会 ・東・中・西部　各１回

事業名称	校務支援員（スクール・サポート・スタッフ）配置事業	事業 No,	10
		担当課	教職員・福利課

概要	教員の業務負担の軽減を図り、児童生徒への指導や教材研究等に一層注力できる体制を整備するため、教員の専門性を必要としない業務（学習プリント等の印刷など）に従事する校務支援員（スクール・サポート・スタッフ）の効果的な活用を推進するとともに、配置校の拡充を図る。

到達目標 めざす姿	○配置校において、校務支援員の配置により働き方改革の取組が進み、教員の時間外在校等時間が削減される。 ・教員一人あたりの時間外在校等時間を前年度比３％以上削減できた学校の割合：100% ※令和元年度の校務支援員の配置校において、教員一人あたりの在校等時間の月の平均時間が前年度の同時期と比べ、約５％削減された。（H30.6～11：90 時間 27 分→R1.6～11：86 時間 20 分の４時間７分減）

目標達成に向けた課題	○配置によって縮減できた時間を他の業務に充ててしまい、在校等時間の縮減につながっていない状況が見られることから、勤務時間を意識し、限られた時間の中で、計画的・効率的に業務を行うことについて教職員の意識を高める必要がある。 ○適切な勤務時間管理により、勤務実態を把握し、進捗管理を徹底させていく必要がある。

	内　　容	予　　定
実施内容	●校務支援員の効果的な活用の推進 ・校務支援員が教員の専門性を必要としない業務（学習プリント等の印刷など）を代わって行うことにより、教員が本来業務に注力できる体制を整備する。 ・働き方改革の観点から、校務支援員の業務内容や教員の勤務時間の変化の状況などについて把握するとともに、成果指標を設定し、事業効果の検証を行う。	◆配置校の実践、進捗管理、調査・分析、指導等 ・教職員の月別勤務時間の把握と時間管理の徹底 ・これまでの取組を継続、発展させるとともに、配置効果を検証 →配置校の教員を対象としたアンケート調査・分析（年２回） →市町村教育委員会との連携による訪問指導等
	●校務支援員配置校の拡大 ・各学校における在校等時間の上限の遵守に向けた業務改善等の取組を推進するため、校務支援員の配置校の拡大を図る。	◆校務支援員の配置 ・R2 年度：40 名 40 校（●小学校、●中学校）

事業名称	大量採用時代を見据えた教員の確保	事業 No,	11
		担当課	教職員・福利課

概要	大量退職大量採用時代にある中、本県が求める資質や能力を有する教員の確保に向け、教員採用候補者選考審査の受審者を増やすため、審査の実施時期や方法について工夫を行うとともに、県外での説明会等の開催など、広報活動を積極的に行う。

到達目標 めざす姿	○教員採用候補者選考審査において、定年退職者等を踏まえて算出した採用予定数を確実に充足するとともに、人材の質を一定担保することが可能な採用倍率を維持している。 ・小学校教諭　充足率 100%以上（Ｒ１：106%）　　採用倍率 3.0 倍以上（R１：7.7 倍） ・中学校教諭　充足率 100%以上（Ｒ１：112%）　　採用倍率 3.0 倍以上（R1：10.3 倍）

目標達成に向けた課題	○本県の教職員の定年退職者数は、令和３年度の約 400 人をピークに令和７年度までは、毎年 300 名を超えるペースで推移する見込みであり、人材確保が大きな課題となっている。 ○民間の好景気等を背景に、特に教員採用審査に採用とならなかったのち、講師を続けながら採用となることを目指す人材が減ってきており、全国的にも教員の確保が課題となっている。 ・平成 30 年度実施の教員採用審査における小学校の受審者の倍率は過去最低（文科省調査結果）

実施内容	内　　容	予　　定
	●受審者の拡大に向けた取組 ・本県が求める資質や能力を有する教員を確保するために、教員採用候補者選考審査の受審者の拡大を図る。	◆採用説明会等の実施 ３・４月：高知会場、東京会場、大阪会場 ４月：県内、中四国、関西地区の大学（R2:23 大学） ◆広報の充実 ・テレビ・ラジオ番組での募集案内の放送（３・４月） ・コンビニ等へのポスター掲示 ・教員採用月刊誌への募集案内の掲載
	●審査方法の見直し ・審査の実施時期（日程）、受審資格要件、応募方法の簡素化など、対象者にとって受審しやすい審査方法の工夫を他県の動向を注視しながら継続して行う。	◆審査方法研究委員会における審査方法の見直し ・当該年度実施の採用審査の結果及び次年度の他自治体の審査内容の分析 ・審査日程、審査内容の検討（全国一早い審査日の継続） ・受審資格及び加点要件の見直し
	●実践力を有する教員の確保 ・現職で３年、元職で５年の通算職務歴がある方を対象とした採用審査を実施し、実践力を有する教員の採用を行う。	◆現職教員特別選考審査（小学校教諭、小中学校養護教諭）の実施（９・１月） ・高知会場に加え、東京・大阪会場でも実施 ・高知新聞の求人欄への募集案内の掲載：５月 ・ＳＮＳによる募集案内の発信：4～11 月
	●任期付教員の確保 ・育児休業又は配偶者同行休業を取得する教員の代替として配置する教員の採用を行う。	◆任期付教員採用候補者選考審査の実施（６～８月） ・全校種（教員採用候補者選考審査の中で実施） ・本審査の実施について、採用説明会で周知（3・４月）

事業名称	採用候補者への啓発（採用前研修）	事業 No,	12
		担当課	教育センター

概要	早期から教育公務員としての意識の醸成を図るとともに、授業づくりの基本を徹底するため、教員採用候補者への講座を実施するとともに、臨時的任用教員等を対象とした研修を実施する。

到達目標 めざす姿	○採用候補者が、教育公務員としての自覚をもち、教員に求められる資質や能力について理解できている。 ・採用候補者共通講座の受講者を対象としたアンケートの肯定的評価　平均 3.5 以上（４件法） ○臨時的任用教員が、教育公務員としての自覚をもち、教員に求められる資質や能力について理解できている。 ・臨時的任用教員研修の受講者アンケートの評価平均 3.5 以上（４件法）

目標達成に向けた課題	○社会性やコミュニケーション力に課題が見られる者が増えている。 ○本県で初めて生活する初任者も増加しているため、教職に必要な内容のほか、生活等に関するアドバイス等、よりきめ細かな対応が必要である。

	内　　容	予　　定
実施内容	●採用候補者共通講座 ・採用候補者を対象に、教育公務員としての意識を醸成するとともに、教員に求められる資質や指導力について理解を深めるための講座を実施する。	◆講座の実施 ・年間１日（2 月予定） ・主な内容 教員としての心構え（服務）、社会人として、 児童生徒理解、先輩に学ぶ、初任者研修の概要 ※研修内容については、適宜見直しを行う 生活等の相談窓口の設置
	●採用候補者課題講座 ・採用候補者を対象に、教育公務員としての意識の醸成を図るため、課題レポート及び自己研鑽のための教員研修や教材等を提供する。	◆レポートのポートフォリオ化 ・課題レポートをポートフォリオとして蓄積させ、初任者研修等での振り返りに活用 （内容）採用候補者となった思い 教育に対する使命・情熱・決意 ◆教員研修・教材等の案内 ・初任者研修で活用する教材等の配付 ・NITS のオンライン講座 ・教科研究センター講座：３回 ※採用候補者に文書で案内
	◆臨時的任用教員研修 ・該当年度に期限付講師及び時間講師等になった者を対象に、服務等に対する理解促進及び授業・学級経営等における基礎的・基本的な実践力を育成する研修を実施する。	◆研修の実施 ・年間２日 ・主な内容 第１回：「教育公務員としての心構え」、 「教員に求められる資質・能力」等 第２回：「授業づくりの基礎・基本」等 ※研修内容については、適宜見直しを行う

事業名称	若年教員育成プログラム	事業 No,	13
		担当課	教育センター

概要	若年教員の実践的指導力及びマネジメント力を育成するために、初任者から 7 年経験者までの研修を「高知県教員育成指標」に基づいて体系化した、若年教員育成プログラムを実施する。

到達目標 めざす姿	○全ての若年教員が、各年次に応じた実践的な指導力とマネジメント力を身につけている。 ・「高知県教員育成指標」に基づく自己評価票の達成状況（3 年経験者） ＜自己評価＞3.1 以上　＜校長評価＞3.1 以上　（4 段階評価） ※R 元：自己評価 3.1　校長評価 3.2

目標達成に向けた課題	○若年教員に対する組織的な人材育成の意識は高まっているが、実践的な指導力とマネジメント力を向上させるためには、ＯＪＴと Off-ＪＴのさらなる連携強化が必要である。 ○初めて本県で生活する初任者も増加しているため、生活等に関するアドバイス等、よりきめ細かな対応が必要である。

	内　　容	予　　定
実施内容	●初任者研修 ・授業づくりや児童生徒理解、マネジメントの基礎・基本を学ぶとともに、教員としての使命感を養い、幅広い知見を習得する研修を実施する。	◆校外研修 13 日、配置校研修 220 時間以上の実施 ・基礎研修、授業基礎研修、事務所研修、県立学校研修、チーム協働研修 ・全校種に対し、指導主事による訪問指導　年 1 回 ・NITS のオンライン講座（配置校研修） ◆若年教員育成アドバイザーによる学校支援訪問 ・全小・中学校初任者（高知市除く）対象　年 3 回
	● 2 年経験者研修 ・児童生徒理解に基づいた授業実践力や学級経営力を向上させるとともに、セルフマネジメント力の定着を図る研修を実施する。	◆校外研修 5 日 ・共通課題研修、授業実践研修、教育事務所研修、県立学校研修 ◆若年教員育成アドバイザーによる学校支援訪問 ・全小学校 2 年経験者（高知市除く）対象　年 1 回 ※他校種は指導主事による訪問指導　年 1 回
	●3 年経験者研修 ・集団としての力や児童生徒一人一人の能力を高める学級経営力及び学習評価を生かした学習指導力並びにチームマネジメント力の向上を図る研修を実施する。	◆校外研修 3 日 ・授業実践研修（学習評価に基づく授業改善）
	●7 年経験者研修 ・自己課題の解決に向けた実践的指導力及びチームマネジメント力の向上を図る研修を実施する。	◆校外研修 1 日 ・共通課題研修（次期ミドルリーダーを目指して）

事業名称	中堅教諭等資質向上研修	事業 No,	14
		担当課	教育センター

概要	県内の公立学校（高知市立学校を除く）の９年間の教職経験をもつ教諭等に対して、実践的指導力を高めるとともに、ミドルリーダーとして求められるチームマネジメント力の向上を図る研修を実施する。

到達目標 めざす姿	○10 年以上の教職経験をもつ教諭等が、学年や校務分掌等における自己の役割を自覚し、若年教員や同僚に対して適切な助言ができるようになる。 ・中堅教諭等資質向上研修の受講者アンケート評価平均（4 件法） 「学年や分掌等の要となり、チーム対応等の充実に向けて取り組むことができる」：3.0 以上 「必要に応じた若年教員への指導助言ができている」：3.0 以上（Ｒ元：2.7　5 月現在）

目標達成に向けた課題	○中堅教諭の中には、ミドルリーダーとしての役割を十分に果たすことができなかったり、若年教員等に対する育成・指導の意識が弱かったりする者が見られる。

	内　　容	予　　定
実施内容	●共通課題研修 ・ミドルリーダーとしての意識を高め、チームマネジメント力や実践的指導力の向上を図る研修を実施する。	◆年間４日 ・講義・演習 「ミドルリーダーとしての在り方」 「学校組織マネジメント」「学級・ホームルーム経営」 「コーチング」「メンタルヘルス」等
	●教科指導研修 ・教科指導における課題解決に向けて、専門的な知識や技能を習得し、基礎学力の定着と学力向上（及び自立と社会参加）につながる授業の工夫改善を通して、実践的指導力の向上を図る研修を実施する。 ※（　）内は特別支援学校に該当	◆年間２日 ・講義・演習 「学習指導要領の趣旨に基づいた授業づくり」 「カリキュラム・マネジメント」等 ・校種別教科別研　究協議 「教科の特性に応じた学習指導の在り方」 「学習指導案の検討」等
	●チーム協働研修 ・初任者及び中堅教諭が、合同研修の中で協働して学ぶことを通して、実践的指導力を高めるとともに、協働性・同僚性を構築する研修を実施する。	◆年間１日 ・東部、中部、西部及び特別支援学校の４会場で実施 校種ごと、教科横断でチームを編成。初任者が模擬授業を行い、中堅教諭がメンターとして助言を行う。
	●選択研修 ・自己の能力開発を目指し、９年間の教育実践を振り返り、明らかになった自己の課題及び必要な知識や技能について自ら認識して、主体的に選択する研修を実施する。	◆年間３日 ・自己課題に応じた研修を選択 学級経営や人権教育、特別支援教育等の「教職員等研修案内」に掲載されている研修や校長及び市町村教育委員会が認める研修が対象。
	●在籍校等研修 ・自己課題、自己テーマに応じた効果的な研修を在籍校等で実施する。	◆年間 20 日 ・教科指導に係る研修 ・研究授業及び研究協議 ・研究成果発表　等

事業名称	大学等との連携の強化（高知大学教職大学院との連携）	事業 No,	15
		担当課	教育政策課

概要	教員の資質・指導力の向上を図るため、教員養成を行う県内大学との協議の機会を設け、連携した取組を推進する。 また、高知大学教職大学院派遣教員の修学の充実を図るため、高知大学と連携し、派遣教員への指導・支援を行う。

到達目標 めざす姿	○県教育委員会と高知大学教職大学院の連携が強化され、派遣教員の資質向上が図られるとともに、派遣教員の実践研究等を通して各学校の教育課題解決が図られている。 ・派遣教員の実践研究が、学校の課題解決に資するものになっていると回答した管理職の割合：100% ・大学院での研究成果を校内研修の講師、指導助言者、発表者等として普及・活用した派遣修了者の割合：100%

目標達成に向けた課題	○教職大学院への派遣においては、高知県の課題解決に資する研究が進められているが、より汎用性のある研究に深めていくため、県教育委員会と大学のさらなる連携が求められる。

	内　　容	予　　定
実施内容	●高知大学教職大学院に派遣する現職教員への支援 ・派遣教員の修学及び研究の進捗状況や、実習を効果的にサポートする体制を確保することにより、派遣研修の充実を図る。	◆各コースへの計画的な教員の派遣 ・毎年 10 名程度を計画的に派遣 R2: 学校運営コース（2 名）、教育実践コース（6 名）、特別支援教育コース（２名）　合計 10 名 ◆高知大学教職大学院連携協議会・実習協議会の開催 ・各 4 回開催 ・第 2 回、第 4 回は、「土佐の皿鉢ゼミ」（院生の発表会）への参加として実施 ◆実習コーディネーターの配置 ・派遣教員の研究の進捗状況への助言・指導や円滑な実習に向けた支援等を行う専任の指導主事を配置（１名）
	●高知大学教職大学院派遣候補教員の事前研修 ・次年度派遣候補教員に対し、研究テーマの設定、研究計画書作成、修学の心構え等について指導を行い、大学院での研究活動の充実につなげる。	◆ヒアリング及び指導訪問 ・市町村教育委員会及び学校長へのヒアリング ◆事前研修 ・指導訪問（年間 3 回程度） ・「土佐の皿鉢ゼミ」への参加（８月、２月） ・大学教員からの事前指導（大学合格後）
	●教師教育コンソーシアム高知 ・高知大学、高知工科大学、高知県立大学、高知学園短期大学が連携して、高知県の教育課題に関する共同研究や情報共有等を行う。	◆運営協議会（年 1 回程度） ◆事業部会（年 1 回程度） ◆共同研究事業部会（適宜） ・アンケート調査及び分析 ※共同研究テーマ「教員・保育士希望学生の職業選択における特性・属性のデータ分析」

事業名称	学校の力を高める中核人材育成事業	事業 No,	16
		担当課	教育政策課

概要	教育大綱や教育振興基本計画を効果的に推進するため、学力向上、生徒指導上の諸問題の改善、特別な支援を必要とする児童生徒への対応など、本県の教育が抱える様々な問題の解決に向けて取組の核となる教職員の育成の充実・強化を図る。

到達目標 めざす姿	○以下に関する知識・理論等を修得し、学校において組織の中核を担う人材が育成されている。 ①生徒指導、学級経営、学校組織マネジメント等に関する専門的知識・理論、実践方法 ②いじめ・不登校、暴力行為等を減少させる学校体制を構築できる高い専門的知識・理論、実践方法 ③「主体的・対話的で深い学び」を実現する授業方法等に関する専門的知識・理論、実践方法 ④発達障害やその対応に関する専門的知識・理論、実践方法 ⑤小学校における英語の授業方法等に関する専門的知識・理論、実践方法 ⑥デジタル化社会に対応するための情報教育に関する専門的知識・理論、実践方法 ・帰任先において、修得した専門的知識等を普及するための研修会を開催した教員の割合：100% ○先進的な取組や専門性の高い取組が実践されることで学力の向上につながっている。

目標達成に向けた課題	○派遣における研究等の成果を県内の各学校に普及させる手立てが十分に整っておらず、成果の活用・普及の機会を拡大していく必要がある。

	内　　容	予　　定
実施内容	●大学院への派遣＜重点ポイント推進事業＞ ・新学習指導要領への対応や本県の教育課題の解決のため、下記の人材を計画的に育成し、充実を図る。 ＊学校運営、学級経営・生徒指導、教科指導方法、道徳教育、特別支援教育等に関する理論と実践力を身に付け組織的な取組をリードできる中核教員 ＊児童生徒の心の問題・課題への対応について、専門的知識と技術に基づく指導・助言を行える中核教員 ＊小学校英語科について、専科知識を持ち授業手法等の指導・助言を行える中核教員	◆高知大学教職大学院 ・学校運営コース（R2 年度：新規２名、継続２名） ・教育実践コース（R2 年度：新規６名、継続４名） ・特別支援教育コース（R2 年度：新規２名、継続４名） ◆鳴門教育大学大学院 ・＜修士課程＞心理臨床コース （R２年度：新規１名、継続２名） ・＜専門職学位課程（教職大学院）＞言語・社会系教科実践高度化コース（R２年度：新規２名、継続１名） ◆その他大学　※重点ポイント推進事業外 ・高知県立大学大学院　英語・領域教育コース （R２年度：新規１名）
	●先進県への派遣 ・本県の教育課題をリードする都道府県の公立学校等での勤務により、幅広い知識・技能を身に付け、指導力の向上を図る。	◆福井県 ・教科のタテ持ち実践校への派遣 ◆大阪府 ・プログラミング等の情報教育先進校等への派遣
	●教職員支援機構が実施する研修への派遣 ・組織マネジメントなど学校経営に必要となる知識又は喫緊の教育課題に対応する専門的な知識を習得させる。	◆教職員支援機構が実施する研修 ・管理職等７名、中堅職員等ステージに応じた研修 12 名 学校事務職員研修４名、情報化指導者養成研修３名 ◆マネジメント研修高度化推進事業 ・教職員支援機構への派遣（2 年間） ・教職員支援機構と連携した「マネジメント研修」の実施（年間１回程度）

事業名称	「高知の授業の未来を創る」推進プロジェクト事業	事業 No,	17
		担当課	小中学校課

概要	これからの時代に求められる資質・能力を育成する観点により、主体的・対話的で深い学びの視点からの学習・指導方法の改善や、カリキュラム・マネジメントを推進し、「社会に開かれた教育課程」を実現する。

到達目標 めざす姿	○義務教育９年間における教育課程の一層の充実が図られている。 ・習得・活用及び探究の学習過程を見通した指導方法の改善及び工夫をした学校の割合（「よく行った」と回答した学校の割合） 　小学校 50%以上、中学校 50%以上　　（Ｒ１：小学校 22.3%、中学校：18.3%） ・授業では、課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組むことができていると思うと解答した児童生徒の割合（「当てはまる」と回答した児童生徒の割合） 　小学校 50%以上、中学校 50%以上　　（Ｒ１：小学校 37.7%、中学校：32.3%） ・話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、広げたりすることができていると思うと回答した児童生徒の割合（「そう思う」と回答した児童生徒の割合） 　小学校 50%以上、中学校 50%以上　　（Ｒ１：小学校 32.9%、中学校：32.0%）

目標達成に向けた課題	○これから求められる資質・能力を育むための、教師主導ではなく、児童生徒が能動的に臨む授業（「主体的・対話的で深い学び」が実現した授業）が十分に実施されていない。 ○多くの学校において、授業づくりのポイントが焦点化された授業研究会が行われておらず、教科の本質に迫る議論に至っていない。 ○義務教育９年間を見通した計画的かつ継続的な教育課程の編成が十分になされていない。

	内　　容	予　　定
実施内容	●「主体的・対話的で深い学び」を実現するための実践研究事業 ・「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を推進することを通して、学習指導要領で求められている資質・能力の育成を目指す。	◆指定校における実践研究 ・指定校４校（小２校、中２校）【H30～R2】 　東部・中部・西部・高知市に各１校 　教材研究会及び授業研究会を年間各３回実施 ◆授業づくり夏季セミナーの実施（８月） ・全公立小・中学校教職員等を対象
	●授業づくり講座 ・参加者が主体的・協働的に各教科等における授業づくりのプロセスを学ぶことができる講座を拡充することにより、教員が自ら学び続け、共に高め合い、日常的に授業研究に取り組む風土づくりを推進する。	◆教材研究会及び授業研究会を実施 ・７種類の講座を実施 　算数・数学、国語、道徳、英語、社会、理科、複式 ・拠点校 45 校（R2） 　教材研究会及び授業研究会を年間各２回実施
	●「高知の授業の未来を創る」推進プロジェクト会 ・学習指導要領を基に、各校での義務教育９年間を見通した計画的かつ継続的な教育課程の編成・実施・評価・改善を支援するための指針（ガイドライン）を作成する。	◆高知県版教育課程編成・実施・評価・改善のガイドライン作成委員会（R2） ・県内小学校教員及び中学校教員の委員を対象 　年間４回実施 ◆高知県版教育課程編成・実施・評価・改善のガイドラインの活用・普及（小学校Ｒ２～・中学校Ｒ３～） ・活用・普及の場：授業づくり講座

事業名称	英語教育強化プロジェクト事業	事業 No,	18
		担当課	小中学校課

概要	小学校外国語活動・外国語では、指定校による研究実践を通して質の高い指導体制の構築を目指し、また大学等と連携を図りながら教員の英語力を高める。中学校外国語では学習指導要領の全面実施に向け、喫緊の課題である英語での発信力強化を図るため、言語活動を中心とした授業づくりについてチームで授業研究に取り組むことで教員の指導力や英語力を向上させる。英語での言語活動を通して児童生徒の英語によるコミュニケーション能力を高める。

到達目標 めざす姿	○各小・中学校において、自校で授業研究を深め、言語活動を通してコミュニケーションを図る資質・能力を育成する授業を行うことで、生徒の英語力、教諭の指導力・英語力が向上する。 ・CEFR A2 以上の英語力を有する小学校教員及び CEFR B2 以上の英語力を有する中学校英語教員の割合 小学校　50%以上、中学校　50%以上 （H30：CEFR B2 以上の英語力　小学校　0.5%　中学校　28.5%） ・CEFR A1 以上の英語力を有する中学校３年生の割合 中学校　50%（H30：中学校　33.9%）

目標達成に向けた課題	○コミュニケーションを図る資質・能力を育成する言語活動の設定が不十分なため、生徒の英語力や教員の指導力・英語力の向上が見られない。 ・教員の英語力　CEFR B2 以上の英語力を有する中学校教員の割合　28.5%（H30 文科省調査） ・生徒の英語力　CEFR A1 以上の英語力を有する生徒の割合　33.9%（ H30 文科省調査）

実施内容	内　　容	予　　定
	●英語教育拠点校事業 ・加配教員を配置し、近隣の小学校を巡回指導することで、県内小学校教員の指導力向上及び学校の指導体制の充実を図る。	◆地域全体の英語教育推進 ・管内小中学校を巡回し推進体制の整備及び学級担任（小）、英語担当教員（中）の指導力を向上 ・小小連携・小中連携・中中連携を推進 ◆県連絡協議会の開催（4 月）
	●英語教育改善プラン推進事業 ・学習指導要領の円滑な実施に向けて、小中高の英語担当教員の指導力向上を目的として作成した「英語教育推進プラン」に基づき、明確な目標を設定した上で、英語教育の改善・充実を図る。	◆研修協力校による実践研究 ・県内外講師招聘 ◆県連絡協議会の開催（年１回） ◆集合研修の開催（年３回） ◆国の認定リーダーによる公開授業実施（随時）
	●オンライン・オフライン研修実証事業 ・オンライン・オフラインを融合した研修プログラムにより、英語による指導力向上を図る。	◆オンライン・オフラインを融合した研修プログラム実施 ・オンライン研修（６月～12 月） ・オフライン研修（８月・12 月）　　教育センター
	●英語教育用教材活用推進事業 ・教材の効果的な活用による英語力の定着を図る。	◆小学生用教材　印刷・配付（３月） ◆中学生用教材　印刷・配付（３月）

事業名称	理科教育推進プロジェクト	事業 No,	19
		担当課	小中学校課

概要	児童生徒の理科の知識・技能の習得を図り、思考力・判断力・表現力及び主体的に学習に取り組む態度を育成するために、理科の中核教員を養成・育成し活用することで、授業の改善・充実を図る。また、生徒の科学への興味・関心等を高めるために、科学の甲子園ジュニア高知県大会を開催する。

到達目標 めざす姿	○小学校では児童が問題を科学的に解決する授業を、中学校では生徒が科学的に探究する授業を充実させることにより、児童生徒の理科に対する興味・関心や学習意欲を高めるとともに、思考力・判断力・表現力等を向上させる。 ・全国学力・学習状況調査（R３年度）における、知識・技能及び思考・判断・表現の観点での正答率 知識・技能：小・中ともに全国平均以上 思考・判断・表現：小・中ともに全国平均以上 ・全国学力・学習状況調査（R３年度）における生徒質問紙での「理科の授業の内容がよくわかる」と感じる児童生徒の割合（「当てはまる」と回答している児童生徒の割合） 小学校　60%、中学校　50%　（H30：小学校 55.4%　中学校 22.2%） ・授業づくり講座（理科）参加者アンケートにおいて、以下の質問に「当てはまる」と回答した教員の割合 自ら考えた仮説をもとに観察，実験の計画を立てさせる 小学校　50%、中学校　50% 観察や実験の結果を整理し考察させる 小学校　50%、中学校　50% 観察や実験の進め方や考え方が間違っていないかを振り返って考えさせる 小学校　50%、中学校　50%

目標達成に向けた課題	○「理科の勉強が好き」「理科の授業の内容はよく分かる」と感じる児童生徒の割合は、中学校で大幅に減少する傾向にある。要因としては、授業の中で「理科の実験の計画・考察・振り返り」が十分に行われていないことが考えられる。 ・「理科の勉強が好き」　小学校 54.8%　中学校 28.0% ・「理科の授業の内容はよく分かる」　小学校 55.4%　中学校 22.2%

	内　　容	予　　定
実施内容	●理科中核教員（ＣＳＴ）養成・育成事業 ・児童生徒の理科の知識・技能の習得を図り、思考力・判断力・表現力及び主体的に学習に取り組む態度を育成するために、理科の中核教員を養成・育成し、活用するとともに、研修会を実施することで、授業の改善・充実を図る。	◆ＣＳＴの養成（R2） ・小学校　４名　　中学校　１名 ◆シンポジウムの開催（年１回） ◆活動報告会の実施（年１回　高知大学主催） ◆理科授業づくり講座への参加
	●科学の甲子園ジュニア高知県大会 ・生徒の科学への興味・関心等を高めるために、理科・数学等の探究的な課題にチームで取り組む「科学の甲子園ジュニア高知県大会」を開催する。	◆科学の甲子園ジュニア高知県大会 ・参加対象、参加単位：中学１，２年生　１チーム６人 ・７月：予選（県内５会場） ・８月：本選

事業名称	学力向上に向けた高知市との連携	事業 No,	20
		担当課	小中学校課

概要	県内の児童生徒の約半数を抱える高知市の小・中学校の学力向上の取組を推進するため、高知市が平成 30 年度に設立した「学力向上推進室」に県から指導主事を派遣し、高知市のスーパーバイザー等とチームを編成して学校訪問を行うなど、県教育委員会と高知市教育委員会が連携した取組を進めている。 高知市内の「タテ持ち」型の中学校や、小学校の継続的な訪問指導体制を強化するとともに、県教育委員会と高知市教育委員会との情報共有・協議の場として、学力向上推進室運営委員会を定期的に設けることで、学力向上推進室の取組について、進捗状況を確認し、充実を図る。

到達目標 めざす姿	○高知市の各小・中学校において、教員の教科等指導力の向上が図られ、児童生徒の学力が向上している。 ・全国学力・学習状況調査の結果（国語、算数・数学）において、自校の正答率と全国平均正答率との比較を行い、その結果が上昇している、あるいは、維持している学校の割合が増えている。

目標達成に向けた課題	○授業改善に取り組む意欲は高まってきているが、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善が、まだ十分とは言えない。 ○訪問指導の質・量ともに一層高め、全国学力・学習状況調査の結果等を基に意図的な訪問を仕組む必要がある。

	内　　容	予　　定
実施内容	●高知市学力向上推進室による学校支援 ・高知市学力向上推進室へ指導主事を派遣し、県・市がより一層連携して、高知市内の小・中学校に対する戦略的・効果的な訪問指導を行う。	◆指導主事等の配置 13 名【R2】 ・派遣 10 名、兼務 3 名 ◆指導主事、スーパーバイザー等による訪問指導 ・小学校（指定校訪問等）、中学校（教科会訪問等）
	●高知市学力向上推進室運営委員会による進捗管理 ・高知市学力向上推進室運営委員会による学力向上推進室の取組の進捗管理と評価を行い、指導主事の指導助言の在り方や必要な支援について検討、改善を図る。	◆高知市学力向上推進室運営委員会の実施 ・月 1 回程度実施予定（4 月～3 月） ◆県教育次長及び小中学校課長、高知市教育次長及び学力向上推進室との合同学校訪問の実施 （学力向上推進室運営委員会による学校訪問） ・小学校及び中学校を各年間 2 回程度訪問

事業名称	学力向上推進事業	事業 No,	21
		担当課	高等学校課

概要	各学校において、全国的に導入された「高校生のための学びの基礎診断」等を活用して生徒の基礎学力の定着度合いを測り、その結果を自校の学力向上プランや授業改善の充実につなげる取組を推進する。併せて、学校支援チームの定期的な学校訪問により、各学校における授業改善の推進、カリキュラム・マネジメントの強化を図る。

到達目標 めざす姿	○各学校において、「高校生のための学びの基礎診断」を活用したＰＤＣＡサイクルが構築されている。 ○生徒に学習習慣が身に付き、基礎学力が定着している。 ・県オリジナルアンケート（生徒対象）の下記項目における肯定的回答の割合 高校２年１月：90%以上 ①「学校の授業では、学習のねらいが示されている」 ②「学校の授業では、学んだ知識をもとに自ら考え、まとめたり発表したりする機会がある」 ③「学校の授業では、学習活動を自ら振り返る場面が設定されている」 （Ｒ１　高校２年９月　①70.9%　②70.7%　③64.3%）

目標達成に向けた課題	○各学校において、生徒の現状分析に基づく基礎学力の定着・学力向上の取組は進みつつあるが、効果的な指導方法の確立やＰＤＣＡサイクルを意識した学校の組織的な指導体制についてはさらなる充実が必要である。 ○学習のねらいの提示や振り返りの場面設定について、不十分な授業がある。また、各教科における授業改善の取組が校内で十分に共有されていない傾向にある。

	内　　容	予　　定
実施内容	●「高校生のための学びの基礎診断」の実施 ・「高校生のための学びの基礎診断」等を活用して生徒の基礎学力の定着度合いを測り、その結果を自校の学力向上プランや授業改善の充実につなげる取組を推進する。	◆「高校生のための学びの基礎診断」の実施 ・平成 31 年度の入学生から学年進行で導入 （記述式、英語４技能） 基礎力診断テスト、スタディーサポート、総合学力テスト、ＧＴＥＣ ・基礎力診断テストの実施時期［Ｒ２］ １年生：４月、11 月　２年生：６月、１月 ３年生：４月
	●学校支援チームによる支援 ・基礎力診断テスト実施校（29 校）を「支援校」、「重点支援校」、「小規模校」に指定し、指導主事、授業改善アドバイザーが定期的に学校訪問を行い、授業参観・研究協議による支援を実施する。 ・学校経営計画に基づく組織マネジメントの進捗管理を支援するため、企画監・学校経営アドバイザーが全ての学校（35 校）を訪問し、各校の取組に対する指導・助言等を実施する。 ・先進的な県外の事例や県内各校の授業改善の取組等を共有するため、研究協議会を実施する。	◆授業改善に係る学校訪問 ・国語・数学・英語については、5～６月、９～12 月の期間に、各校を年間５～８回程度訪問 ・地歴公民については、同期間に各校を年間 3 回程度訪問 ◆学力向上プラン等を協議する学校訪問 ・学校支援チームによる学校訪問を各校年間３回実施（４月、７月、１月） ◆カリキュラム・マネジメントに係る学校訪問 ・5～３月の期間に、各校を４回程度訪問 ◆研究協議会の実施 ・年間２回（８月、２月）の実施を予定

事業名称	学習支援員事業	事業 No,	22
		担当課	高等学校課

概要	個々の生徒の実態に応じたきめ細かな指導を充実させるため、学習支援員の配置を拡充し、放課後の補力補習等の充実を図ります。また、義務教育段階の学習内容に立ち返りながら高等学校の内容を学習できる教材や、実社会とのつながりを踏まえて学習できる教材の活用を促進します。

到達目標 めざす姿	○生徒に学習習慣が身につき、基礎学力が定着している。 ○必要とされる学校に適切に配置されている。 ・配置率　100%（配置を希望する学校）

目標達成に向けた課題	○中山間地域の小規模校などで、地域内で支援員を確保することができず、必要とされる人数の配置や時間数の確保ができない場合がある。

	内　　容	予　　定
実施内容	●学習支援員による基礎学力に定着に向けての支援（放課後等の補力補習等）	◆実施教科は、原則として国語、数学、英語のうち校長が必要と認める教科とする。 ・1 単位時間を 50 分とし、1 日 1 教科につき原則 2 単位までとする。 ・3 教科合わせて 150 単位時間を上限とする。
	●学習支援員の確保	◆人事担当との連携 ・学習支援員となりうる「時間講師」を、各学校に配置をしてもらう。 ◆大学等との連携 ・人材確保に向け、大学や地域等への働きかけを行う。

事業名称	21 ハイスクールプラン	事業 No,	23
		担当課	高等学校課

概要	地域の実情や生徒の実態に即した魅力ある学校づくりを推進するため、各校において、探究的な学習活動の充実を図るために地域と連携・協働した活動や、専門的な技能や豊かな人間性を身に付けさせ、将来の進路実現の可能性を広げる取組を支援する。

到達目標 めざす姿	○全ての県立学校において、魅力ある学校づくりに向けて、地域と連携して充実した取組が実践されている。（ハイスクールプラン活用　R元：33 校）

目標達成に向けた課題	○ハイスクールプランにおける各校の取組が、教職員が目標や課題を共有し、それぞれの目標や経営計画に沿った特色あるものとなっていない場合がある。

	内　　容	予　　定
実施内容	●魅力ある学校づくりの推進 ・地場産品を活用した食品開発、物づくりの推進地域や企業、大学等と連携した体験学習等を各学校における取組を支援する。	◆各校において特色ある取組を実践 ・国際交流活動（海外リサーチ・短期留学） ・地域課題解決学習（商品開発） ・地域環境保全活動 ・部活動活性化対策 ・防災教育 ・コンテスト、展覧会への出場、出展
	●資格取得の推進 ・産業教育等の専門性の高い資格の取得や英検などの受験対策講座の開講などに対して支援する。	◆各校において、資格取得や受験対策講座等を実施
	●21 ハイスクールプランの進捗管理 ・各学校におけるハイスクールプランの取組が、計画通りに実践できているかを検証する。	◆21 ハイスクールプランの検証 ・実施計画書の提出（各学校→教委　２月） ・実施報告書の提出（各学校→教委　３月） ・次年度事業計画書（要望書）の提出 （各学校→教委　７月） ・取組状況の確認 （企画監・学校経営アドバイザーの学校訪問等）

事業名称	教科指導力向上事業	事業 No,	24
		担当課	高等学校課

概要	新学習指導要領の趣旨を踏まえた「主体的・対話的で深い学び」の実現を目指し、教科指導力向上研修等を通して、教員の指導力を向上させ、学校における学習指導、生徒支援体制を充実させることで、生徒の多様な学力や進路希望に応じた効果的な指導につなげる。

到達目標 めざす姿	○教員の指導力が向上し、個々の生徒に応じた学力をつけることができるようになり、生徒個々の希望する進路実現が達成される。 ・公立高等学校卒業生の国公立大学現役進学者数　15%以上（H30 年度卒業生　12.6%）

目標達成に向けた課題	○英語による５領域（「聞くこと」「読むこと」「話すこと［やり取り・発表］」「書くこと」）の統合的な言語活動や発信能力の育成強化を図るため、教員のさらなる指導力向上が求められている。 ○公立高等学校卒業生の国公立大学等への進学希望を実現させるため、教職員の指導力をさらに高める必要がある。

	内　　容	予　　定
実施内容	●英語指導力向上事業 ・学習到達目標を「ＣＡＮ－ＤＯリスト」の形式で設定・公表し、その達成状況の把握や指導・評価の見直しを行うことで課題を明らかにし、課題の改善に向けて積極的・継続的に取り組む教員を育成する。	◆学習到達目標のＣＡＮ－ＤＯリスト形式での設定・公表及び活用 ・生徒の到達状況を定期的に把握し、日々に授業や評価に反映 ◆言語活動と学習評価の充実 ・４技能を活用した言語活動の充実 ・観点別学習状況評価に基づく総合評価 ◆授業改善研修 ・アクションリサーチや授業公開を通じて協働できる教員集団の育成
	●教科指導力向上研修Ⅰ ・教科指導に優れた力量のある県外教員（スーパーティーチャー）による研究授業及び教科指導法等についての研究協議会を実施することにより、県内教員の教科指導力の向上を図る。	◆研究授業参観 ・高知県進学協議会主催の「大学進学チャレンジセミナー」の参加生徒（ブロック大学以上の難関大学への進学を希望する高校２年生）を対象に実施 ◆研究協議会での協議等 ・研究授業の授業者による講義（授業のねらいや方法について） ・教科指導法等に関する研究協議
	●教科指導力向上研修Ⅱ ・教員の教科指導力や進学に関する指導力の向上を図るため、県外講師等を招へいして授業研究を実施するとともに、学校の進路指導体制の充実を図る。 ・近隣校へ案内することで、協議を活性化させる。	◆希望校における研修会の実施 ・県外講師による研究授業及び研究協議 （難関大学に向けての指導方法、学力中位層・下位層の生徒の学力向上に向けた指導方法、「主体的・対話的で深い学び」等の授業改善に向けた取組等）

事業名称	就職支援対策事業	事業 No,	25
		担当課	高等学校課

概要	生徒の就職支援のために、就職対策連絡協議会を運営し、就職状況の情報収集や分析を行い、よりよい支援策を検討する。また、就職アドバイザーを配置し、事業所訪問による求人開拓や生徒への個別指導による就職受験先のマッチングを図るとともに、離職率の改善に向けて、就職者の定着指導も併せて行う。

到達目標 めざす姿	○進路未内定者に対するきめ細かな就職支援が全ての学校で行われている。 ・就職アドバイザー配置校の就職内定率：99%以上 ・県内企業就職者の１年目の離職率：10%以下

目標達成に向けた課題	○就職対策連絡協議会や就職アドバイザーの活動により、企業との連携も深まり、就職内定率は向上しているが、就職後の早期の離職率は 15%を推移しており、離職状況の分析や、ミスマッチを防ぐための支援体制のさらなる充実を図る必要がある。 ・就職内定率：99.0%（H31 年度）　99.0%（H30 年度） ・就職アドバイザー配属校 　就職内定率：99.0%（H31 年度）　98.7%（H30 年度） ・1 年目の離職率：13.8%（H29 卒業生）14.9%（H28 卒業生） ・各学校と就職アドバイザーがハローワークなど関係機関との連携を密にし、支援体制をつくる。 ・離職状況調査結果をもとに、離職の原因等を分析し、定着のための施策につなげる。

	内　　容	予　　定
実施内容	●就職対策連絡協議会の運営 ・高校生の就職対策について、各関係機関との連携を図り、一体となって協議・支援を行う。	◆就職対策連絡協議会の実施 ・年２回開催 　６月：前年度の就職状況報告 　２月：当年度の就職課題（離職含む）検証
	●就職アドバイザーの配置 ・県内外に就職アドバイザーを配置し、企業への求人開拓、就職希望者への個別指導、就職者の定着指導を実施する。	◆就職アドバイザーの配置 ・17 校に８名配置
	●教員・就職アドバイザーの事業所訪問 ・教員及び就職アドバイザーによる事業所訪問を計画的に実施し、継続的な求人要請、卒業生の職場定着指導を継続的に実施する。	◆教員・就職アドバイザーの事業所訪問 　５～７月：求人要請・卒業生の職場定着指導 　９～12 月：２次募集確認等 ・教員・アドバイザー事業所訪問　1500 事業所訪問
	●離職状況調査の実施 ・公立高等学校に対して、卒業者の１年後の離職状況について調査を実施するとともに、離職状況や原因等の分析を行う。	◆離職状況調査の実施 　６月：調査依頼 　７月：調査回収・結果分析 　２月：就職対策連絡協議会での協議

事業名称	グローバル教育推進事業	事業 No,	26
		担当課	高等学校振興課

概要	郷土を愛し、その発展に貢献できる人材や高い志をもち、高知から世界へチャレンジするグローバル人材の育成を図るため、有識者によって構成するグローバル教育推進委員会の助言を受けながら、山田高等学校、高知南中学校・高等学校、高知西高等学校および高知国際中学校・高等学校を本県のグローバル教育の推進校として、地域振興や産業振興に資する人材の育成に向けた取組の推進とともに、その取組成果の県内他校への普及などを図っていく。 また、高知国際中学校・高等学校においては、国際バカロレア認定に向けた取組を進める。

到達目標 めざす姿	○生徒の論理的思考力や判断力、表現力を育成し、英語運用能力を高めることで、将来、本県の地域振興や産業振興を担うグローバル人材を育成する。 ○高知南中学校・高等学校と高知西高等学校を統合した高知国際中学校・高等学校において、国際バカロレアのＭＹＰ（中学校段階のプログラム）認定をＲ２年度に、ＤＰ（高等学校段階のプログラム）認定をＲ３年度に受ける。

目標達成に向けた課題	○Ｒ２年度より山田高等学校において、「普通科」「グローバル探究科」「ビジネス探究科」の３学科体制による探究を核とした教育の充実。 ○高知南中学校・高等学校におけるグローバル教育プログラム（探究型学習と英語学習）の実践の、更なる他校への普及・啓発。 〇高知西高等学校におけるＲ元年度でのスーパーグローバルハイスクール事業の終了に伴う、国事業「地域との協働による高等学校教育改革推進事業（グローカル型）」に向けた取組。 ○高知国際中学校・高等学校におけるＲ２年度に全学年が揃う中学校の教育内容の磨き上げと、Ｒ３年度の高等学校開校に向けた準備。

	内　　容	予　　定
実施内容	●グローバル教育推進校の取組等の進捗管理 ・各推進校における PDCA サイクルに基づく、取組についての外部有識者からの指導、助言およびその反映・活用の確認。 ・教員研修や各学校における成果発表会などを通した県内他校への普及。	◆グローバル教育推進委員会の開催 ・会議を７月と２月に実施 ・講師招聘
	●国際バカロレア認定の取組 ・高知国際中学校・高等学校の国際バカロレア認定に向けた準備。 ・高知国際高等学校開校に向けた準備。	◆教員研修の実施 ・国際バカロレア公式ワークショップへの教員派遣 ・大学の国際バカロレア教員養成コースへの派遣 ・先進校からの講師招聘 ◆広報活動
	●海外留学や異文化等の理解促進 ・教育委員会主催海外派遣プログラム ・高校生国際交流促進費補助金による生徒負担への支援 ・留学フェアの開催	◆教育委員会主催海外派遣プログラムの実施 ・公立高校生を夏休みに英語圏の国に派遣 R 元:20 名→R2:20 名→R3:20 名 →R4:20 名→R5:20 名 ◆各学校プログラムにおける海外渡航生徒への支援 ・学校プログラム実施校数、参加生徒数 R 元:2 校 30 名→R2:5 校 100 名→R3:5 校 100 名 →R4:5 校 100 名→R5:5 校 100 名 ◆留学フェアの開催 ・11 月実施予定（フェアの参加者数） R 元:86 名→R2:90 名→R3:90 名 →R4:90 名→R5:90 名

事業名称	産業教育指導力向上事業	事業 No,	27
		担当課	高等学校課

概要	本県の産業教育の充実を図るため、高知県産業教育審議会との連携のもと、今後の産業教育の方向性や目標を明示し、各校における取組の充実につなげるとともに、産業教育に携わる教職員の資質・指導力の向上を図るため、新技術について教科の枠を超えて研修を実施するなど、研修内容の充実を図ります。

到達目標 めざす姿	○情報化やグローバル化の進展に伴う急速な時代の変化に対応できる産業教育担当教員の育成 ・産業全体としての研修の実施（教科の枠を超えた研修） ・高大連携、民間企業との連携 ・産業振興計画の推進

目標達成に向けた課題	○産業教育担当者研修（産業教育内地留学、産業教育短期研修等）を実施し、学校や各教員の課題等を解決するため研修を行ってきたが、時代に即した各専門分野の研修や教科の枠を超えた本県の全体的な産業教育を推進する取組が不十分である。

	内　　容	予　　定
実施内容	●産業教育内地留学の実施 ・学校現場を離れ、大学、専門学校、民間企業等へ３ヶ月から１年間の内地留学の実施。	◆産業教育内地留学の実施 ・農業：農業担い手育成センター、高知大学、農業技術センター等 ・工業：早稲田大学、高知工科大学、高知職業能力短期大学校等 ・商業：土佐情報経理専門学校、高知工科大学等
	●産業教育短期現場研修の実施 ・学校や各教員の課題等を解決するために大学、専門学校、高等学校、民間企業等へ１から 10 日間の研修を実施。	◆産業教育短期現場研修の実施 ・各専門分野（農業、水産、工業、商業、情報）について学校や各教員の課題等を解決するために大学、専門学校、民間企業等へ長期休業期間等を利用し、１から１０日間の研修を実施
	●高知県産業教育課題対応合同研修の実施 ・産業教育担当者が、今後の産業教育の在り方を検討するために合同で研修を行うことや産業界の現状を把握するために企業見学を行うことで、資質向上、指導力の強化、授業改善を図る。	◆高知県産業教育課題対応合同研修の実施 ・実施時期：８月（２泊３日） ・対象：各産業教育担当者 10 名程度 ・企業見学（IoT、AI など最先端企業） ・産業振興計画勉強会 ・大学教授等のコーディネータを配置
	●産業教育審議会答申を受けての取組 ・これからの本県産業教育の在り方についての答申を受けて、各産業でどのように取り組むか検討。	◆産業教育審議会答申を受けての取組 ・各学校での方向性、実行目標を設定し、進捗管理を行う。

事業名称	道徳教育実践充実プラン	事業 No,	28
		担当課	小中学校課

概要	学習指導要領が目指す「社会に開かれた教育課程」の実現を目指し、学校、家庭、地域が一体となって道徳教育を推進することにより、児童生徒の道徳性を高める。また、道徳推進リーダーの活用や大学等との連携を通して、全ての学校において「考え、議論する道徳」が実践されるよう、授業の質的変換を図る。

到達目標 めざす姿	○各学校で児童生徒の道徳性を養うため、特別の教科　道徳の授業を工夫している。 ・特別の教科　道徳において、自分の考えを深めたり、学級やグループで話し合ったりする活動に取り組んでいる児童生徒の割合（「よくしている」と回答した児童生徒の割合） 　小学校　60%以上、中学校　60%　（R1：小学校　46.0%　中学校 39.2%）

目標達成に向けた課題	○指導と評価を一体化させた「考え、議論する道徳」の授業実践がまだ不十分である。 ○「家庭で取り組む　高知の道徳」を活用して、学校、家庭、地域が一体となって進める道徳教育の充実については、地域差がある。

	内　　容	予　　定
実施内容	●道徳教育推進拠点校事業（H30~R2） ・「考え、議論する道徳」の指導と評価の一体化の研究実践を行い、公開授業を通して普及することで県内小中学校の授業の質的変換を図る。	◆道徳教育推進拠点校事業 ・拠点校（県内 10 校） ・県連絡協議会の開催（年２回） ・各校での公開授業研究会（講師招聘）
	●道徳教育パワーアップ研究協議会 ・実践交流や情報交換、講話を通して、道徳教育の在り方や道徳科の指導方法及び学習評価について理解を深め、本県の道徳教育の一層の充実を図る。	◆道徳教育パワーアップ研究協議会 ・６月～7 月開催（1 回） ・道徳推進リーダーの活用
	●「家庭で取り組む　高知の道徳」活用促進 ・学校、家庭、地域が一体となって進める道徳教育の充実を図る。	◆「家庭で取り組む　高知の道徳」 ・４月上旬：新小学 1 年生・各校教員への配付 ・随時：効果的な活用事例について、学校訪問や地区別協議会等において紹介

事業名称	人権教育推進事業	事業 No,	29
		担当課	人権教育課

概要	「高知県人権教育推進プラン（改定版）」に基づき、就学前教育・学校教育・社会教育の各分野において、人権に関する知的理解や人権感覚の向上を図るとともに、一人一人の人権が尊重される学校・地域づくりに向けた人権教育を充実・発展させる。

到達目標 めざす姿	○人権教育主任が中心となり、組織的・計画的に個別の人権課題に関する校内研修や授業研究等を実施することにより、人権学習の充実を図り、児童生徒の人権意識が向上している。 ・個別の人権課題に関する校内研修及び授業研究を、年間計画に位置付け、実施している学校の割合 小・中・高：100% ・「地域や社会をよくするために何をすべきかを考えることがある」と回答した児童生徒の割合 小・中・高：70%（小：56.5%　中：45.0%　高：52.6%）

目標達成に向けた課題	○障害者、高齢者、女性などの人権課題についての児童生徒の理解は一定進んでいるが、同和問題やハンセン病元患者等や新たな人権課題についての理解は不十分であり、地域や社会をよくするための行動を考えることにつながっておらず、人権学習の取組が十分に浸透していない学校がある。 ○いじめや虐待、インターネットの問題についての校内研修を実施する学校は多いが、その他の人権課題についての研修や、人権学習に関する授業研究を実施していない学校がある。

	内　　容	予　　定
実施内容	●組織的・計画的な人権教育の推進 ・人権教育主任が管理職と連携し、ＰＤＣＡサイクルを用いて、年間指導計画や校内研修、人権学習を適切にコーディネートできるように、人権教育主任のマネジメント力を向上させ、各校の取組を充実する。	◆人権教育主任連絡協議会（５月） ・小・中学校４会場、高等学校・特別支援学校１会場 ・組織的な取組や人権課題に関する研修 ◆人権学習学校支援事業 ・学校の校内研修や市町村主催の研究会等においての研修や研究授業等への支援
	●人権教育研究推進事業（文部科学省研究指定校事業） ・小・中・高等学校の人権教育の推進を図るため、基幹となる研究推進校を指定し、継続的な学校支援訪問を実施し、人権教育を基盤とする学校経営・学級経営・授業づくり等の研究を行う。その成果を県内に普及し、各校の取組の充実を図る。	◆研究推進校の指定【Ｒ２～５】 ・各年：５校 ・学校支援訪問 アドバイザー：１校の訪問回数２回以上 指導主事等　：１校の訪問回数 10 回以上 ・人権教育推進委員会を中心とした校内の研究の推進（校内研修や授業研究等の企画・運営、研究のまとめ等） ・研究発表による取組の普及
	●人権教育指導資料の改訂と活用 ・県民に身近な 11 の人権課題についての実践事例等を盛り込んだ人権教育指導資料（乳幼児教育編、学校教育編）及び人権啓発資料（社会教育編）を改訂し、その活用を通して、就学前教育・学校教育・社会教育における人権教育の充実を図る。	◆作成・検討 ・人権教育担当及び関係部署が作成・検討 ・就学前・学校教育指導資料の作成【R2】 ・社会教育人権啓発資料の作成【R2~5】 ◆普及 ・人権教育主任連絡協議会、市町村人権教育担当者連絡協議会及び研修会においての情報提供や演習の実施

事業名称	キャリア教育強化プラン	事業 No,	30
		担当課	小中学校課 高等学校課

概要	社会人・職業人として自立するために必要な資質・能力を育むキャリア教育のさらなる充実を図るため、小・中・高等学校を通じて、児童生徒が自身の成長や変容を自己評価できる「キャリア・パスポート」の活用を推進するとともに、副読本の活用や研修会の実施により、教員の指導力の向上を図る。

到達目標 めざす姿	○教員のキャリア教育指導力の向上を目指した校内の研究体制が整備されている。 ・キャリア教育に係る校内研修を実施している学校の割合 小学校　80%　中学校 80%（R1：小学校●%、中学校●%） ○児童生徒のキャリア発達を促すため、キャリア・パスポート（キャリアシート）を活用している。 ・キャリア・パスポート（キャリアシート）を活用している学校の割合 小学校　100%　中学校 100%　高等学校　100%（R1：小学校 98%　中学校 94% 高等学校　11.4%）

目標達成に向けた課題	○小・中・高等学校におけるキャリア教育の視点に基づいた取組や校内研修体制が不十分である。 ○小・中・高等学校のつながりを意識しキャリア教育に取り組む仕組みができていない。

	内　　容	予　　定
実施内容	●キャリア・パスポート※の活用促進 ・児童生徒が作成したキャリア・パスポート（キャリアシート）を活用し、生徒の変容を看取ることで、各校のキャリア教育を検証するとともに、小・中・高の連携したキャリア教育を実践する。 ※小学校から高等学校までのキャリア教育に関わる諸活動について、自らの学習状況やキャリア形成を見通したり振り返ったりしながら、自身の変容や成長を自己評価できるよう工夫されたポートフォリオのこと。	◆「キャリア・パスポート」活用の周知・徹底 ・公立小・中・高等学校 ４月：各市町村教育委員会、県立学校への周知 ６月：キャリア・パスポート活用推進連絡協議会 （中・高等学校キャリア教育担当教員対象） ７月～：各学校でキャリア・パスポート活用推進連絡協議会の伝達講習の実施 ◆「中学生のためキャリア教育副読本『みらいスイッチ』」の配付・活用推進 ３月：公立中学校へ１年生分配付

事業名称	キャリアアップ事業	事業 No,	31
		担当課	高等学校課

概要	生徒が将来のプランを自ら設計することができるよう、企業や大学等の見学や就業体験など、企業や大学等と連携した体験的な活動を通して、生徒の学習意欲や思考力、進路意識の向上を支援する。

到達目標 めざす姿	○全ての県立学校において、社会性を生徒に身に付けさせるための取組が組織的・体系的に進められている。 ・県オリジナルアンケート集計結果 「将来の夢や目標を持っている」肯定的な回答　3 年 95%　2 年 90%　1 年 80%以上 （R元９月　3 年 87.3%　2 年 74.2%　1 年 75.6%）

目標達成に向けた課題	○各校における体験的な学習が、目標を明確にした組織的な取組になっていない可能性がある。 ○地域や企業、大学と連携して取組の充実を図る必要がある。

	内　　容	予　　定
実施内容	●企業・学校見学や就業体験等の実施 生徒が自分の進路を具体的にイメージしながら将来を設計して行くことができるよう、県内の学校や企業の見学及び就業体験等を実施する。	◆企業・学校見学の実施　27 校 ◆就業体験・インターンシップの実施　17 校 800 人 ◆ものづくり総合技術展　参加者 2000 人以上
	●大学の学び体験 生徒が大学の講義を受講したり、学校が大学との協働で授業プログラムの研究や実践を行うことで、生徒の学習意欲や進路意識を高める。	◆大学の講義の受講 ・課題探究実践セミナー ◆大学教員による講座 ・「自然科学概論」 ◆大学との協働による授業プログラム ・「自律創造型地域課題解決学習」
	●学校経営計画による目標の共有、進捗管理 学校経営計画（補助シート）に記載された各学校の目標等を教職員が共有し、各取組の成果や課題等について検証する。	◆学校経営計画（補助シート）の提出・確認 ・学校経営計画の提出（目標値等の記載） 各学校　→　教委（6 月） ・学校経営計画の提出（当年度の状況を記載） 各学校　→　教委（3 月） 各学校の取組については、学校経営アドバイザー及び企画監の学校訪問等で指導・助言

事業名称	地域協働学習の推進	事業 No,	32
		担当課	高等学校課

概要	生徒が自己の在り方や生き方を考えながら、課題を発見し解決していく力を育成するため、地域と学校が協働して地域の課題解決に向けた学習を行う「地域協働学習」をはじめ、生徒の主体的・探究的な学習のさらなる充実を図る。

到達目標 めざす姿	○各学校において「地域協働学習」の取組が効果的に推進されている。 ・学校経営計画（補助シート）に記載された評価（自校評価）：総合評価　B以上の学校が 80%以上 （評価項目：①計画　②実行　③検証　④総合評価　の項目で 4 段階評価）

目標達成に向けた課題	○取組の目当てや目標が明確にされておらず、地域等と連携した効果的な取組になっていない場合がある。 ○学校経営計画の指標は、年度末の最終評価のみで、年度途中の進捗管理ができていない可能性がある。

	内　　容	予　　定
実施内容	●各学校における地域協働学習の実践 ・探究的な学習活動の充実や地域との連携・協働した活動を充実させるため、各学校において地域課題解決学習等の活動を実践する。	◆各学校における地域協働学習の実践 ・地域おこし活動 ・防災教育 ・地域課題解決学習 ・商品開発
	●学校経営計画の評価方法の見直し ・地域協働学習の取組について、学校経営計画にはこれまで年度末のみ評価を記載するになっていたが、中間評価を記載させるなどの見直しを行う。	◆学校計画計画、評価方法の改善 ・学校経営計画補助シートの改善 ・副校長・教頭研修会での周知

事業名称	ソーシャルスキルアップ事業	事業 No,	33
		担当課	高等学校課

概要	高校入学後早い段階から、より良い対人関係を構築し、集団行動を円滑に行う事を目指した活動や学習記録ノートを生徒と教職員の双方向のツールとして活用してコミュニケーション能力の向上を図るなど、個々に応じたきめ細かな組織的な指導を行い、生徒に社会で人と人とが関わりながら生きていくために欠かせないスキルを身につけさせる

到達目標 めざす姿	○全ての県立学校において、より良い対人関係の構築や円滑な集団行動、コミュニケーション能力の育成を目指した効果的な指導・支援が行われている。

目標達成に向けた課題	○対人関係を構築するための力やコミュニケーション能力の育成に向けた組織的、体系的な取組が不十分。

	内　　容	予　　定
実施内容	●仲間作り合宿の実施 入学直後に対人関係等で悩む生徒が多い状況を改善するため、各学校において、新入生を対象とした「仲間づくり合宿」を実施する。	◆仲間作り合宿及び体験活動 ・宿泊合宿、体験活動の実施　30 校
	●学習記録ノート（キャリアノート）の活用 教員と生徒が常時関わりをもち、双方向でやりとりを行うことができる学習記録ノートを効果的に活用し、生徒の情報収集や看取り、コミュニケーション能力等の向上を目指す。	◆学習記録ノートの活用促進 ・活用校　28 校
	●学校経営計画による目標の共有、進捗管理 学校経営計画（補助シート）に記載された各学校の目標等を教職員が共有し、各取組の成果や課題等について検証する。	◆学校経営計画（補助シート）の提出・確認 ・学校経営計画の提出（目標値等の記載） 各学校　→　教委（6 月） ・学校経営計画の提出（当年度の状況を記載） 各学校　→　教委（3 月） 各学校の取組については、学校経営アドバイザー及び企画監の学校訪問等で指導・助言

事業名称	高知夢いっぱいプロジェクト推進事業	事業 No,	34
		担当課	人権教育課

概要	小中学校において、児童生徒の自己指導能力を育成するため、教育活動の中に生徒指導の視点を位置づけ、PDCA サイクルに基づく開発的な生徒指導（子どもに内在する力や可能性を引き出す生徒指導）に組織的に取り組めるよう学校等を指定して、未然防止の観点（不登校等の未然防止につながる市町主体の取組、課題改善に向けた組織的な学校の取組、よりより集団、支持的風土をつくる学級活動、学級経営の充実）で実践研究を推進する。また、その成果を県内の小・中学校・高等学校に普及し、県内全域での実践を推進し、生徒指導の充実を図る。

到達目標 めざす姿	○開発的な生徒指導が組織的に推進され、児童生徒の自尊感情や自己有用感が向上している。 （数値は指定 2 年目校の児童生徒意識調査でそう思うと強い肯定の回答をした割合） ・「自分には、よいところがあると思う」と回答した児童生徒の割合　40%（R1：33%） ・「自分はまわりの人の役に立っている」と回答した児童生徒の割合　30%（R1：23%） ○不登校等の未然防止につながる取組が推進され、新たな不登校が生じにくい学校となっている。 ・在籍児童生徒数に対する新規不登校児童生徒数の割合が前年より減少している。 （数値は魅力ある学校づくり調査研究事業推進地域全体の割合）

目標達成に向けた課題	○教職員の児童生徒理解や生徒指導の内容や方法を学年間・校種間で揃えるには、教職員間の情報共有や取組に対する検証・改善のための協議を組織で行い、教職員の協働性を高める必要がある。 ○安心・安全な居場所づくりの取組は多くの学校で教育活動に位置づけて進められているが、児童生徒が主体的に考え、判断し、実行する力や自治の力を育めるような取組が依然として教師主導で行われている場合が多いため工夫・改善することが必要である。

	内　　容	予　　定
実施内容	●魅力ある学校づくり調査研究事業 ・不登校等の未然防止につながる取組の検証改善を、市町教育委員会が主体的に推進し、新たな不登校が生じにくい魅力ある学校づくりを推進する。	◆推進地域、拠点校の指定【R2~3】 ・１市、１校 ◆市町教育委員会による調査研究の推進体制構築 ・調査研究委員会による取組の分析（年４回） ・各校担当者の研修等による指定域内への普及（年３回）
	●学校活性化・安定化実践研究事業 ・児童生徒意識調査を指標として、学校の課題に応じた未然防止の取組の実施と継続した検証改善により、開発的な生徒指導の取組の浸透を図る。（推進校：７校）	◆推進校の指定【R１~】 ・R２：７校→R3：７校→R４：７校 ◆学校の課題に応じた未然防止の取組について研究推進 ・推進会議の実施による進捗管理（年４回） ・講師招聘による校内研修(年１回) ・授業研究会(年２回) ◆校内支援会に対する支援訪問（年５回）
	●夢・志を育む学級運営のための実践研究事業 ・学級活動を基盤とした話合い活動や児童生徒が主体的に活躍できる場の充実することで、よりより集団、支持的風土をつくる学級活動、学級経営を推進する。（推進校：５校）	◆推進校の指定【H29～】 ・R2:5 校→R3：５校→R４：５校 ◆学級運営アドバイザーの支援訪問（年３～４回） ・研究授業、研究推進等に対する指導・助言 ◆公開授業研修会による成果普及（２年目指定校で実施） ◆校内支援会に対する支援訪問（年５回）
	●生徒指導主事会（担当者会）における周知 ・指定校の研究成果を生かした報告等を行い、実践の普及啓発を図る。	◆生徒指導主事会（担当者会） ・小学校、中学校、高等学校（５月、各１回） ・地区別（10 月、小中学校、高等学校合同実施、各地区１回）
	●推進リーダーのマネジメント力向上 ・推進リーダーのマネジメント力等の向上を図る研修会を実施し組織的な研究を推進する。	◆推進リーダー会議 ・年４回（うち１回は、管理職対象の学校支援会議を合同開催）

事業名称	校内支援会サポート事業	事業 No,	35
		担当課	人権教育課 心の教育センター

概要	生徒指導上の諸課題の早期解決を図るために、各学校において定期的に実施している校内支援会が、支援を必要とする児童生徒に対して組織的かつ計画的な支援が充実するよう支援する。

到達目標 めざす姿	○校内支援会において、スクールカウンセラー（以下、SC）等からの助言を取り入れた見立てに基づいた支援方法が決定されている。 ・重点支援校での支援会において、SC 等の見立てに基づいた支援の方向性が決定された割合 80%　（　H30：　78.4%　　R1：　77.0%　　※R1 は 12 月末）

目標達成に向けた課題	○校内支援会の実施回数や SC 等の外部専門家の活用率等は増加しているが、SC 等のアセスメントに基づいた組織的な支援につながっていないケースが見られる。 重点支援校での支援会において、SC 等の見立てに基づいた支援の方向性が決定された割合 （　H30：　78.4%　　R1：　77.0%　　※R1 は 12 月末）

	内　　容	予　　定
実施内容	●重点支援校への支援 ・校内支援体制の確立及び運営の充実を図るため重点支援校を指定し、継続的な学校支援訪問を実施する。	◆重点支援校の指定【R2～】 ・毎年 15 校程度 ◆心の教育センター指導主事、SC 等の支援訪問 ・1 校当たり訪問回数：4 回程度
	●学校等からの依頼による支援 ・校内支援体制の確立及び運営の充実を図ることを目的に、学校等からの校内支援会への参加、研修の依頼に対して、学校支援訪問を実施する。	◆心の教育センター指導主事、SC 等の支援訪問【随時】 ・指導主事、SC 等が校内支援会に参加 ・指導主事、SC 等が校内研修等の講師として参加 ・重点支援校、校内支援会参加依頼校への訪問 SC、SC スーパーバイザーによる訪問
	●学校配置 SC の育成（配置校） ・心の教育センターSC、SC スーパーバイザーが、校内支援会に参加した際に、スーパーバイズを実施する。 ・毎月 2 回土曜日に、心の教育センターでのスーパーバイズを実施する。	◆配置校、配置教育支援センターでの研修 ・SC 勤務校、勤務教育支援センターに SC スーパーバイザーが訪問し、支援会等に参加しアセスメントの実施 ◆採用 3 年次までの悉皆研修、希望者に対する研修 ・毎月 2 回土曜日に心の教育センターにおいて、SC スーパーバイザーによる個別面接
	●Web 会議システムを活用した支援体制 ・学校配置・アウトリーチ型 SC 等への支援や、校内支援会での助言、緊急事案発生時等において、Web 会議システムを活用し、SC スーパーバイザー等からの迅速、タイムリーな支援を行う。	◆Web 会議システムの活用 ・学校配置、アウトリーチ型 SC 等への支援【随時】 ・学校等での校内支援会への助言【随時】 ・緊急事案発生時 ・東部、西部地域におけるサテライト機能【各地域：週 1 】 ◆Web 会議システムの活用方法 ・心の教育センターSC スーパーバイザー、SC 等と配置 SC、支援会等を Web 会議システムで結び、助言等の実施

事業名称	生徒指導主事会（担当者会）	事業 No,	36
		担当課	人権教育課

概要	生徒指導上の諸課題等の未然防止の視点に立った開発的・予防的な生徒指導や、解決に向けた対処的な生徒指導が、各学校において組織的に実践されるように、生徒指導主事（担当者）の実践力やマネジメント力の向上につながる研修を実施するとともに、高知夢いっぱいプロジェクト推進事業の成果及び先進的理論・実践を普及する。

到達目標 めざす姿	○生徒指導上の諸課題の現状や傾向について、教職員間で共有され、組織的な取組が機能している。 ・児童生徒の自尊感情や自己有用感等を育む開発的な生徒指導の視点を学校・学級経営や授業づくり、学校行事等の取組に位置づけて組織的に実施している学校の割合：小中高 100% ・問題行動等の早期発見・早期対応に向けた、組織的な生徒指導を十分行っていると回答した学校の割合：小中高 40%（R1:小学校：19.7%、中学校：25.9%、高等学校：19.6%） ・生徒指導の改善につなげるために、PDCA サイクルに基づく検証・改善を十分行っていると回答した学校の割合：小中高 35%（R1:小学校：13.5%、中学校：15.7%、高等学校：7.8%）

目標達成に向けた課題	○生徒指導上の課題や兆候が見られ始めた初期段階の情報共有や初期対応が、十分に組織的に行われていない学校がある。 ○特に高等学校の生徒指導主事において、開発的な生徒指導についての理解や実践が十分でない状況がある。 ○校種間で児童生徒の情報の引き継ぎは実施されているが、個別支援の必要な児童生徒に対する効果的な支援方法等の具体的内容が十分に引き継がれていない学校がある。

	内　　容	予　　定
実施内容	●組織的な生徒指導の推進 ・組織的な生徒指導の取組状況や課題を確認するための協議、先進校の事例紹介等に関する研修を通して、生徒指導主事（担当者）の実践力・マネジメント力の向上を図り、県内各学校において組織的な生徒指導を推進する。	◆生徒指導主事会（担当者会） ・公立小・中学校・高等学校・特別支援学校 ５月、小学校２会場、中学校１会場、高等学校・特別支援学校１会場で実施 ・組織的な生徒指導力の向上等に関する研修
	●校種間で連携した生徒指導の推進 ・PDCA サイクルに基づく各学校（中学校区）における生徒指導の充実を図るとともに、小・中学校、高等学校で情報共有し、生徒指導における校種間連携を充実させる。	◆小中学校・高等学校地区別生徒指導主事（担当者）会 ・公立小・中学校・高等学校・特別支援学校 10 月、県内小中学校、高等学校を４地区に分けて実施 ・校種間の情報共有や連携した取組等について研修
	●不登校に対する対応・支援の強化 ・不登校についての認識や対応に関する研修を各学校で実施するとともに、不登校担当教員(者）を中心とした組織的な支援体制の強化を図る。	◆校種別・地区別生徒指導主事会での周知（年２回） ・県内全ての学校での「いじめ予防等プログラム」等を活用した校内研修の実施 ・校務支援システムを活用した早期の情報共有 ・不登校担当教員（者）を中心とした支援体制の確立 ・SC、SSW の校内支援会への確実な参加
	●開発的・予防的な生徒指導の取組の充実 ・高知夢いっぱいプロジェクト推進事業指定校の研究成果普及を図るとともに、年間２回の研修会を活用して、各校の取組の充実を図る。	◆校種別・地区別生徒指導主事会を通じた取組の推進（年２回） ・高知夢いっぱいプロジェクト推進事業指定校の実践発表や「開発的・予防的な生徒指導実践事例集」等の活用した取組のポイント等の周知 ・両研修会を通じた実践の振り返りと改善

事業名称	不登校担当教員配置校サポート	事業 No,	37
		担当課	人権教育課

概要	不登校の出現率が高い学校に不登校担当教員を配置し、児童生徒の不登校の要因や状況に応じたきめ細かく柔軟な支援が行われるよう、指導主事等で構成する「不登校対策チーム」が各学校を訪問し、不登校担当教員が中心となった校内支援会をはじめとする組織的な支援体制の強化や不登校の未然防止・早期対応の取組の充実を図る。

到達目標 めざす姿	○全ての小中学校において、不登校担当教員（者）が位置づけられ、未然防止と早期対応も含めた校内支援体制が構築されるとともに、不登校担当教員配置校においては、支援体制の強化や不登校等の未然防止・早期対応が組織的に推進され、新たな不登校が生じにくい学校となっている。 ・不登校担当教員の配置校の中で、不登校児童生徒の出現率が前年より減少した学校の割合。

目標達成に向けた課題	○不登校の要因や背景、児童生徒や保護者への支援の基本的な考え方等、教員の不登校に対する認識が十分でない場合がある。 ○教員個々の不登校対応の知識や経験が十分でなかったり、系統立った対処方法が十分に確立されていない場合がある。 ○市町村の教育支援センターによる支援を十分に受けられない等、関係機関の効果的な活用ができてない場合がある。

	内　　容	予　　定
実施内容	●不登校担当教員（者）の役割の周知と配置 ・学校規模が大きく不登校の出現率が高い学校に不登校担当教員を配置し、組織的な支援体制の強化や不登校の未然防止・早期対応の取組の充実を図る。	◆各市町村校長会での周知【R1.２月】 ・人権教育課による説明 ◆不登校担当教員の配置【R2～】 ・学校規模が大きく不登校の出現率が高い学校（２０校程度）
	●「不登校対策チーム」による支援 ・「不登校対策チーム」が不登校担当教員配置校を定期的に訪問し、取組の進捗を把握するとともに支援・助言を行う。	◆「不登校対策チーム」の定期的な訪問【R2】 ・人権教育課、心の教育センターの指導主事、SC 等の支援・助言
	●不登校対応に関する研修の充実 ・教職員の不登校についての認識や理解を深めたり、具体的な対応方法に関する知識を深め実践力を身につけたりする内容を各種集合研修や校内研修において実施する。	◆不登校担当教員スキルアップ研修【R2～】 ・不登校担当教員対象（年間２回） ◆校内研修の実施【毎年】 ・「校内研修用 DVD」、「不登校の予防・対応のために」（第二次改訂版）を活用した研修の実施
	●初期対応と支援体制の強化 ・不登校担当教員（者）を中心とした、早期の情報共有に基づく初動体制の確立と校内支援会の強化を図る。	◆校務支援システムを活用した早期の情報共有（随時） ・欠席、遅刻、早退情報、児童生徒の気づき情報の共有 ・早期情報の把握に基づく組織的な初期対応 ◆SC や SSW の校内支援会への確実な参加 ◆不登校担当教員（者）を中心とした校内支援会の運営と専門的なアセスメントに基づく組織対応の実施

事業名称	いじめ防止対策等総合推進事業	事業 No,	38
		担当課	人権教育課

概要	「高知県いじめ防止基本方針」に基づき、各学校で策定した学校いじめ防止基本方針により、いじめの未然防止、早期発見・早期対応を、組織的・計画的に実施していくことの充実を図る。

到達目標 めざす姿	○各学校において、教職員が保護者や地域とともに独自のいじめ防止等の取組を行い、PDCA サイクルにより検証、改善が進められている。 ・学校が「『高知家』いじめ予防等プログラム」を活用した研修等を、教職員、保護者、地域の方々に対して実施した割合教職員　100%、保護者・地域　８０％ ・「学校いじめ防止基本方針」を PDCA サイクルで検証し改善した学校の割合 小学校　100%、中学校　100%、高等学校　100% （R１　小 100%　中 99%　高 98%　特支 100%　：7 月調査）

目標達成に向けた課題	○いじめ防止等の取組において、学校の取組は定着してきたが、保護者や地域と連携した取組は十分とは言えない。 ○今後は、学校の組織的ないじめ防止対策や、子どもたちによる主体的な取組、保護者や地域を巻き込んだ取組を強化していく必要がある。

	内　　容	予　　定
実施内容	●「『高知家』いじめ予防等プログラム」の活用 ・いじめ予防等の取組の推進のため作成されたプログラムを学校や保護者、地域、関係機関に活用してもらい、取組の充実を図る。	◆「『高知家』いじめ予防等プログラム」を活用した取組を実践【R２～】 ・プログラムの内容や活用方法の理解のための研修を実施 ◆プログラムの活用に向けたリーフレットの作成・配布
	●校内研修の充実への支援 ・教職員がいじめに関する正しい認識をもち、対応できるようにするため、校内研修の内容を提供したり、モデルを示して担当教職員の支援をしたりして、研修の充実を図る	◆生徒指導上の諸課題に対応した研修内容を掲載した DVD を作成・配付・活用 ・全小中高・特別支援学校に配付 ◆校内研修担当者への支援 ・学校からの要請に応じて指導主事を派遣し校内研修の充実を図る
	●スクールロイヤー活用事業 ・いじめをはじめとする生徒指導上の問題について、弁護士（スクールロイヤー）が、その専門的知識・経験をもとに学校でのいじめ予防教育や法的相談の対応を行う。	◆学校における法的相談への対応【R２～】 ・学校の要請に応じてスクールロイヤーに法的な助言をもらう ◆法令に基づく対応の徹底 ・校内研修の講師や支援会の助言者として参加 ◆校内研修の講師・学校組織委員会へ参加 ・児童生徒に対して、いじめ予防教育の実施
	●いじめ問題対策連絡協議会及びいじめ問題調査委員会の開催 ・県におけるいじめ問題対策連絡協議会及びいじめ問題調査委員会の効果的な運用を図る。	◆いじめ問題対策連絡協議会 ・いじめ防止等に向けた総合的な施策及び関係機関・団体等の連携推進いついて協議する ・連絡協議会（毎年２回） ・幹事会（毎年３回） ◆いじめ問題調査委員会 ・県教育委員会の諮問に応じ、調査審議する（適宜）

事業名称	こうちの子ども健康・体力向上支援事業	事業 No,	39
		担当課	保健体育課

概要	運動好きな子どもを育てるため、体力課題の解決に向けた外部人材の派遣や、指導主事等による学校訪問での助言、運動遊び事業の実施等の取組を推進するとともに、こうちの子ども健康・体力支援委員会において子どもの運動機会の充実や体力向上に向けた効果的な対策等を健康対策も含めて総合的に検討し学校での実践につなげる。

到達目標 めざす姿	○全ての公立小学校で「こうちの子ども体力アップチャレンジランキング」が実施されて、子どもの運動する機会が増える。（R1：３校（1.6%）） 〇全国体力・運動能力、運動習慣等調査において 50m 走の記録が全国平均を上回る。 （高校は高知県体力・運動能力、生活実態等調査での 50m 走の記録が R 元年度を上回る） R1:小男 9.56(全 9.42)小女 9.72(全 9.64)、中男 8.09(全 8.02)中女 8.96(全 8.81)、高男 7.51 高女 9.16

目標達成に向けた課題	○児童生徒数の減少や学校の統廃合、放課後の習い事等により、外遊びの仲間･時間･場所が減少している。 ○高等学校ではスポーツクラブや運動部の加入率が中学校と比べて大きく減少する傾向にあり、運動をする生徒としない生徒の二極化が進んでいる。 ○全国体力・運動能力、運動習慣等調査において、調査開始以降、小・中学校ともに走能力に課題がある。 ○各校種の学校経営計画では全国調査（高校は県調査）での課題に基づく PDCA が十分に回っていない。

	内　　容	予　　定
実施内容	●こうちの子ども体力アップチャレンジランキングの実施 ・各種の運動遊びを設定し、学級やグループ等で取り組む中で、仲間と協力して達成する喜びを味わい、運動・スポーツに対する関心や意欲を高めることで運動習慣の定着を図る。	◆実施要項の作成・配布・実施【R2～R５】 ・全公立小学校が対象 ４月：実施要項作成及び配布 ５月：事業実施 ７月、11 月、２月：記録を各学校から集約 ８月、12 月、３月：各種目のランキングを HP に公表
	●「走」運動の向上に向けた取組 ・本県の体力課題である走能力の向上に向けて学校への外部指導者の派遣や、体育授業で活用できる走運動に関する準備運動プログラムを作成し県内に周知する。	◆「かけっこ先生」「なわとび先生」の派遣【R2～R５】 ・全公立小学校が対象(R3 以降は内容の修正あり) ４月：実施要項作成及び配布（募集） ９月～１月：外部協力者の派遣 ◆走運動に関する準備運動プログラムの作成・周知【R2～R５】 ・R2 年度は R3 年度制作に向けての内容検討
	●体力・健康課題のある学校への訪問 ・全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果等から、体力や健康について支援が必要と思われる小学校・中学校・高等学校を訪問し、体育授業や健康教育等の取組に対する助言を行うとともに、学校の組織力の向上を図る。	◆訪問校の指定【R2～R５】 ・全公立小・中学校が対象 ・小・中・高等学校を合わせて毎年 20～30 校程度 ◆指導主事等による支援訪問【R2～R５】 ・１校あたり訪問回数は１回。ただし、場合によっては２回目の訪問を実施することもある。
	●こうちの子ども健康・体力支援委員会の開催 ・児童生徒の運動・スポーツ活動の充実に向けた各種取組をより効果的に展開するために、取組の内容や運営方法をはじめ、進捗状況や成果の検証を行うなど、子どもの体力・健康対策を総合的に支援する。	◆こうちの子ども健康・体力支援委員会【R2～R５】 ・年間３回を予定 ・委員は 11 名（予定） ・当課の事業実施状況等の検証及び本県の健康・体力課題の改善に関する助言

事業名称	体育授業の質的向上対策	事業 No,	40
		担当課	保健体育課

概要	体育・保健体育授業の質的な向上に向けて、各学校における教科会の充実、校内研修や年次研修の工夫・改善を図るとともに、先進的な取組を推進する。

到達目標 めざす姿	○小・中学校において、これまでの体育・保健体育の授業で「できなかったことができるようになったことがない」児童生徒の割合が全国平均を下回っている。（全国体力・運動能力、運動習慣等調査） 小学校：男 5.4%（全国 3.9%）女 2.9%（全国 2.0%） 中学校：男 7.0%（全国 5.3%）女 4.1%（全国 3.3%） ○高等学校において、これまでの保健体育の授業で「運動の仕方がわかるようになったりできるようになったりしたことがない」生徒の割合が令和 2 年度と比較して下回っている。 （高知県体力・運動能力、生活実態等調査）

目標達成に向けた課題	○各校種において、児童生徒が自己の課題に気付き、その解決に向けて試行錯誤しながら運動に取り組むような学習経験が少ない。 ○運動が「できる・わかる」ようになるための多様な運動との関わり（する・みる・支える・知る）の経験が少ない。

	内　　容	予　　定
実施内容	●小学校での授業改善に向けた取組の充実 ・授業改善に向けた効果的な実践事例を蓄積・普及するため、「授業協力者」の指定や小学校体育専科教員の配置を行い、実践研究を継続的に進め、その成果を全学校に普及する。 ・各学校において、日常的に授業の質を高める取組を徹底するため、タテ持ちや教科間連携による授業改善に向けた取組を推進する。	◆小学校体育における授業協力者の指定【R2～R5】 ・東部、中部、西部、高知市：各 2 名　計 8 名 ◆小学校体育専科教員を活用した実践研究の推進【R2～R5】 ・県内 1 校　平成 5 年度までに増員を検討 ◆学校や市町村主催の研修会等への指導主事等による要請訪問の実施 ・5 月：学校からの申請　6 月～2 月末：訪問
	●中学校での授業改善に向けた取組の充実 ・各学校において、日常的に授業の質を高める取組を徹底するため、タテ持ちや教科間連携による授業改善に向けた取組を推進する。	◆中学校における教科間連携における保健体育の授業実践及び外部協力者を活用した授業改善の推進 ・学校からの要請により指導主事が訪問 ・外部協力者の活用は主として武道 ◆学校や市町村主催の研修会等への指導主事等による要請訪問の実施 ・5 月：学校からの申請　6 月～2 月末：訪問
	●高等学校での授業改善に向けた取組の充実 ・授業改善に向けた効果的な実践事例を蓄積・普及するため、「協力校」を指定し、実践研究を継続的に進め、その成果を全県立学校に普及する。 ・令和 4 年度から始まる新学習指導要領実施に向けて趣旨の徹底を図る。	◆協力校の指定【R２～R５】 ・毎年 3 校程度（予定） ・年間 4 回の訪問 ◆高等学校教育課程研究協議会における新学習指導要領の趣旨説明【R２～R３】 ・年間 5 回程度
	●研修の充実 ・授業の質を高めるため、近隣の小規模校が連携した授業研究や、小・中合同の研修会を実施するとともに、校内研修の充実を図る。	◆体育主任研修会（小・中・高等学校）【R２～R５】 ・開催時期：４～６月 ・年間 1 回の開催（小学校は東部、中部、高知市、西部） ◆体育・保健体育指導力向上伝達講習会の開催【R２～R５】 ・開催時期は 7 月末～8 月　対象は保幼小中高の教職員 ・７講座（予定） ◆高知県学校体育保健研究大会への参加 ・開催時期：11 月 ・小・中・高等学校の体育・保健体育の授業公開

事業名称	健康教育充実事業	事業 No,	41
		担当課	保健体育課

概要	健康教育の中核となる教員の資質向上のための研修を行うとともに、子どもが主体的に考え、健康的な生活を送るための理解を深め、正しい態度を養うために、健康教育副読本や外部講師を効果的に活用し、がん教育や性教育、食育など、家庭や地域と連携した健康教育の充実を図る。

到達目標 めざす姿	○健康教育の中核となる教員の資質の向上と、外部指導者による講習会等により、望ましい生活習慣を身につけた児童生徒が育成される。 ・研修会のアンケートにおいて、「実践に十分活かせる」又は「実践に活かせる」と回答する教員の割合の合計を 80%以上にする。 ・外部講師を活用したがん教育の実践により、「健康に良い生活習慣が大切だと思う」と回答する児童生徒の割合を 80%以上にする。

目標達成に向けた課題	○児童生徒を取り巻く様々な健康課題に対応する教員の資質向上を更に図る必要がある。 ○がん教育や食育など、児童生徒に対する健康教育は進んできているが、児童生徒の実践に十分つながっていない。 ○健康教育を推進するためには家庭との連携が重要であるが、児童生徒の家庭環境が多様化しており、連携が困難な家庭がある。

	内　　容	予　　定
実施内容	●健康教育の中核となる教員の更なる資質向上に向けた取組 ・健康教育の中核となる教員等（保健主事、養護教諭、栄養教諭、学校栄養職員等）を対象とした研修の実施	◆研修の実施 ・健康教育推進研修会（保健主事研修会） ・学校保健推進研修会（養護教諭研修会） ・食育・学校給食推進研修会 （栄養教諭・学校栄養職員研修会） ・がん教育推進研修会
	●児童生徒の実践につながる健康教育の実施 ・健康教育副読本を効果的に活用し、子どもの実践につながることを目的とした健康教育を充実させる。 ・がん教育などにおいて、外部講師を活用した効果的な健康教育を充実させる。	◆健康教育副読本の活用による健康教育の推進 ・研修等における効果的な活用の普及 ・活用状況調査の実施（年３回） ・活用実践事例集の作成【R2】 ◆がん教育の推進【R2～R4】 ・外部講師の活用による効果的な指導の実施・普及啓発 ・モデル地域の指定（R1～2：1 地域、R2～3：2 地域（予定）） ・教材の作成及び教員の指導力向上のための研修 ◆学校訪問等による指導・助言
	●家庭や地域と連携した健康教育の充実 ・健康教育副読本を活用し、家庭と連携した取組を充実させる。	◆健康教育副読本を活用し、家庭や地域と連携した健康教育の実践及び普及・啓発

事業名称	県立学校運動部活動活性化事業	事業 No,	42
		担当課	保健体育課

概要	本県の県立学校の運動部活動を学校運営や地域づくりの核とし、運動部活動の充実及び競技力の向上を図るため、県立学校に運動部活動活性化推進部及び強化推進部を指定し活動費の支援を行う。

到達目標 めざす姿	○運動部活動活性化推進部における部員数が増加する。 ○四国高等学校選手権大会及び全国高等学校体育大会において、強化推進部の指定を受けた学校が団体・個人ともに入賞数が増加する。 ・四国高等学校選手権大会　団体：45 種目　個人：100 名 ・全国高等学校体育大会　　団体：３種目　個人：　７名 ※上記の大会に該当種目がない競技は、これらに準ずる規模の大会での入賞を指標とする。

目標達成に向けた課題	○活性化推進部：各学校において、学校運営や地域づくりの核として、部活動をしっかりと位置づけ、部員数の確保や今後の展望まで取り組んでいる部活動が少ない。 ○強化推進部：競技力を向上させるためには、長時間の練習や日数が必要であると考えている教員が多く、限られた時間内での効率的・効果的な運動部活動の指導を行っていくための意識改革が必要である。

	内　　容	予　　定
実施内容	●支援の対象 ・活性化推進部：学校として適正な運営を推進する学校で、地域と連携した活動等を通して部員数の増加や競技成績の向上を期待する部 ・強化推進部 A：学校として適正な運営を推進する学校で、特に全国規模の大会で優秀な成績を収めた実績のある部 ・強化推進部 B：学校として適正な運営を推進する学校で、特に四国ブロックの大会で優秀な成績を収めた実績のある部 ●支援内容 競技用具の購入や遠征・練習試合に要する経費など。	◆運動部活動活性化推進部及び強化推進部の指定・実践 ・県立高等学校が対象 ４月：各学校から提出→内容確認 ５月：活動開始 ３月：各学校で年度末検証実施→県教委へ報告

事業名称	運動部活動の運営の適正化	事業 No,	43
		担当課	保健体育課

概要	「高知県運動部活動ガイドライン」、「高知県立学校に係る運動部活動の方針」及び各市町村の「設置する学校に係る運動部活動の方針」に基づく運動部活動の適正な運営を図る。

到達目標 めざす姿	○運動部に加入している公立中学校、県立学校の全ての生徒が、成長期に必要とされる適切な休養をとりながら部活動を行い、バランスのとれた生活を送っている。

目標達成に向けた課題	○1 週間の運動部活動が占める総運動時間は減少傾向にあるが全国平均を上回っている。 中学校：男子 833.8 分（全国 812.8 分）女子 833.6 分（全国 821.1 分） ○各学校では「運動部活動に係る活動方針」が策定され、適正な運動部活動の運営に向けた取組が進んでいるが、生徒引率に要する時間など運動部活動における指導時間の捉え方が異なっている事例があったことから、改めて部活動時間と教員等指導者の指導時間の整理を行い、適正な部活動の運営を目指す。

	内　　容	予　　定
実施内容	●これからの部活動の在り方を考える検討委員会の実施 ・高知県の運動部活動の運営の適正化及び活動の充実、今後の部活動運営の在り方等について、総合的に支援することを目的として設置する。	◆検討委員会【R２～R５】 ・４月：委員委嘱 ・会の開催：年間３回（6 月、10 月、２月を予定） ・委員は７名程度（予定）
	●運動部活動課題解決研修会の開催 （適正な運動部活動の運営） ・高知県運動部活動ガイドラインに基づく部活動の適正な運営のもと、本県の運動部活動の更なる質的向上を目指す。	◆運動部活動課題解決研修会 ・５月：体育主任会で案内 ・会の開催：10 月（予定） ・対象：県内の中学校・義務教育学校後期課程・高等学校・特別支援学校の運動部活動の中心的な役割を担う教諭等
	●部活動の適正化に関する調査の実施 ・県立学校で、統一して定めた年間活動計画の様式により、管理職が年間を見通して適切な練習時間・休養日等が設定されているか、毎月の計画に沿った活動がなされているかを実績により確認し、徹底していく。 ・市町村立中学校にも、市町村教育委員会を通じて県立学校での取組を紹介し、適切な練習時間・休養日等の設定により、同様の取組が進むよう依頼する。（活動計画の様式は、送付済み）	◆調査の実施 ・各県立学校からの報告 中間確認：10 月上旬に活動状況 最終確認：翌４月初旬に１年間の活動実績 ・市町村においては、市町村教育委員会が所管する中学校の全ての部活動で、適切な運営がなされているかの確認を行う。

事業名称	運動部活動指導員配置事業	事業 No,	44
		担当課	保健体育課

概要	各学校における運動部活動の指導の充実及び質的向上を図るとともに、教員の運動部活動にかかる負担を軽減し、生徒に向き合う時間を確保するため、単独での指導や学校外での活動の引率が可能な運動部活動指導員の配置を進める。

到達目標 めざす姿	○運動部活動指導員を配置することにより、配置がされた部活動の顧問教員にゆとりが生まれ、生徒に向き合う時間が確保できる。 ・部活動指導員を配置した部において、部活動指導員が単独で指導を行った部活動時間の割合 50%以上

目標達成に向けた課題	○運動部活動指導員の配置拡大のための人材の確保

	内　　容	予　　定
実施内容	●運動部活動指導員の配置への支援 ・県立中学校、高等学校に運動部活動指導員を配置する。 ・市町村立中学校に運動部活動指導員を配置するために必要な経費を補助する。 ・運動部活動指導員の資質向上のための研修を行う。	◆運動部活動指導員の配置【R2～R５】 ・R2：66 名→R５：90 名（予定） ・スポーツ課のスポーツハブとの連携を図る ◆研修の実施【R2～R5】 ・年間２回実施

事業名称	文化部活動指導員・支援員の活用	事業 No,	45
		担当課	高等学校課 小中学校課

概要	文化部活動の運営の適正化のため、「高知県文化部活動ガイドライン」及び「高知県立学校に係る文化部活動の方針」に基づく体制整備や、生徒の発達段階に応じた休養日や活動時間の設定等、望ましい文化部活動の推進を図る。 また、文化部活動の指導の充実及び質的向上を図るとともに、教員の文化部活動にかかる負担を軽減するために、単独での指導や引率ができる文化部活動指導員の中学校への配置や、専門的な指導力を有した文化部活動支援員の高等学校への派遣を行う。

到達目標 めざす姿	○文化部活動における生徒の専門的な技術が改善されている。 ・合計 400 回以上の派遣

目標達成に向けた課題	○生徒にとって望ましい部活動環境の構築と、学校における働き方改革の観点から、部活動の運営の適正化を図る必要がある。 ○文化部活動の顧問は、部の種類の多さや教員配置の関係から専門としていない教員が担当することも多く、専門的な技術力の向上等の面で、生徒や保護者の要望に十分応えられていない状況がある。また、令和２年全国高等学校総合文化祭に向け、文化部全体の活性化を図るため、芸術文化部活動に関わる人材を育成する必要がある。 ○茶道部、華道部を中心に専門的指導者を必要とする学校が多いが、文化祭などの行事の前などに集中する傾向があり、年間を通した指導に事業が生かせていないと見られる。

	内　　容	予　　定
実施内容	●文化部活動支援員の派遣（高等学校） ・専門的な指導力を有した支援員を各学校のニーズに応じて派遣する。	◆文化部活動支援員の派遣 ・30 部活動に支援 ・１部当たり 12 回 ・合計 360 回の派遣 ※年間を通した指導に生かせるよう派遣回数の上限を増やす方向で取り組む
	●文化部活動指導員の配置（中学校）	◆文化部活動指導員の配置（市町村等への運営補助） ５～６月

事業名称	多機能型保育支援事業	事業 No,	46
		担当課	幼保支援課

概要	地域ぐるみの子育て支援を充実させるため、保育所等を中心に、保育者や高齢者等の地域の子育て経験者、子育て世帯等が交流できる場づくりを推進し、子育て相談や子育てに関する教室の開催など様々な交流事業が展開されることを支援する。

到達目標 めざす姿	○保育所等において、さまざまな交流事業を地域の方々と協働で実施することで、地域との絆が深まり、子育て家庭への声かけなど日常的な支援が充実している。 ・園庭開放・子育て相談の実施率　100%（R1：82.5%） ・多機能型保育事業の実施　40 か所以上（R1：13 か所）

目標達成に向けた課題	○子育て相談、園庭開放等、要件となっている事業の実施回数などで保育所等の負担感が大きい。 ○多機能型保育の必要性の理解はあるものの施設の本来業務の多忙感や人材の確保が難しい点などから実施につながりにくい。

	内　　容	予　　定
実施内容	●多機能型保育支援事業の推進 ・保育所等において、子育て相談や子育てに関する教室の開催など様々な交流事業が展開されるよう支援する。	◆多機能型保育支援事業の実施 ・保育所等個別訪問 ・実施園等による交流会の開催：年２回 ・子育て支援イベント等の周知・広報

事業名称	保育サービス促進事業（家庭支援推進保育士の配置）	事業 No,	47
		担当課	幼保支援課

概要	家庭環境等に特別な配慮が必要な保育所等に入所している子どもへの支援や保護者の子育て力の向上を図るため、家庭訪問や地域連携等を通じて日常生活の基本的な習慣や態度のかん養等を行う保育士を配置する。

到達目標 めざす姿	○家庭支援推進保育士による個別の支援を充実させることにより、配慮が必要な子どもの処遇及び保護者の子育て力が向上している。 ・保育所等における家庭支援の計画と記録の作成率：100%（R1:68.9%）

目標達成に向けた課題	○厳しい環境にある家庭の状況に合わせた支援を充実するには、各園において支援が必要な家庭に、家庭支援の計画と記録が作成される必要がある。

	内　　容	予　　定
実施内容	●保育所等への家庭支援推進保育士の配置 ・家庭環境等に特別な配慮が必要な保育所等に入所している子どもへの支援や保護者の子育て力の向上を図るため、家庭訪問や地域連携等を通じて日常生活の基本的な習慣や態度のかん養等を行う保育士を配置する。	◆家庭支援推進保育士の配置 ・R2：65 人
	●家庭支援推進保育士の資質向上のための取組 ・各園において、支援が必要な家庭ごとに家庭支援の計画と記録が作成されるなど、厳しい環境にある家庭の状況に合わせた適切な支援が行われるよう、研修等の充実により保育士のスキルアップを図る。	◆研修の実施（家庭支援推進保育講座） ・R2：2 回

事業名称	特別支援保育・教育推進事業 （親育ち・特別支援保育コーディネーターの配置）	事業 No,	48
		担当課	幼保支援課

概要	特別な支援を必要とする子どもや厳しい環境にある子どもの保育の質を高めるため、小学校との円滑な接続や子ども一人一人の支援計画の作成への支援、進捗状況の把握等を行う親育ち・特別支援保育コーディネーターを市町村に配置する。

到達目標 めざす姿	○厳しい環境にある子どもに対して、保育所・幼稚園等が組織的に対応できる体制が確立されている。 ・保育所等における家庭支援の計画と記録の作成率：100%（R1:68.9%）

目標達成に向けた課題	○親育ち・特別支援保育コーディネーターの配置について、人材確保が困難な状況にある。

	内　　容	予　　定
実施内容	●親育ち・特別支援保育コーディネーターの配置 ・小学校との円滑な接続や子ども一人一人の支援計画の作成への支援、進捗状況の把握等を行う親育ち・特別支援保育コーディネーターを市町村に配置する。	◆親育ち・特別支援保育コーディネーターの配置 ・R2：11 市 13 人 ・行政経験者など、コーディネーターが務まる人材を市町村に紹介
	●親育ち・特別支援保育コーディネーター研修会の実施 ・コーディネーターの質向上のための研修や、コーディネーターの役割・園との関わり方や支援の進め方等についての情報交換等を行うことにより、各市町村における支援の質の向上を図る。	◆親育ち・特別支援保育コーディネーター研修会の実施 ・R2：2 回

事業名称	スクールソーシャルワーカー活用事業＜就学前＞	事業 No,	49
		担当課	幼保支援課

概要	厳しい環境にある就学前の子どもが円滑に小学校に入学できるよう、主に 5 歳児とその保護者に対して、生活習慣や生活環境の改善に向けた助言や指導等を、保育者とスクールソーシャルワーカー（以下 SSW）が連携して行う仕組みを構築する。

到達目標 めざす姿	○子どもとその保護者の生活習慣や生活環境の改善等が図られ、円滑な小学校への入学につながっている。 ・SSW の配置市町村数　35 市町村（学校組合含む）（R 1 :18 市町村組合）

目標達成に向けた課題	○SSW の就学前児童を対象とした活動の拡大により、園と学校との間で支援を要する児童の情報共有が進む市町村が増えつつあるが、学校における SSW の活動が多忙で、就学前まで活動を広げることが困難な市町村もある。

	内　　容	予　　定
実施内容	●SSW の配置拡充 ・市町村に配置している SSW を就学前の子どもにも対応できるよう委託契約を締結	◆市町村への段階的な SSW の配置拡充 ・R2：19 市町村組合
	●就学前における SSW の役割理解 ・SSW の連絡会を実施し、就学前の子どもへの対応の重要性、保育所等との連携等についての説明を行うとともに、SSW 間の情報交換を行い、就学前における役割の理解を促す。	◆SSW 連絡協議会 ・R2：1 回
	●SSW の専門性の向上 ・初任者を対象に、協力関係機関や支援の方法、内容の具体例、実践事例等に関する研修を実施する。	◆SSW 初任者研修 ・R2：2 回

事業名称	放課後等における学習支援事業	事業 No,	50
		担当課	小中学校課

概要	小中学校における放課後等学習支援員の配置に対して財政的な支援を行うことで、市町村や学校が実施する放課後等の補充学習を、基礎学力の定着や家庭学習習慣の確立等、個々の児童生徒の課題の解決に向けて計画的に対応できるよう充実強化する。

到達目標 めざす姿	○学力面で課題を抱える児童生徒に、放課後や長期休業期間等において、学習のつまずきに早期に対応した個別指導や家庭学習の指導など、一人一人の状況に応じた学習機会が全ての学校で提供されている。 ①放課後等学習支援員の配置、②放課後児童クラブや放課後子ども教室等の「学びの場」の実施、③地域学校協働本部やコミュニティ・スクール等での学習支援 ・①～③による学習支援の実施校率　：　100%　（R1：98.6%）

目標達成に向けた課題	○中山間地域においては、地域内での放課後等学習支援員の人材確保が難しく、交通手段や距離的な問題から地域外からの人材の確保も見込めないケースがある。 ○放課後等補充学習を実施するための学校組織体制の整備や、教員と放課後等学習支援員の連携が不十分なことにより、計画的・効果的な取組ができていない学校がある。

	内　　容	予　　定
実施内容	●放課後等学習支援員の配置 ・人材確保支援	4 月:放課後等学習支援員の配置（市町村等への運営補助） 2 月：退職予定教員の在籍校に人材募集案内チラシを送付
	●放課後等学習指導の質的向上 ・指導主事による学校訪問の実施	8 月：各種学習状況調査結果や実績報告等を基にした訪問校の選定 取組事例集を用いた、学習支援員の活用に関する助言・情報提供 【計画：小学校 10 校、中学校 10 校】

事業名称	スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等活用事業	事業 No,	51
		担当課	人権教育課

概要	児童生徒の生徒指導上の諸課題の改善のために、公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校に、児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラー（SC）や社会福祉等の専門的な知識・技能を有するスクールソーシャルワーカー（SSW）を配置して、相談支援体制の充実を図る。

到達目標 めざす姿	○児童生徒や保護者に対する支援の充実や児童生徒への的確な見立てが進み、教職員の不安や悩みが解消されて、生徒指導上の諸課題等の未然防止や改善につながっている。 ・90 日以上欠席している不登校児童生徒がＳＣやＳＳＷ、関係機関等で支援や相談を受けている割合 小学校 100%、中学校 100%、高等学校 100% ・ＳＣやＳＳWを活用した校内支援会を年１０回以上実施している学校の割合 小学校 90%以上、中学校 95%以上、高等学校 100% （Ｒ１：小学校　53.7%、中学校　64.5%、高等学校　66.7%）

目標達成に向けた課題	○ＳＣやＳＳWを十分に活用できていない学校がある。 ・校内支援会等でＳＣやＳＳWを活用しなかった割合 小学校　38%、中学校　24.3%、高等学校　20.4% ○心理や福祉の高い専門性を有する人材を安定して確保することが困難な状況にある。 ○各学校からのＳＣやＳＳWの配置希望時間に対し、十分な配置時間を確保できていない。

	内　　容	予　　定
実施内容	●ＳＣ及びＳＳWの配置 ・全ての公立学校にＳＣやＳＳWを配置し、心理や福祉の専門的な支援を受けられる体制を確立する	◆全ての公立学校へのＳＣ及びＳＳWの配置 ・ＳＣ　全公立学校に配置 アウトリーチ型ＳＣを 11 市に配置 ・ＳＳW　全市町村・学校組合に配置 全県立学校に配置または派遣
	●支援力の向上や効果的な活用 ・ＳＣやＳＳWの専門性の向上を図るとともに、市町村教育委員会担当者や各学校のコーディネーター等 SC、SSW を効果的に活用できるよう研修等を実施し周知する。	◆ＳＣ新規採用研修会（毎年４月） ・ＳＣの基本的な業務について ◆ＳＣ等研修講座（毎年６回） ・外部講師による専門講座 ◆ＳＳW基本講座（毎年２回） ・１～２年目のＳＳWを対象とした基礎講座 ◆ＳＳW連絡協議会（毎年６月） ・ＳＳWの専門性の向上及び効果的な活用に関する協議 ◆相談支援体制の充実（チーム学校）に向けた連絡協議会の実施（毎年８月、２ブロックずつ３年サイクル） ・ＳＣやＳＳW等専門人材の効果的な活用に係る研修
	●校内支援会の充実・強化 ・各学校で実施する校内支援会で、ＳＣやＳＳWの専門性を活用し、的確な見立てや手立てを策定する仕組みを推進する	◆校内支援会の実施 ・年 10 回以上を目安に、各学校で実施 ＳＣやＳＳWと連携して背景要因の見立てや支援の手立てを協議
	●SC 及び SSW の常勤化 ・専門性の高い人材を段階的に常勤雇用できるよう財源の確保や制度設計をする	◆国への提言 ・SC 及び SSW の常勤化に向けた予算措置について提言 ◆常勤化にかかる制度設計の協議 ・雇用条件や財源等について検討

事業名称	スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーのアセスメント力向上研修	事業 No,	52
		担当課	人権教育課 心の教育センター

概要	スクールカウンセラー（以下、SC）及びスクールソーシャルワーカー（以下、SSW）の支援力の向上を図るため、より効果的な研修を実施する。心の教育センターに配置されている特に高い専門性を有する SC 及び SSW が各学校、教育支援センターに配置されている SC 及び SSW の指導や助言に当たる。

到達目標 めざす姿	○経験の浅い SC 及び SSW がスーパーバイズを受けて、各学校、教育支援センターで相談対応することによって、アセスメント力が向上している。 ・採用 3 年目までの SC 及び SSW がスーパーバイザーから年間 2 回以上スーパーバイズを受ける割合 100%

目標達成に向けた課題	○SC、SSW の配置率、配置市町村数は上がっているが、SC 及び SSW のアセスメントに基づいた組織的な支援につながっていない学校が見られる。 ○配置校から、SC 及び SSW のアセスメント力が弱いとの指摘がある。

	内　　容	予　　定
実施内容	●心の教育センターでのスーパーバイズ（土曜日） ・毎月 2 回土曜日に、心の教育センターでのスーパーバイズを実施する。	◆採用 3 年次までの悉皆研修【年 3 回】 ・毎月 2 回土曜日に心の教育センターにおいて、SC スーパーバイザーによる個別面接 ◆希望者に対する研修【随時予約】
	●勤務校、配置教育支援センターでのスーパーバイズ ・SC 及び SSW の勤務校、配置教育支援センターへ、スーパーバイザーが出向いてスーパーバイズを実施する。	◆配置校研修 ・SC 及び SSW 勤務校にスーパーバイザーが訪問し、校内支援会等に参加しアセスメントの実施 ◆市町村教育支援センターでの研修【11 ヶ所（R2)】 ・スーパーバイザーが教育支援センターを訪問し、ケースごとにアセスメントの実施
	●心の教育センターにおける他の事業を活用したスーパーバイズ ・心の教育センターSC スーパーバイザーが、校内支援会に参加した時や教育支援センターを訪問した時に、スーパーバイズを実施する。	◆心の教育センター相談支援事業、校内支援会サポート事業における重点支援校等でのアセスメント研修・心の教育センターでの支援会の実施や各学校の校内支援会に参加
	●高知県 SC 等研修講座の開催 ・SC 等の資質向上、相談活動充実のため、県外講師等を招聘した講義や事例検討を実施する。	◆実施回数 ・年間 6 回程度（日曜日） ◆研修講師 ・鳴門教育大学大学院教授等

事業名称	心の教育センター相談支援事業	事業 No,	53
		担当課	心の教育センター

概要	心の教育センターに、高い専門性を有するスクールカウンセラー（以下、SC）及びスクールソーシャルワーカー（以下、SSW）を配置し、学校生活での悩みや家庭における問題など子どもたちが抱える教育課題に関する相談を一元的に受理する。県東部・西部地域で心の教育センターの相談活動を定期的に行うとともに、心の教育センターを日曜日に開所し、児童生徒や家庭、教職員が抱える課題への支援の充実を図る。教育支援センターを訪問し、支援会等を開催するなど、教育支援センターの相談支援体制の強化を図る。

到達目標 めざす姿	○心の教育センターの相談支援機能を強化することにより、学校生活やいじめ・不登校、家庭問題等、児童生徒を取り巻く教育課題の改善につながっている。 ・教育支援センターでの支援会、ケース検討会等の実施率　100%　（ R1：　40.9%　R1 は 12 月末） ・心の教育センター東部・西部地域相談活動、日曜開所相談対応率　100%

目標達成に向けた課題	○心の教育センターより遠距離のために、来所が難しい相談者に対する相談体制を整備する必要がある。 ・心の教育センター全相談にしめる東部地域（香美市、香南市を除く）、西部地域の割合 H30：　東部地域 3.5%、西部地域 0.9%　　R1　：　東部地域 5.6%、西部地域 4.5% ○日曜日の相談ニーズが高いと思われる。 ・H30 心の教育センター 休日夜間電話相談件数（月～金平均：55 件、土：64 件、日：101 件） ○教育支援センターでの支援会、ケース検討会等の実施率 ・R1 心の教育センターが訪問して支援会、ケース検討会等の実施率　40.9%

	内　　容	予　　定
実施内容	●心の教育センター相談活動の実施 ・来所相談・メール相談・24 時間電話相談・出張教育相談・こうち高校生 LINE 相談・東部西部地域での相談活動、日曜日開所を実施する。	◆来所等相談への対応 ・SC スーパーバイザー2 名、SC 3 名、SSW 2 名、相談支援員 2 名、指導主事 5 名（R2 の配置状況） ・東部西部地域相談活動担当者（SC 各 1 名）
	●学校の支援体制の充実に向けた支援 ・各学校における支援体制（校内支援会）等の充実に向け、指導主事及び SC スーパーバイザー、SC、SSW 等の訪問支援を実施する。	◆依頼のあった学校等に対応 ・校内支援会への参加、研修依頼に対して随時対応 ◆心の教育センター指導主事、SC 等の支援訪問 ・指導主事、SC 等が校内支援会、研修等に参加
	●教育支援センターの相談支援体制の強化 ・心の教育センター指導主事等が、教育支援センターを訪問し、支援会、ケース検討会等を実施し助言、支援を行う。 ・教育支援センター未設置の町村の児童生徒の受け入れや広域での支援について、市町村に働きかける。	◆教育支援センター訪問支援の実施 ・各教育支援センター年間 2 回程度訪問 ・指導主事 1 名訪問 ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等が参加する場合あり
	●関係機関との連携 ・協議会・連絡会等の機会や訪問支援を通して、医療・福祉・警察など、児童生徒に関わるあらゆる関係機関との連携を図る。	◆教育相談関係機関連絡協議会（毎年 2 回） ・高知県中央児童相談所などの県内 10 の関係機関が一堂に会し、支援に対する課題の共有や連携の強化について協議

事業名称	教育支援センターにおける学習指導の在り方に関する調査研究	事業 No,	54
		担当課	人権教育課

概要	不登校児童生徒の学校以外の学びの場として、教育支援センターにおける学習指導の充実を図るために、不登校児童生徒の一人一人の状況や背景に応じた効果的な学習指導の在り方を研究するとともに、支援の進め方を構造化し、教育支援センターの支援力の向上を図る。

到達目標 めざす姿	○不登校児童生徒の状況別の効果的な学習指導等に関する資料が、各市町村の教育支援センターで活用されている。 ・学習指導等に関する資料を活用している教育支援センターの割合：100%

目標達成に向けた課題	○児童生徒一人一人に応じた効果的な学習指導が確立されていない。 ○児童生徒の状況や背景に応じた支援計画が構造化されていない。

	内　　容	予　　定
実施内容	●効果的な学習指導等に関する研究 ・モデル地域の教育支援センターに通所している児童生徒への学習指導について、ＳＣ等の見立てを踏まえた効果的な学習指導について調査研究する。	◆モデル地域への学習指導研究員の派遣【Ｒ２】 ・モデル地域（１市町村）の指定 ・学習指導研究員の派遣、学習指導に関する研究（通年） ・学習指導等に関する資料の作成（通年）
	●学習指導等に関する資料の普及 ・教育支援センター連絡協議会や心の教育センターによる訪問支援等を通じて、学習指導等に関する研究成果を普及し、教育支援センターの支援力の向上を図る。	◆教育支援センター連絡協議会【Ｒ２～５】 ・年２回実施 ・学習指導等に関する資料について周知【Ｒ２～３】 ・学習指導等に関する資料の効果的な活用についての協議等【Ｒ４～５】 ◆心の教育センターによる訪問支援【Ｒ２～５】 ・心の教育センターの指導主事やスクールカウンセラーによる助言や支援

事業名称	食育推進支援事業	事業 No,	55
		担当課	保健体育課

概要	朝食摂取をはじめとする望ましい生活習慣に関する意識を高め、子どもたちが朝食の重要性を理解し、自分で食事を選択したり調理したりできる力を育成する等、実践力をつけるために、地域のボランティアによる食事提供活動及び食育活動を支援し、県内の食育を推進する。

到達目標 めざす姿	○家庭や地域と連携した取組を行うことにより、朝食摂取をはじめとする望ましい生活習慣を身につけた児童生徒が育成される。

目標達成に向けた課題	○取組を行うボランティアや学校数は増えてきているが、まだ児童生徒の実践には十分つながっていない。 ○児童生徒の家庭環境が多様化しており、活動への参加がしにくい児童生徒がいる。

	内　　容	予　　定
実施内容	●朝食に関する知識や技術を身につけさせる取組の充実 ・地域のボランティアによる食事提供活動及び食育活動を支援する。	◆高知県学校給食会へ事業委託 ◆支援するボランティア団体及び実施校の決定 ・R2～3：10 団体（10 校） R4～5：12 団体（12 校）（予定） ◆食育資料の提供（年 2 回） ◆県教委による訪問指導

事業名称	高等学校等就学支援金事業、高校生等奨学給付金事業、 高知県高等学校等奨学金事業	事業 No,	56
		担当課	高等学校課

概要	公立高等学校に就学する生徒の保護者等の教育に係る経済的負担を軽減するため、世帯の所得に応じて、授業料相当額の支給や低所得世帯への授業料以外の支援のための定額支給や奨学金の貸与などにより、実質的な教育の機会均等を図る。

到達目標 めざす姿	○対象者全員に制度が周知されている。 ○要件を満たす対象者全員に支給や貸与等が実施されている。

目標達成に向けた課題	○制度について、対象者への周知徹底を更に図る必要がある。

	内　　容	予　　定
実施内容	●高等学校等就学支援金の支給 ・高等学校等に在籍する生徒に対して、授業料に充てるための高等学校等就学支援金を支給（学校設置者が代理受領）することにより、教育費の負担軽減を図る。 ・中途退学した後、再び学び直す生徒に対して就学支援金の支給期間経過後も２年間学び直し支援金が支給される。 ・就学支援金が受けられない生徒でも、家計が急変した場合には、次年度、支援金の受給資格を審査するまでの間、授業料を免除する。 ・国の就学支援金の対象とならない既卒者や留年生などには、所得制限はあるが、本県独自の就学支援金を支給する。	◆要件を満たす希望者への支給 ◆制度の周知・徹底 各学校に対して、対象者への周知・徹底を図るよう指導する （対象者への周知方法） ・HP へ掲載 ・学校へ案内文書配布（6・3 月） ・対象の生徒全員に受給の意思確認を行う。
	●高校生等奨学給付金の支給 ・全ての意志ある高校生等が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費負担を軽減するため、高校生等がいる非課税世帯を対象に支援を行う。	◆要件を満たす希望者への支給 ◆制度の周知・徹底 各学校に対して、対象者への周知・徹底を図るよう指導する （対象者への周知方法） ・HP へ掲載 ・学校等へ案内文書配布（6 月） ・受給資格がありながら申請していない保護者がいないよう、個別に申請書の提出を促す。
	●高知県高等学校等奨学金の貸与 ・経済的な理由で高等学校等への進学・修学を断念することがないよう、高知県内に保護者が居住し、世帯の収入が基準額以下の生徒に高等学校等奨学金を貸与している（卒業後 6 ヵ月後から、要返還）。 ・平成 24 年度以降の貸与対象者について 150 万円を超える収入が得られるまでの間、返還を猶予することができる所得連動型猶予制度を導入している。	◆要件を満たす希望者への支給 ◆制度の周知・徹底 各学校に対して、対象者への周知・徹底を図るよう指導する （対象者への周知方法） ・HP へ掲載 ・学校等へ案内文書配布（11・2 月） ・テレビ・ラジオ等での広報（11・3 月） ・事務研修会での制度の周知（4 月）

事業名称	多子世帯保育料軽減事業	事業 No,	57
		担当課	幼保支援課

概要	子どもを産み育てやすい環境の実現に向けて、多子世帯の経済的負担の軽減を図るため、3人以上の子どもがいる家庭に対し、第3子以降3歳未満児の保育料軽減又は無料化を実施する市町村（中核市除く）への助成を行う。

到達目標 めざす姿	○全ての市町村で、多子世帯の保育料の負担軽減が行われている。 （R1：33 市町村）

目標達成に向けた課題	

	内　　容	予　　定
実施内容	●多子世帯の保育料軽減又は無料化への補助 ・18 歳未満の子どもが3人以上いる家庭の経済的負担を軽減するため、市町村が行う第3子以降の3歳未満児に係る保育料の軽減又は無料化を支援する。	◆多子世帯の保育料軽減又は無料化への補助 ・R2:33 市町村で実施（うち県補助 30 市町村）

事業名称	特別な支援を要する子どもへの対応力の向上〈保育者悉皆研修〉	事業 No,	58
		担当課	幼保支援課 教育センター

概要	保育所・幼稚園等における特別な支援を要する子どもへの対応力の向上を図るため、県内の保育所・幼稚園等の全ての保育者を対象に、特別な支援を要する子どもの理解を深めることをねらいとした研修を実施する。

到達目標 めざす姿	○特別な支援を必要とする子どもに対して、保育所・幼稚園等が組織的に対応できる体制が確立されている。 ・特別な支援を必要とする子どもの個別の指導計画の作成率：100%　（Ｒ１:54.9%）

目標達成に向けた課題	○保育所・幼稚園等において、特別な支援を必要とする子どもの個別の指導計画の作成ができていないために、子どもやその保護者への支援が組織的に行われず、小学校への引継ぎも十分でない場合がある。

実施内容	内　　容	予　　定
	●発達障害に関する研修の実施 ・県内全ての保育者を対象に、発達障害の特性や支援方法など、特別な支援を要する子どもの理解のための研修を実施する。	◆発達障害に関する研修の実施【R2：悉皆研修】 ・集合研修(遠隔システム活用含む) R2：６回（中部、東部、西部　各２回） ・出前研修
	●各園への訪問指導の拡充 ・外部専門家(言語聴覚士･作業療法士など)、親育ち・特別支援保育コーディネーター等による各園への訪問指導を拡充する。	◆各園への訪問指導 ・外部専門家の派遣

事業名称	小・中学校における切れ目ない支援体制の構築推進	事業 No,	59
		担当課	特別支援教育課

概要	発達障害等のある特別な支援を必要とする児童生徒が将来の自立と社会参加に向けて必要な力を確実に身に付けることができるよう、小・中学校における特別支援教育の充実を支援し、各学校の組織的な取組の定着、充実を図る。

到達目標 めざす姿	○小・中学校において、学校内外のリソースを活用した組織的な取組が確立され、発達障害等のある特別な支援を必要とする児童生徒に対し、必要な指導や支援が切れ目無く実施されている。 ・学校経営計画において、校内支援会の日程、回数の他に特別支援教育に関する取組を記載している学校 小学校、中学校ともに 100%（R1： 小学校 97.4%、中学校 97.2%） ・通常の学級に個別の教育支援計画の作成が必要な児童生徒が在籍しており、1 名以上作成済みの学校 小学校、中学校ともに 100%（R1： 小学校 74.4%、中学校 60.4%）

目標達成に向けた課題

○校内支援体制について、「教職員の理解推進と専門性の向上」や「保護者と連携した取組」に課題を感じている学校が多い。

・「校内支援体制」自己診断入力シートによる「要素ごとの平均得点」（最大 4pt）

	校内体制づくり	教職員の理解推進と専門性の向上	子どもへの支援	校内支援会の確立	保護者との連携	関係機関との連携
小学校	3.6	3.1	3.4	3.5	3.1	3.4
中学校	3.5	2.9	3.3	3.3	2.9	3.1

実施内容

内　　容	予　　定
●教育事務所指導主事、外部専門家による訪問支援の実施 ・特別支援教育地域コーディネーター※や特別支援学校教員、外部専門家等が各小・中学校を訪問し、校内支援体制や個別の指導・支援の内容について指導・助言を行う。 ※各教育事務所に配置された特別支援教育専任の指導主事	◆特別支援教育地域コーディネーターによる訪問支援 ・要請に応じて特別支援教育地域コーディネーターが学校等を訪問し、校内支援体制の充実や教職員の実践力向上に向けて支援 ◆医師、言語聴覚士、作業療法士等外部専門家の訪問支援 ・小・中学校からの要請に応じて外部専門家が学校を訪問し、発達障害等のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に対する効果的な指導支援の内容について助言
●通級による指導担当者間のネットワーク構築及び専門性向上のための会議の開催 ・通級による指導担当者間における OJT 機能推進のための会議を開催する。	◆通級による指導担当者連絡協議会 ・年間 2 回（5 月、2 月頃の実施） ・通級による指導を実施するにあたっての課題の共有、解消に向けた協議
●すべての学校の知的障害及び自閉症・情緒障害特別支援学級担任を対象とした研修会の実施 ・各障害種特別支援学級担任として、必要な専門性を向上させるための研修会を実施する。	◆特別支援学校教育課程研究集会（知的障害部会） ・県内知的障害特別支援学校　年間各 1 回 ◆自閉症・情緒障害特別支援学級実践研究集会 ・東・中・西部　年間各 1 回 ・特別支援学級教育課程の確認、より質の高い実践の共有
●校長会等における周知 ・個別の教育支援計画の共有等、家庭や福祉と連携した切れ目ない支援の取組推進へ向けて、市町村、学校への周知を図る。	◆地区別校長会 ・東・中・西部　年間各 1 回 ・個別の教育支援計画に関するリーフレットの配布、説明 ◆地区別中学校長・高等学校長会 ・東・中・西部　年間各 1 回 ・シート等を活用した引き継ぎの実施に関する説明 ◆特別支援連携協議会 ・東部・中部・西部　年間各 1 回 ・学校と家庭、福祉との連携充実に向けて市町村が必要な取組についての情報共有、課題解消に向け協議

事業名称	高校学校における特別支援教育の推進	事業 No,	60
		担当課	特別支援教育課

概要	発達障害等のある特別な支援を必要とする生徒の卒業後の進路保証と社会参加に必要な力を確実に身に付けることができるよう、通級による指導の充実を軸に高等学校における特別支援教育の推進を支援し、各学校における取組の充実を図る。

到達目標 めざす姿	○高等学校において、発達障害等のある特別な支援を必要とする生徒に対する指導支援の実施モデルが確立され、各学校の特色を活かしながら卒業後の進路保障と社会参加に向けた取組が組織的に実施されている。 ・学校経営計画において、校内支援会の日程、回数の他に特別支援教育に関する取組を記載している学校 100%（R1： 70.6%） ・個別の教育支援計画の作成が必要な生徒が在籍しており、1 名以上作成済みの学校 100%（R1： 61.5%）

目標達成に向けた課題

○校内支援会の実施を含む「校内体制づくり」は一定進んでいるが、「教職員の理解推進と専門性の向上」や「保護者等との連携」「関係機関との連携」に課題を感じている学校が多い。

・「校内支援体制」自己診断入力シートによる「要素ごとの平均得点」（最大 4pt）

	校内体制づくり	教職員の理解推進と専門性の向上	子どもへの支援	校内支援会の確立	保護者との連携	関係機関との連携
高等学校	3.4	2.6	3.0	3.2	2.5	2.7

実施内容

内　　容	予　　定
●通級による指導担当者間ネットワークの構築及び充実 ・遠隔教育システムも活用しながら、通級による指導担当者間で情報共有し、OJT が機能する体制の構築、充実を図る。	◆遠隔教育システムを活用した「高等学校における通級による指導研究協議会」 ・実施回数：年間 3 回以上 ・高等学校において通級による指導を実施する上での課題の共有、解決策の検討
●教職大学院と連携した通級による指導に関する研究推進 ・教職大学院と共同で事例分析等を行い、通級による指導内容の充実を図る。	◆遠隔教育システムによる教職大学院との事例研究会 ・実施回数：年間 3 回程度 ・教職大学院教員による生徒の実態や効果的な指導方法に関する助言
●高等学校における通級による指導実践事例の蓄積 ・通級による指導を中心に高等学校における実践事例を収集し、高等学校における発達障害等のある特別な支援を必要とする生徒に対する指導・支援モデルの具体化を図る。	◆実践センター校の指定 ・県中央部に 1 校 ・関連書籍等の配備 ◆指導主事等による通級による指導実施場面の観察、指導・助言（遠隔教育システムの活用含む） ・実施回数：年間 10 回以上
●高等学校の特別支援教育学校コーディネーターに対する研修会を実施 ・高等学校における特別支援教育推進に向けて、特別支援教育学校コーディネーターが家庭や関係機関との連携等に中核的な役割を果たすために必要な研修を実施する。	◆高等学校生徒支援コーディネーター研修会 ・年間 2 回（6 月、10 月頃の実施） ・第 1 回の研修会は特別支援教育をテーマに研修を実施 ・医療・福祉等関係機関から講師を招くなど、連携推進に向け必要な情報を共有 ・個別の教育支援計画に関するリーフレットを配布し、保護者への理解啓発を含む家庭との連携推進に向けた取組について協議

事業名称	特別支援教育セミナー	事業 No,	61
		担当課	教育センター

概要	インクルーシブ教育システムの構築を目指して、発達障害等のある児童生徒に対し、障害特性等を理解して指導・支援ができるよう、教員の専門性の向上を図る。

到達目標 めざす姿	○保育士及び教員として、発達障害等のある児童生徒の実態を見取り、特性に応じた効果的な指導・支援ができる。 ・発達障害等のある児童生徒の指導・支援に関する受講者アンケート評価平均 3.0 以上（４件法）

目標達成に向けた課題	○発達障害等のある児童生徒の見取りや児童生徒が抱える困難さを踏まえて、実際の指導・支援に生かすことが十分ではない。

	内　　容	予　　定
実施内容	●特別支援教育セミナーⅠ ・特別支援学校及び小学校・中学校・義務教育学校の特別支援学級担当教員（知的障害）を対象に、知的障害である児童生徒に対する授業づくりに関する研修を実施する。	◆年間１日 ・８月開催 ・「学習指導要領を踏まえた、知的障害における各教科等の授業づくりについて」
	●特別支援教育セミナーⅡ ・全ての校種及び特別支援学校教育相談担当者、市町村就学等事務担当者を対象に、発達障害等のある児童生徒の見取りに関する研修を実施する。	◆年間１日 ・８月開催 ・「発達検査から見える子どもへの指導・支援～みんなで見つける成長の芽～」
	●特別支援教育セミナーⅢ ・全ての校種及び学校コーディネーターを対象に、校内支援体制の構築に関する研修を実施する。	◆年間１日 ・８月開催 ・「特別な教育的ニーズのある子どもへの支援・手立てを考える～事例から見る校内支援体制の構築について～」

事業名称	学習指導要領の理念に基づいた学校経営計画力アップ事業	事業 No,	62
		担当課	特別支援教育課

概要	学習指導要領の「社会に開かれた教育課程」の理念を踏まえ、各特別支援学校が、「主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善」「ICT 機器の活用の促進」「キャリア教育の視点を踏まえた文化・芸術・スポーツ活動の推進」の３つの柱に沿った取組を重点化し、組織的・計画的な取組を進める。

到達目標 めざす姿	○研究指定校においては「主体的・対話的で深い学び」の視点での授業改善のためのシステムが構築（指導案の改善、学習評価シート・授業チェックリスト等の作成、活用、授業研究、公開研等）できている。 ○児童生徒の学習意欲の向上や、「分かる」「できる」授業づくりのために、障害の特性に応じた ICT 機器の活用と環境の整備ができている。 ○全ての特別支援学校において、２０２０のオリンピック･パラリンピックや全国高等学校総合文化祭を踏まえ、授業やクラブ活動等で積極的に障害者スポーツや、文化的な取組が実施されている。

目標達成に向けた課題	○「主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善」「ICT 機器の活用の促進」については、文科省の指定校を中心に実践を行い、ネットワークを活用した情報共有や発信を定着させる必要がある。 ○「キャリア教育の視点を踏まえた文化・芸術・スポーツ活動の推進」のためには、まだ特別支援学校の生徒が成果を発表する場の設定や、地域や他校種の生徒との交流や文化的な取組の拡大が必要である。

	内　　容	予　　定
実施内容	●「主体的・対話的で深い学び」の視点での授業改善 ・学習指導要領の円滑な実施に向け、特別支援学校の障害特性を踏まえた「主体的・対話的で深い学び」の視点での授業改善のためのシステムを構築	◆教員の専門性の向上を目指し、外部専門家と連携した校内研修会を実施 ・年間２回程度：指定校３校（ろう、日高、高知江の口） ◆学習過程分析表、学び方シート、授業評価シート等の成果物を活用した取組の検証 ・各学校：研究授業及び協議
	●ＩＣＴ機器等を使用した教育支援の充実 ・合理的配慮の充実のためＩＣＴ機器の活用を進め､病弱や重度･重複障害の児童生徒の教育支援を充実	◆授業の中で電子ボード、iPad やタブレット、書画カメラ等の機器の活用と各種アプリの活用について研究 ・指定校３校のネット協議会（８月） ・研究報告会の開催（１月）
	●特別支援学校児童生徒の文化・芸術・スポーツ活動の推進 ・２０２０のオリンピック・パラリンピック、全国高等学校総合文化祭などを好機と捉え、特別支援学校児童生徒の文化・芸術、スポーツ活動を一層推進し、自己表現の場や自己肯定感を高め豊かな生活につなげる	◆全国高等学校総合文化祭を踏まえた取組 終了後も継続して文化・芸術の取組を行う ◆障害者スポーツ大会へ生徒全員の参加と練習への取組（知的障害、肢体不自由等） ・障害者スポーツ大会（５月） ◆肢体不自由特別支援学校のボッチャ大会等県ボッチャ協会と連携した大会の開催 ・年間２回程度

事業名称	特別支援学校等の専門性・教育内容充実事業	事業 No,	63
		担当課	特別支援教育課

概要	児童生徒の障害の重度・重複化や教育的ニーズの多様化に対応するため、特別支援学校の免許保有率の向上とともに、より専門的な知識や技能を有する外部の専門家と連携・協力し、特別支援学校における専門性の向上を図る。併せて、専門家と特別支援学校が協働して小・中・高等学校への支援を行うセンター的役割を果たすことなど、チーム学校として組織的に取り組み、本県の特別支援教育の一層の充実を図る。

到達目標 めざす姿	○対象となる県立特別支援学校教員が５つ全ての特別支援教育領域の特別支援学校教諭二種免許状以上の免許状を保有する割合は 100%である。 ○特別支援学校における外部専門家等の活用が進み、教職員の専門性が向上することにより、小・中学校等への専門性の高い支援が行われるようになり、自立活動等の授業が充実している。 ○特別な支援を必要とする幼児児童生徒に合理的配慮が適切に提供されている。 ・特別支援学校の学校評価結果における保護者の教育内容（授業等）に関する満足群の割合：100%

目標達成に向けた課題	○５つ全ての特別支援教育領域の特別支援学校教諭二種免許状以上の免許状を保有する県立特別支援学校教員の割合が十分でない。交流人事や新規採用教員の増加による免許保有率の伸び悩みがある。 ・５領域の免許保有率　約 40%:（R1.5） ○小中学校特別支援学級の新任担当者の特別支援学級等サポート事業の活用が少ない状況がある。 ・新担任サポート事業活用率:17.2%（R1.９現在）

実施内容	内　　容	予　　定
	●特別支援学校教員の 5 領域の免許保有の推進 ・免許取得計画による進捗管理 ・認定講習の実施及び通信教育の周知・受講促進	◆免許取得に向けた認定講習及び通信教育の受講 ・特別支援学校から個々の教員の免許取得計画の提出 ４月：計画提出 ３月：取得状況提出
	●小中学校特別支援学級の新任担当への支援の充実 ・特別支援学校等サポート事業	◆特別支援学級等サポート事業の周知 ４月：要項の送付（実施要項等に外部専門家の活用ができることを明記） ５月：新任特別支援学級担当者会（教育センター研修）での説明 ◆要請があれば専門家（理学療法士等）を同行して、小中高等学校を訪問
	●校内研修会の実施 ・自立活動充実事業 ・合理的配慮充実事業	◆各学校の研究テーマに沿った、外部講師による研修会等を実施

事業名称	特別支援学校の幼児児童生徒の居住地校交流実践充実事業	事業 No,	64
		担当課	特別支援教育課

概要	特別支援学校在籍の児童生徒が、居住地の小中学校において、地域で共に生活する児童生徒として、交流及び共同学習を行うことにより、地域社会の障害に対する理解を促進し、卒業後の居住地域での生活や活動等へのスムーズな移行につなげる。また、居住地校交流を活性化及び充実させるために、副次的な籍（副籍）の仕組みを定着させる。

到達目標 めざす姿	○居住地校交流を活性化及び充実させることにより児童生徒の社会参加に向けた意欲が醸成されるとともに、社会性が育まれている。 ・小学部での実施率、90%以上（H30：小学部 59.8%） ○副次的な籍（副籍）の仕組みが定着し、市町村教育委員会と連携した居住地校交流がスムーズに実施できている。 ・小学部 1 年生実施率:100%（H30:63.3%）

目標達成に向けた課題	○障害のある児童生徒の社会参加に向けて、地域の取組がその基盤となる障害に対する正しい理解が促進される必要がある。 ○障害のある児童生徒の居住地校において、まだ理解が進んでいない学校があり、特別支援学校の児童生徒や保護者は、居住地校交流に不安をもっている場合がある。

	内　　容	予　　定
実施内容	●小学部 1 年生全員実施への支援 ・市町村教育委員会が居住地校交流について、居住地校や保護者にわかりやすい説明を行えるよう支援する。	◆市町村に向けてのリーフレットの作成や説明 ４月:就学等事務及び教育支援に関する高知県連絡協議会で説明 ９月:高知県障害者教育支援委員会教育相談委員等連絡会での説明
	●居住地校の副次的な籍（副籍）の定着 ・保護者や各市町村教育委員会等へ、居住地交流の理解を促すためのツールの配布。	◆居住地校交流（副籍）の要項等の発送 ４月：市町村に要項とリーフレットを発送 ５月～8 月：市町村教育委員会を訪問し、説明
	●継続率の向上 ・特別支援学校教員と居住地校の担当教員との密な事前協議により、交流内容等の充実を図る。	◆校長会で居住地校交流の充実について依頼及び説明 ４月：県立特別支援学校校長会 地域別小・中学校長会

事業名称	キャリア教育・就労支援推進事業	事業 No,	65
		担当課	特別支援教育課

概要	学習指導要領の改訂の趣旨を踏まえ、特別支援学校の児童生徒一人一人の実態や進路希望に応じ、地域や関係機関等と連携、協働した早期からのキャリア教育、進路指導の充実を図り、自立と社会参加を実現する。

到達目標 めざす姿	○特別支援学校の児童生徒一人一人の実態や進路希望に応じた自立と社会参加が実現できている。 ・知的特別支援学校就職率（A 型事業所を含めた一般就労）：全国平均以上 ・公立特別支援学校就職希望者の就職率：100%（公立特別支援学校就職希望者の就職率（H31.3）97.7%

目標達成に向けた課題	○進路決定時に職業のマッチングに課題が生じ離職となるケースが見られる。 ○一般就労を希望する生徒全員が希望する進路に進めるよう、企業側に特別支援学校の生徒についてい理解啓発を図る必要がある。

	内　　容	予　　定
実施内容	●キャリア教育の視点での授業改善 ・特別支援学校へキャリア教育アドバイザーを派遣し、作業学習・生活単元学習等の授業改善を図る	◆各学校で技能検定の取組をもとにした、授業改善の取組の実施 ◆知的障害以外の障害種の特別支援学校での活用を推進
	●進路支援推進会議の実施 ・特別支援学校、就職アドバイザー、関係機関、企業等による情報交換・共有を行うなど、就労等支援のためのネットワークづくりを行うとともに、特別支援学校を応援してくれる企業の登録及び公表。	◆企業に、施設見学や現場実習の受け入れ等の協力を依頼し、応援してくれる企業を増やす（特別支援学校の応援団の設置）
	●高知県特別支援学校技能検定の実施 ・技能検定を実施し、生徒の学習意欲の高揚を図るとともに、労働局の主催する雇用促進セミナーにおいて企業への理解啓発を行い、特別支援学校卒業生の雇用の促進を図る。	◆技能検定の実施 ・２会場で実施 高知市（情報、清掃、接客部門） 四万十市（情報、清掃部門） ・情報処理のビジネス文書入力の部門の新設 ・雇用促進セミナーの同時開催
	●就職アドバイザーの活用 ・特別支援学校に就職アドバイザーを配置し、就職を希望している生徒の就職支援体制の強化を図り、進路保障の充実を図る。	◆特別支援学校２校に２名配置 ・全ての特別支援学校で活用 ・生徒の実態に応じた現場実習先及び就労先の新規開拓
	●就労体験・職場実習・施設体験等の支援 ・卒業後の生活を見据え、適切な進路につなげるため就労体験や施設体験学習を実施する。 ・実際の職場で実習することで、将来の職業生活や社会自立に必要な習慣、基礎的な知識や技能を身につける。	◆就労体験・職場実習・施設体験等の実施 ・体験や実習先に、生徒の障害の特性等の実態を十分に把握してもらう ・就職アドバイザーと連携し就労のマッチング
	●早期からのキャリアガイダンス ・各学校において、卒業後を見通した進路指導や就労支援セミナー、地域相談会等、早期からのキャリアガイダンスを実施する。	◆各学校の状況に応じて、できるだけ早期から保護者や生徒へのガイダンスを実施
	●職場定着支援 ・卒業生のアフターケアの情報や就労状況調査等から、職場定着のための手立て・支援の充実を図る。	◆外部機関と連携し職場定着を支援 ・卒業生の就労状況についてアンケート ・卒業生のアフターフォロー

事業名称	病弱特別支援学校の再編振興に向けた取組の推進	事業 No,	66
		担当課	特別支援教育課

概要	病弱特別支援学校において、慢性疾患の児童生徒数の減少、心身症等のある児童生徒数の増加に伴う教育的ニーズの多様化に対応するため、平成 27 年に策定した高知県特別支援学校再編計画【第二次】に基づき、病弱特別支援学校の再編振興の取組を推進する。

到達目標 めざす姿	県内唯一の病弱特別支援学校として、病弱教育の充実とともにセンター的機能をしっかり果たす専門性の高い学校が整備されている。 ○施設設備の整備 ・移転開校（令和 3 年 4 月）に向けた新校舎、新寄宿舎施設整備工事等の完了

目標達成に向けた課題	〇教職員の専門性の向上 〇多様な教育的ニーズに応える教育内容や施設設備の充実 〇校種を超えて遠隔授業を実施するための環境整備

	内　　容	予　　定
実施内容	●新校舎及び新寄宿舎施設整備（盲学校寄宿舎の改修を含む）の進捗管理 ・毎月の建築工事総合定例会において、進捗状況・工程の確認及び調整事項についての協議を行う	◆R２：校舎建築及びグラウンド工事完了 寄宿舎建築工事（盲学校寄宿舎改修工事含む）完了 R３：移転開校、工損調査
	●病弱教育の充実 ・病弱教育対象の実態に応じた教育課程を編成し、カリキュラム・マネジメントを適切に実施する	◆実態に応じた教育課程の編成 ・県教委への報告（年１回） ◆カリキュラム・マネジメントの実施 ・学校訪問等により、より良い教育課程編成に向けた助言
	●病弱教育における遠隔授業システムの構築 ・Web 会議システムを活用した、遠隔授業の実施	◆遠隔授業に係る環境整備の実施 ・Web 会議システムの導入 ・無線 LAN 環境の整備 ・校種を超えた遠隔授業の研究
	●再編計画に基づく病弱教育の充実 ・通級による指導の充実及び周知 ・訪問教育の充実及び周知	◆通級による指導及び訪問教育についての各市町村教育委員会及び関係機関等への周知 ・リーフレットの作成配布 ・ICT を活用した授業システムの活用及び研究 ◆Ｒ３:高知若草特別支援学校国立高知病院分校を病弱特別支援学校分校へ再編

事業名称	知的障害特別支援学校の狭隘化等への対応	事業 No,	67
		担当課	特別支援教育課

概要	県中央部の知的障害特別支援学校の児童生徒数増加傾向による学校の狭隘化等の課題に対し、「高知県における知的障害特別支援学校の在り方について（意見のまとめ）」に基づく対応策を講じる。 特別支援学校のみならず、多様な学びの場における知的障害教育の充実を図る。

到達目標 めざす姿	○各知的障害特別支援学校の規模の適正化が図られ、安心・安全な教育環境の確保ができている。 ○連続性のある多様な学びの場において、それぞれの専門性が高まり、それぞれの教育が充実している。

目標達成に向けた課題	○スピード感のある場所の選定、関係各所との調整 ○連続性のある多様な学びの場における教員の専門性の向上

実施内容	内　　容	予　　定
	●施設整備 ・「高知県における知的障害特別支援学校の在り方について（意見のまとめ）」に基づいた施設整備を実施する	◆施設整備 ・場所の選定、関係各所との調整 ・設計・施工 ◆開校準備室の設置 ・教育課程の編成、校区等の設定
	●知的障害教育の充実 ・特別支援学校を含めた多様な学びの場における知的障害教育の充実を図る。	◆専門性の向上 ・特別支援学校と小中学校との人事交流 ・教育課程研究集会の充実 特別支援学級担任の参加を促す ・センター的機能の強化（Web 会議システムの活用）

事業名称	遠隔教育推進事業	事業 No,	68
		担当課	教育センター

概要	中山間地域の小規模高等学校において、難関大学への進学等を希望する生徒のニーズに応じた授業や補習等を教育センターから配信する。

到達目標 めざす姿	○難関大学への進学等を希望する生徒に対応できる難易度の高い授業を配信し、生徒が希望する進路が実現できている。 ・遠隔授業・補習受講生徒の希望進路実現割合（現役）　Ｒ５年度：60%以上 ・学校のニーズに応じた遠隔授業の講座数　Ｒ５年度：13 校のべ 25 講座

目標達成に向けた課題	○遠隔授業では、個々の生徒の理解度や課題状況について察知することができにくいことから、直接対面の授業と同様の効果を上げる指導方法を研究する必要がある。 ○遠隔授業を実施する科目の対象学年や週あたり時間が学校ごとに異なる場合が多く、効果的・効率的な遠隔授業の配信が難しい。

	内　　容	予　　定
実施内容	●遠隔授業 ・難関大学への進学を希望する生徒のニーズに応じた授業を、教育センターの遠隔教育配信センターから配信するとともに、遠隔授業の指導方法の向上を図る。	◆正規カリキュラムにおける遠隔授業の講座数の拡充 Ｒ２：９校のべ 13 講座 →Ｒ３：11 校のべ 15 講座 →Ｒ４：13 校のべ 20 講座 →Ｒ５：13 校のべ 25 講座
	●遠隔補習 ・小規模高校では教員が少なく実施が難しい補習を、教育センターの遠隔教育配信センターから配信する。	◆放課後に遠隔補習の実施 ・総合型選抜対策等の進学補習 ・英検二次対策補習 ・公務員試験対策補習
	●遠隔特別講座 ・小規模高校では予算が少なく実施が難しい特別講座を、教育センターの遠隔教育配信センターから配信する。	◆講演等の実施回数 ・生徒の進路希望の視野を広げる遠隔講演等の実施 Ｒ２：２回→Ｒ３：２回→Ｒ４：３回→Ｒ５：３回
	●遠隔教育システム整備校の展開 ・成果を踏まえ、他の小規模高校に遠隔教育システムを拡充する。 ※Ｒ元までの整備校 10 校 室戸、中芸、嶺北、追手前吾北分校、佐川、窪川、檮原、四万十、中村西土佐分校、清水	◆遠隔教育受信校の拡充 Ｒ２：10 校→Ｒ３：11 校→Ｒ４：13 校 Ｒ３：大方、Ｒ４：城山・高岡 ◆システム既設校の端末更新（５年ごと） Ｒ３：追手前・吾北・四万十・窪川、Ｒ４：岡豊・嶺北、Ｒ５：檮原 ◆遠隔教育実施科目の対象学年及び週あたり時間の統一 Ｒ２：２校→Ｒ３：４校→Ｒ４：８校

事業名称	ＩＣＴ活用による個別学習プログラムの研究	事業 No,	69
		担当課	高等学校課

概要	生徒一人ひとりのつまずきや強みなど、個々の学習状況と理解度に対応した最適な個別指導の実現に向けて、複数の高等学校を拠点として、動画やＡＩ型ドリル教材などのエドテックを活用した新たな指導方法の研究を行い、その成果を県内全域へ普及していく。

到達目標 めざす姿	○全ての学校において、個々の学習状況や理解度に応じて、ＩＣＴを活用した個別最適な学習が実践されている。 ・ＩＣＴを活用した個別最適化学習が実践されている教員の割合：70% （Ｒ２：20%　→　Ｒ３：40%　→　Ｒ４：60%　→　Ｒ５：70%）

目標達成に向けた課題	○ＩＣＴ教育を実践していくための環境（プロジェクタ、タブレット、ネットワークなど）の整備が不十分 ○ＩＣＴ機器やＡＩドリル等の効果的な利用を行うための教員の指導力が不十分。

	内　　容	予　　定
実施内容	●ＩＣＴ教育環境の整備 ・各教室のプロジェクタや生徒が活用できるタブレットなど、ＩＣＴ教育を実践するための環境について整備する。	◆全普通教室のプロジェクタ・スクリーンの整備 ・Ｒ４までに県立高校の全普通教室に整備予定 ◆生徒用タブレット 40 台の整備 ・Ｒ４までに全ての県立高校に導入予定 ◆全ての教室のネットワーク環境の整備 ・Ｒ２　全ての県立高校で整備予定 ◆教育システムの整備 ・Ｒ４までに、教員及び生徒が効率よく活用できるシステムを検討、導入
	●教職員の指導力強化 ・ＩＣＴ教育を推進していくために、各地域の拠点校を中心とした研修や、ＡＩ教育指導員などの外部講師を活用した校内研修等を通して、教職員のＩＣＴを効果的に活用するための指導力向上を図る。	◆各地域、各ブロックでの研修の実施 ・拠点校を中心として、各ブロックにおいて、ＩＣＴを効果的に活用した研究授業などを実施 ◆外部講師による校内研修の実施 ・AI 教育指員を派遣し、ＩＣＴ教育の推進に向けた校内研修を実施
	●ＩＣＴを活用した個別最適化学習の研究、実践 ・拠点校を中心に、民間業者のＡＩドリルなどのシステムを活用して、生徒個々の学習状況に応じた教材を提供し、その成果を検証する。	◆個別最適化学習の研究 ・Ｒ２：民間業者のＡＩドリルなどを活用した個別最適化学習について実践・検証 ・Ｒ３以降は、各学校や生徒の状況に応じた個別最適化学習について研究・実践

事業名称	県立学校の ICT 環境整備（GIGA スクール構想の実現）	事業 No,	70
		担当課	教育政策課 高等学校課

概要	ICT を活用した効果的な授業実践や、AI 等の先端技術を活用した個別最適化学習の推進など、次世代型の ICT 教育に対応するため、県立学校における PC 端末の整備や、普通教室及び特別教室において高速かつ大容量のネットワーク通信が可能な学習環境を整備する。

到達目標 めざす姿	○文部科学省の「GIGA スクール構想の実現」に沿って、県立学校において、学習に必要なタブレット端末が十分に整備され、AI ドリル等の ICT 教材をどの教室でも日常的に授業で活用できる通信ネットワーク環境が整っている。 ・県立高等学校における１校あたり４０台以上のタブレット端末の整備 Ｒ４：全県立高等学校　（Ｒ１：３校） ・県立中学校及び県立特別支援学校（小・中学部）における１人１台タブレット端末の整備 Ｒ５：全県立中学校及び県立特別支援学校中学部の全学年の児童生徒　（Ｒ１：１県立中学校のみ） ・普通教室及び特別教室の無線 LAN 整備率 Ｒ３：全県立学校　普通教室 100%、特別教室 100%（Ｒ１：普通教室 59.6%、特別教室 37.2%）

目標達成に向けた課題	○全国的に全小中高・特別支援学校において１人１台 PC 端末及び校内無線 LAN 環境の整備が進む中で、各年度ごとの調達・整備に遅れが生じることのないよう、計画的に整備を完了していく必要がある。

	内　　容	予　　定
実施内容	○県立中学校及び特別支援学校（小・中学部）における１人１台 PC 端末の整備 （高等学校課） ・国の「GIGA スクール構想」を活用し、R2 から４カ年で計画的に全学年への１人１台 PC 端末の整備を実現する。	◇１人１台タブレット端末の計画的な整備 ・Ｒ２整備：中学校及び中学部１年、小学部５・６年 ・Ｒ３整備：中学校及び中学部２・３年 ・Ｒ４整備：小学部３・４年 ・Ｒ５整備：小学部１・２年生
	○県立高等学校及び特別支援学校（高等部）における PC 端末の整備 （高等学校課） ・国が示す「教育の ICT 化環境整備５カ年計画」に沿って、Ｒ４までに全校に１校４０台以上の PC 端末を整備する。	◇１校４０台以上のタブレット端末の計画的な整備 ・高等学校 Ｒ２：９校　→Ｒ３：11 校　→Ｒ４：13 校 ◇1 校１０台 ・特別支援学校（高等部） Ｒ２：４校　→Ｒ３：１校
	○県立学校における校内無線 LAN の整備 （教育政策課） ・国の「GIGA スクール構想」を活用し、全県立学校の普通教室及び特別教室に無線 LAN 環境を整備する。	◇普通教室・特別教室への Wi-Fi 環境の整備【Ｒ２】 ・既存のアクセスポイントを活用した効率的な整備計画 ・Ｒ２年度中に完了するための定期的な進捗管理
	○効果的な情報通信基盤整備の検討 （教育政策課） ・１人１台 PC を活用した学習が、トラブルなく日常的に実践できるよう、教育ネットワークシステムを含めた効果的なインターネット環境の将来像についての検討を行う。	◇教育ネットワークシステムの在り方の検討 ・県情報政策課及び各市町村首長部局の情報担当者等と連携し、効果的な ICT 教育及び情報セキュリティを推進するためのネットワーク環境について協議・検討を実施

事業名称	校務支援システムの導入・活用促進	事業 No,	71
		担当課	教育政策課

概要	全ての公立小・中・高・特別支援学校に共通の校務支援システムを導入し、教職員の出欠管理・成績管理・保健情報管理等の事務的業務に伴う負担軽減と効率化を図り、児童生徒と向き合う時間を創出するとともに、児童生徒情報の確実な共有と円滑な引き継ぎなど、教育の質の向上に向けたシステムの活用を促進し、各学校における学習指導や生徒指導の一層の充実を図る。

到達目標 めざす姿	○システムの導入により全公立学校の教職員の業務負担の軽減が図られるとともに、校内での学習指導や生徒指導への有効な活用に加え、校種間及び学校間での児童生徒情報の確実な共有が行われている。 ・県立学校及び市町村立学校における共通の校務支援システムの整備率　100% （R1:市町村立小中高等学校 72%、県立高等学校 100%、市町村立及び県立特別支援学校０%） ・システムへのアクセス権限を持つ教員のログイン率　80%以上

目標達成に向けた課題	○システムの効果的な活用方法に関しては取組がスタートしたところであり、全校種に対して具体的な取組の周知徹底を図っていく必要がある。

	内　　容	予　　定
実施内容	●特別支援学校における校務支援システムの導入 ・全小・中・高等学校にシステム導入が進む中、特別支援学校においても共通の校務支援システムを導入し、教職員の業務負担の軽減とともに、児童生徒へのきめ細かな支援の充実を図る。	◆特別支援学校校務支援システムの整備【R２】 ・県立学校校務支援システムの改修によるシステム構築（８～R3.３月） ・特別支援学校教職員との仕様協議（４～７月） ◆導入に伴う事前研修の充実 ・情報担当者研修（12 月）、管理者研修（R3.３月）、養護教諭研修（R3.３月）
	●市町村立学校における校務支援システムの活用 ・R２年４月から全市町村に導入する校務支援システムの円滑な運用及び効果的な活用を図るため、全小・中学校への研修を充実するとともに、未導入の小・中学校への支援を行う。	◆各ブロック別操作研修の実施 ・新任管理職研修（４月）、新規採用養護教諭研修（４月）、事務職員研修（６月）、中学校進路担当者研修（11 月）、システム管理者研修（R3.１月） ・教育センター４回、東部２回、中部６回、西部２回、高知市１回 ◆システムの効果的な活用方法の周知 ・各種操作研修及びグループウェア等にて他自治体での活用によるグッドプラクティスを周知 ◆日常的な活用が低迷する学校等への働きかけ ・日常的な活用（ログイン率）が低い学校の設置者に対し、定期的に教員のログイン状況等を伝達し活用を促す ◆未導入校への支援 ・導入に向けた工程及び研修等を適宜実施

事業名称	プログラミング教育における授業力向上	事業 No,	72
		担当課	教育政策課 小中学校課

概要	小学校におけるプログラミング教育の必修化に対応し、模擬授業等による実践的な研修を推進するとともに、各学校の多様な実践事例の情報発信や、情報教育推進リーダー教員の養成などを通じて、効果的なプログラミング教育の普及徹底を図る。

到達目標 めざす姿	○プログラミングに対する教員の理解が促進され、全ての小学校においてプログラミング教育の授業づくりが進み、各学校での効果的な実践が普及する。 ・情報教育推進リーダー養成プログラムを受講し、「情報教育推進リーダー活動指針」に基づき、ICT 活用ハンドブック等を活用して普及活動を行っている教員の割合：100%

目標達成に向けた課題	○小学校プログラミング教育に関する周知を図ってきたが、学校現場には依然として不安の声がある。 ○実践事例が少なく教材の準備不足も見られることから、授業プランや教材の使用方法も含めた実践的な研修に加え、多様な教材を活用できる環境整備を進めていく必要がある。

	内　　容	予　　定
実施内容	●全小学校における悉皆研修（教育政策課） ・情報教育担当者を対象に模擬授業の実施や教材を使った PC 操作体験などの研修を行い、教員のプログラミング教育に対する理解を深め、学校現場における速やかな実践を促進する。	◆情報教育担当者会の開催 ・東部、中部（土長南国、吾川）、中部（高岡）、西部各１回 ・各校１名 ・タブレット端末の活用事例の紹介等、ICT 活用を促進 ・研修内容（模擬授業等）を踏まえた指導案の作成 ・２学期以降に各校で実践し、レポートを提出
	●情報教育推進リーダーの養成（小中学校課） ・１年目は養成プログラムを受講し、情報教育のリーダーを担う小学校教員を養成する。2 年目以降は、活動指針に基づき、ICT の活用及びプログラミング教育の普及に努める。	◆養成計画 ・R2:13 名　R3:12 名　R4:12 名　3 年間で計 37 名 ◆養成プログラム（１年目） ・模擬授業、教材体験、指導案検討、授業実践、実践報告、先進校視察　等 ◆活動指針に基づく普及活動（２年目以降） ・授業実践の公開、研修会等の講師、家庭・地域への発信各種協議会等への参加　等

事業名称	プログラミング教育の体制整備	事業 No,	73
		担当課	教育政策課 教育センター

概要	小学校におけるプログラミング教育の必修化に対応し、プログラミング教育をはじめとする ICT 活用教育に関する研修を実施するとともに、授業に必要な教材を学校に貸し出すことで、現場で速やかに実践できる環境を整える。

到達目標 めざす姿	○プログラミングに対する教員の理解が促進されるとともに、プログラミング教材の活用が促進されることにより、全ての小学校においてプログラミング教育の授業づくりが進み、各学校での効果的な実践が普及する。 ・県内４カ所の拠点におけるプログラミング教材の貸出回数　計 120 回（１拠点：年 30 回） ※Ｒ１未実施（Ｒ２.6 月から貸出の実施）

目標達成に向けた課題	○令和２年度の必修化に向けて、小学校プログラミング教育に関する周知を図ってきたが、具体的な指導方法が明示されていないこともあり、学校現場には依然として不安の声がある。 ○実践事例が少なく教材の準備不足も見られることから、授業プランや教材の使用方法も含めた実践的な研修に加え、多様な教材を活用できる環境整備を進めていく必要がある。

	内　　容	予　　定
実施内容	●ICT 活用セミナーの実施 （教育センター） ・民間企業等の協力を得て、プログラミング教材の使用方法などを含めた実践研修を実施する。	◆新しい時代のＩＣＴを活用した学びセミナーの開催 （11 月） ・有識者による講演 ・企業による展示 ・民間企業等によるプログラミング教材のデモ及び体験
	●市町村教育委員会連合会における研修 （教育政策課） ・全市町村の教育長に対し、プログラミング教育に対する理解を深めていただき、環境整備を促すための研修を実施する。	◆有識者による講演会の開催 ・プログラミング教育をはじめとする ICT 活用教育に関する講演（４月）
	●プログラミング教材の貸出 （教育政策課・教育センター） ・「情報教育担当者会」で使用するロボット教材等を県内４カ所の拠点に備え、各学校に貸し出すことで、教材未整備の学校でも授業実践や校内研修が可能な環境を確保する。	◆プログラミング教材の貸出 ・教育センター及び各教育事務所内の「教科研究センター」において、教材の貸出を実施 ◆実践事例の収集 ・教材返却時に実践報告書を提出 ・報告書を実践事例としてストックし、校務支援システムのグループウェアに掲載して全校に情報発信

事業名称	高大連携によるデジタル社会に対応した教育の充実	事業 No,	74
		担当課	高等学校課

概要	デジタル社会に対応する資質や能力を身に付けるため、様々な学問分野において必要となる確率・統計や基礎的なプログラミング新しい学習指導要領を確実に習得させるとともに、より高度の内容を学びたい生徒のための条件整備等を進めるなど、大学等の関係機関と連携して教育システムについて研究を行う。

到達目標 めざす姿	○生徒が、次世代に対応した資質や能力を身に付け、ＡＩやデータサイエンス分野で活躍できるよう高大連携した教育システムが構築されている。 Ｒ２：大学との協議、目標の設定 Ｒ３：具体的な学習内容を協議、教育課程（高校）の編成 Ｒ４：新教育課程での実践 Ｒ５：大学の講座を活用した学習活動を開始

目標達成に向けた課題	○大学との連携方法等の検討 ○必要な資質・能力及びそれらを身に付けさせるための教育方法の検討

	内　　容	予　　定
実施内容	●大学と連携した教育システムの研究 ・高等学校及び大学等と連絡・調整を行いながら生徒がデジタル社会に対応した能力を身に付けるための学習システムについて検討する。	◆高等学校、大学等との連携・検討 ・県内大学と連携方法等に協議を行うとともに、高等学校で必要とされる学習内容等について検討を行う

事業名称	教員の ICT 活用指導力の向上	事業 No,	75
		担当課	教育センター

概要	教員の ICT 活用指導力を育成するため、教育の情報化に関する研修を実施するとともに、全ての教科において、ICT を活用した授業実践に関する研修を実施する。

到達目標 めざす姿	○教員が、児童生徒の情報活用能力を育むための ICT を効果的に活用した授業実践ができるようになる。 ・若年教員研修の受講者アンケート「ICT を活用した授業をいつも実践する」教員の割合　50%

目標達成に向けた課題	○ICT 環境が整備されてきているが、授業での活用率は低い。 ・ICT を授業で週 1 回以上活用している割合：小学校 35%、中学校 37.5%（R 元全国学力・学習状況調査） ○ICT を効果的に活用した授業実践が十分ではなく指導方法の習得が課題である。

	内　　容	予　　定
実施内容	●教育の情報化に関する研修 ・若年教員研修において、ICT を活用した授業実践に対する理解を深めるため、教育の情報化等に関する研修を実施する。	◆講義・演習の実施 ・初任者研修：教育の情報化及びプログラミング教育 ・２年経験者研修（小学校）：プログラミング教育
	●ICT を活用した授業実践に関する研修 ・ICT を活用した授業実践ができるよう、校種や教科の特性に応じた研修を実施する。	◆講義・演習の実施 ・若年教員研修における教科研修で、校種・教科別に実施
	●プログラミング教育及び ICT 活用に関する研修 ・全教員を対象に、プログラミング教育及び ICT 活用に関する理解を深めるとともに、教材の活用方法や指導方法に関する研修を実施する。	◆新しい時代の ICT を活用した学びフォーラムの実施 ・10/10 実施予定 ・有識者による講演 ・実践発表 ・民間企業等による教材・アプリケーションのデモ及び体験

事業名称	中山間地域における特色ある学校づくり推進事業	事業 No,	76
		担当課	小中学校課

概要	コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）を活用し、義務教育学校等、次世代の特色ある学校づくりを目指す市町村教育委員会に対して支援を行うことで、学校と地域との連携・協働によりチーム学校として教育活動を充実させるとともに、社会に開かれた教育課程の実現を目指す。

到達目標 めざす姿	○中山間地域における多様な教育機会の確保に向けて、次世代の特色ある学校づくりや、魅力と特色ある学校づくりを推進している。 ・保護者や地域の人が学校の美化、登下校の見守り、学習・部活動支援、放課後支援、学校行事の運営などの活動に参加している学校の割合（「よく参加している」と回答した割合） 指定校　100%　（R1：83.3%） ・地域や社会をよくするために何をすべきかを考えることがあるという児童生徒の割合（「当てはまる」と回答した割合） 指定校　40%以上　（R1：31.8%）

目標達成に向けた課題	○コミュニティ・スクールを効果的に活用し、特色ある学校づくりに対するビジョンが明確ではない。 ○特色ある教育課程の編成に向けた取組がまだ十分とはいえない。

	内　　容	予　　定
実施内容	●指定校及び指定地域及び指定校への支援 ・コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の導入や、特色ある学校づくり及び教育課程の編成などの体制整備の支援を行う。	◆指定地域及び指定校 ・指定期間：２年 ※指定終了後は、各市町村が主体となって取組を推進 【R2】東部２地域：小２校・中２校 中部２地域：小２校・中２校 西部２地域：小２校・中２校 【R3～】 毎年、東・中・西部で各１地域（小中各１校）を指定 →R5 年度には 15 地域 60 校（小中各 30 校）で推進 ◆専任アドバイザーによる学校支援訪問 ・１校当たり訪問回数：指定１年目の学校　２回以上 指定２年目の学校　５回以上 ◆連絡協議会の開催（年２回） ◆先進校視察研修の実施（指定１年目の学校のみ） ・義務教育学校でコミュニティ・スクールを導入している学校を視察

事業名称	高等学校の魅力化・情報発信の推進	事業 No,	77
		担当課	高等学校振興課

概要	中山間地域等の高等学校の魅力化に向けて、次の取組を推進する。 ・地元市町村や企業と連携した探究学習や課題研究など学習内容の充実 ・優秀な指導者の招へいや練習環境の充実などによる部活動の充実・強化 ・学校の特色や取組を地域内外に知ってもらうための情報発信 ・市町村が行う中山間地域等の高等学校を核とした地域の教育力の向上及び活性化の取組への支援

到達目標 めざす姿	○中山間地域等の高等学校が、ＩＣＴの活用等による学習環境の充実、地元市町村や地元中学校との更なる連携向上などにより魅力化が図られ、地域内外から入学を希望される学校となっている。 ・中山間地域の高等学校のうち、令和元年度と比較して入学者数が増加した学校数　10 校中 10 校

目標達成に向けた課題	○中山間地域等の高等学校においては、人口減少に伴い中学校卒業者数も減少していく中、高等学校としての教育の質の確保していくため、地元中学校からの進学率向上をはじめとした生徒確保に向けた取組が必要である。

	内　　容	予　　定
実施内容	●中山間地域等の高等学校の振興に向けた具体的計画の策定支援・実施支援 ・地元市町村などと連携して学校の振興に向けた具体的計画の策定や、計画に基づく事業実施を支援する。	◆中山間地域等の高等学校の振興に向けた具体的計画の策定【Ｒ元～４】 ・Ｒ元：１校→Ｒ２：５校→Ｒ３：７校→Ｒ４：10 校
	●国の指定事業などの活用に向けた支援 ・文部科学省「地域との協働による高等学校教育改革推進事業」など学習内容、学習環境の充実や学校の魅力化につながる国の指定事業などの採択や事業実施にあたって学校への支援を行う。	◆地域との協働による高等学校教育改革推進事業などの指定・採択【R 元～4】 ・Ｒ元：１校→R２：２校→R３：３校→R4：４校
	●教育振興施設整備事業費交付金による地域の教育力向上及び活性化への支援（R 元～） ・市町村が行う高等学校を核として地域の教育力向上や活性化のための施設整備に教育振興施設整備事業費交付金により支援を行う。	◆教育振興施設整備事業費交付金【R 元～４】 ・交付決定累計件数 Ｒ元：２件→Ｒ２：２件→Ｒ３：３件→Ｒ４：３件

事業名称	施設整備事業（県立高等学校再編振興計画）	事業 No,	78
		担当課	高等学校振興課

概要	安芸中学校・高等学校と安芸桜ケ丘高等学校の統合および清水高等学校の高台移転に伴う施設整備を推進する。また、山田高等学校の学科改編に伴う教室改修等を行う。 ・安芸中学校・高等学校と安芸桜ケ丘高等学校を統合する学校の施設について、現在の安芸桜ケ丘高等学校の敷地に整備する。（本校舎・体育館改築、実習棟等改修） ・清水高等学校を土佐清水市内の高台に移転し、新たな校舎を設定する。

到達目標 めざす姿	○安芸中学校・高等学校と安芸桜ケ丘高等学校を統合した学校を令和５年４月に開校するとともに、清水高等学校を令和５年度をめどに移転する。 ○山田高等学校では、令和２年４月の学科改編に伴い、教室改修等の教育環境の充実を図る。

目標達成に向けた課題	○設計委託業者、工事請負事業者や関係課、関係者と緊密に連携するとともに地域の理解を得ながら、設計、工事などの取組を円滑に進めていく必要がある。

	内　　容	予　　定
実施内容	●安芸中学校・安芸高等学校と安芸桜ケ丘高等学校を統合した学校の施設整備 ・令和５年４月に統合した学校が開校できるよう施設整備に取り組む。	◆安芸中学校・高等学校と安芸桜ケ丘高等学校を統合した学校の開校【Ｒ元～５】 ・R4.4 月　安芸桜ケ丘高等学校の学科改編（(仮) 機械専攻の新規設置） ・R5.4 月　統合校の開校
	●清水高等学校の高台移転 ・令和５年度をめどに移転できるよう新校舎の整備に取り組む。	◆清水高等学校の高台移転【R 元～5】 ・R5 年度中　学校の高台への移転完了
	●山田高等学校の教育環境の充実 ・令和２年４月の学科改編に伴い、教室改修等教育環境の充実を図る。	◆山田高等学校の教室改修等の実施【R 元～２】 ・R 元年度中　教室改修の完了 ・R２年度中　関係備品の導入等教育環境充実の完了

事業名称	県立高等学校再編振興計画「前期実施計画」に基づく取組	事業 No,	79
		担当課	高等学校振興課

概要	県立高等学校再編振興計画「前期実施計画」に基づき、高知南中学校・高等学校と高知西高等学校との統合完了に向け、高知国際中学校・高等学校等における取組を推進するとともに、須崎総合高等学校の施設整備等を推進する。 高知国際中学校・高等学校の国際バカロレア認定に向けた取組や、R3 年度の高知国際高等学校開校に向けた準備を推進するとともに、国際バカロレア教育や学校への理解を促すため、積極的な広報に取り組む。 須崎工業高等学校と須崎高等学校を統合し開校した須崎総合高等学校において、一部残っている施設整備工事等について着実に推進する。

到達目標 めざす姿	○R5 年度における高知国際中学校・高等学校の円滑な運営による統合完了。 ○須崎総合高等学校における施設整備工事等の完了。

目標達成に向けた課題	○高知国際中学校・高等学校における国際バカロレア認定など着実な取組の推進。 ○高知南中学校・高等学校、高知西高等学校および高知国際中学校・高等学校による連携・融合に向けた取組の推進。 ○須崎総合高等学校の施設整備等における、関係者、須崎市、建築課などの関係機関との緊密な連携と地域の理解促進。

	内　　容	予　　定
実施内容	●高知国際中学校・高等学校における教育内容の充実等に向けた取組 ・国際バカロレア認定を受けられるように必要な取組を推進する。 ・令和３年度の高知国際高等学校開校に向けた準備を行う。	◆高知国際中学校・高等学校の教育内容の充実に向けた各取組の推進【H30～R５】 ・H30.4 月　高知国際中学校開校 ・R2、R3　国際バカロレア MYP（中学校段階のプログラム）、DP（高等学校段階のプログラム）認定 ・R3.4 月　高知国際高等学校の開校 ・R6.3 月　高知国際高等学校第１期生の卒業
	●高知南中学校・高等学校、高知西高等学校および高知国際中学校・高等学校の連携促進 ・令和３年度の高知国際高等学校開校に向け、各校関係者の意識の共有や国際バカロレアの理解促進を図る。	◆高知南中学校・高等学校、高知西高等学校および高知国際中学校・高等学校の連携促進【R 元～4】 ・グローバル推進教育委員会等を通した各校の連携促進
	●須崎総合高等学校における施設整備工事等の推進 ・渡り廊下等整備工事を着実に推進する。 ・須崎市との連携による関連市道整備等に向けた取組を推進する。	◆須崎総合高等学校における施設整備工事等の推進【R 元～５】 ・R 元年度　渡り廊下工事の着手 ・R２年度　渡り廊下工事の完成 外構工事の着手 関連市道整備に向けた準備 ・R3～5 年度　須崎市による関連市道整備

事業名称	市町村教育委員会との連携・協働	事業 No,	80
		担当課	教育政策課

概要	県教育委員会と市町村教育委員会の施策の方向性を合わせ、連携・協働した取組を推進するため、各市町村教育委員会や高知県市町村教育委員会連合会等との情報共有・協議のための機会を設ける。

到達目標 めざす姿	○本県の教育の振興、様々な教育課題の解決に向けて、県と市町村の教育行政が目標や課題を共有し、方向性を合わせた取組を実施している。

目標達成に向けた課題	○本県の教育課題や県・市町村の施策の実施状況等について、県教育委員会と市町村教育委員会との定期的な情報共有の機会を引き続き確保するとともに、課題に対し適時に連携・協働して対応するための協議等の機会を積極的に設ける必要がある。

	内　　容	予　　定
実施内容	●市町村教育委員会連合会等との連携 ・県と市町村教育委員会の施策の方向性を合わせ、連携・協働した取組を推進するため、市町村教育委員会の連合会や協議会等との定期的な情報共有・協議のための機会を設ける。	◆市町村教育長会議及び合同研修会等の開催 ・年間８回（予定） 市町村教育長会議　１回 市町村教育委員会連合会研修会　３回 都市教育長協議会意見交換会　２回 町村教育長会研修会　２回
	●教育課題に応じた連携・協働 ・県内の児童生徒の約半数を抱える高知市との連携や、全市町村に共通するＩＣＴ環境等の整備など、時機を捉えた教育課題について協議を行い、目標の実現に向けて連携・協働した取組を推進する。	◆高知県・高知市　知事・市長及び教育長連携会議 ・年１回開催 ◆「ＧＩＧＡスクール構想」の実現に向けた協議 ・随時開催（予定）

事業名称	教育版「地域アクションプラン」推進事業	事業 No,	81
		担当課	教育政策課

概要	県の教育大綱や第３期高知県教育振興基本計画に掲げる知・徳・体の向上をはじめとする基本目標や施策の基本方向などを踏まえ、教育課題の解決に向けて推進される各市町村の自主的・主体的な取組を、県と市町村教育委員会が協議した上で、教育版「地域アクションプラン」として位置付け、人的及び財政的な支援を行う。

到達目標 めざす姿	○県と市町村が教育施策に関する方針や課題等を共有し、両輪となって事業を実施することで、地域の子どもたちの実情に応じた取組が行われている。 ○市町村の施策マネジメント力がより一層向上し、実効性の高い事業が展開されている。 ・各市町村が実施する事業検証において目標を達成できた割合が 100%　（R1：　%）集計中

目標達成に向けた課題	○事業を計画するに当たって、県の基本目標や各対策に定める指標の達成に向けた関連付けが十分でない事例も見られ、適切な指導・助言を行う必要がある。

	内　　容	予　　定
実施内容	●高知県地域教育振興支援事業費補助金 ・県の教育大綱や基本計画に定められた方向性を踏まえた取組のうち、下記の要件に該当する事業を補助対象とする。 ＜事業要件＞ Ⅰ　チーム学校の推進 Ⅱ　厳しい環境にある子どもへの支援や子どもの多様性に応じた教育の充実 Ⅲ　デジタル社会に向けた教育の推進	◆市町村の自主的・主体的な取組の推進 ・事業を活用する市町村等 （34 市町村、１学校組合、２団体） ・主な取組 ①チーム学校（学力向上に資する取組） Ｒ２計画：　市町村等 ②厳しい環境（不登校対策） Ｒ２計画：　市町村等 ③厳しい環境（特別支援教育の充実） Ｒ２計画：　市町村等 ④デジタル（ＩＣＴ教育の充実） Ｒ２計画：　市町村等
	●市町村の進捗管理及び施策マネジメント力の向上のための支援 ・各教育事務所に配置した担当指導主事等による事業内容への積極的な指導・助言の実施によりＰＤＣＡサイクルを確立する	◆事業計画策定時に目標値（ＫＰＩ）を設定 ・ヒアリング時（２月）に確認 ◆各教育事務所の担当者による指導・助言のための訪問 ・年２回（予定） ◆進捗管理表による学期ごとの自己検証の実施

事業名称	地域学校協働活動推進事業	事業 No,	82
		担当課	生涯学習課

概要	学校と地域が連携・協働し、地域ぐるみで子どもたちを見守り育てる体制づくりを推進するため、地域学校協働本部の設置促進及び活動内容の充実等に取り組むとともに、民生・児童委員の参画などにより、厳しい環境にある子どもたちの見守り体制を強化した「高知県版地域学校協働本部」への展開を推進する。

到達目標 めざす姿	○学校や地域の実情に応じ、幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子どもたちを見守り育てる仕組みが構築されている。 ・地域学校協働本部の実施率（小・中学校） R4 までに 100%　（R1： 92.4%　小学校 168 校、中学校 98 校、義務教育学校 2 校） ・高知県版地域学校協働本部の仕組みを構築した小・中学校の割合 100%　（R1 見込： 41.7%　小学校 82 校、中学校 39 校）

目標達成に向けた課題	○設置状況は順調に進んでいるが、市町村や学校によって活動内容に差があることから、学校と地域の理解を深めるとともに、活動の充実の鍵となる地域コーディネーターの確保・育成などが求められる。 ○各市町村の「高知県版地域学校協働本部」の取組が円滑に進むよう県の支援が必要である。

	内　　容	予　　定
実施内容	●地域学校協働本部の設置促進及び活動内容の充実 ・学校と地域との一層の連携・協働に向け、市町村や学校、地域の方等に地域学校協働本部の意義や取組等について、周知・啓発を行う。	◆学校地域連携推進担当指導主事を中心とした支援 ・4 名配置（3 教育事務所と高知市に各 1 名） ・具体的で多彩な活動事例を盛り込んだ地域学校協働ハンドブック(R2.2 作成)を活用し、訪問活動により学校等への助言を実施 ・PTA や社協関係機関との連携体制の強化 ◆「学校経営計画」への位置づけと進捗管理 ・全公立小・中学校 ◆高知県地域学校協働活動研修会　ブロック別研修会 全体会×1 回、東・中・西部×1 回 ◆地域コーディネーター研修会 ・東・中・西部×2 回
	●高知県版地域学校協働本部への展開 ・地域学校協働本部の取組を、下記の要件を満たす「高知県版地域学校協働本部」への発展を図る。 「高知県版地域学校協働本部」の要件 ①充実した地域学校協働活動の実施 ②学校と地域との定期的な協議の場の確保 ③民生・児童委員の参画による見守り体制の強化	◆民生・児童委員との連携促進 ・参画要請と学校訪問等による参画状況の確認 ◆市町村毎に設定した設置計画に基づき、地域や学校において資源や特色を生かした協働活動を推進 ・H29 モデル校・事例集や H30 市町村推進校の取組等を参考に各地域や学校で主体的に取組展開 ◆各市町村の取組が円滑に進むよう、県全体の設置計画に基づき、指導主事を中心とした学校訪問等を通じた助言等個別支援

事業名称	新・放課後子ども総合プラン推進事業	事業 No,	83
		担当課	生涯学習課

概要	放課後等の子どもたちの安全・安心な居場所づくりや学び場の充実を図るため、放課後児童クラブや放課後子ども教室の設置を促進するとともに、学習習慣の定着や学ぶ意欲の向上につながる取組をはじめ、地域住民の参画を得た放課後等の活動を支援する。 また、家庭生活の困窮等で厳しい環境にある子どもも利用しやすい環境整備を行う。

到達目標 めざす姿	○放課後に子どもたちが安全・安心に過ごせる居場所が確保されている。 ・放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の設置率（小学校）：100%（R1 見込：96.3%） ○「放課後学びの場」において子どもたちが学ぶ力を身につけることができている。 ・放課後児童クラブ及び放課後子ども教室における学習支援の実施率（小学校）：100%（R1：98.1%）

目標達成に向けた課題	○待機児童及び国の施設基準等を満たしていない児童クラブの解消に向け、新たな児童クラブの整備と従事する職員の確保が必要。 ○各児童クラブや子ども教室の活動内容に差があり、充実した活動事例の共有に加え、特別な支援が必要な児童の受け入れに伴う専門知識･技能の向上などが求められる。

	内　　容	予　　定
実施内容	●放課後児童クラブ・子ども教室の設置及び活動内容の充実 ・「新・放課後子ども総合プラン」を実施する市町村等に対し財政的な支援を継続するとともに、放課後等を活用した補充学習・体験活動の実施や教材購入支援等による学び場の充実を図る。	◆設置促進と活動内容の充実 ・市町村への運営補助 ・放課後補充学習（学校管理下）の取組と連携した一体的な実施 ・教材購入補助等による学び場の充実 ・全市町村訪問、取組状況調査の実施（９～10 月） ・児童クラブ施設整備への助成
	●人材育成、人材確保 ・放課後児童支援員認定資格研修など、活動に携わる方々が必要な専門知識を習得するための研修を充実させ、資質向上を図る。	◆放課後児童支援員認定資格研修 ・４日間×１回 ◆子育て支援員研修（放課後児童コース） ・２日間×１回 ◆放課後児童支援員等の資質向上研修 ・年 10 回程度 ◆児童クラブの人材確保のため効果的な広報を検討･実施
	●厳しい環境にある子どもも利用しやすい環境整備 ・家庭生活の困窮等で厳しい環境にある子どもも利用しやすいよう、補助金の活用や利用要件を満たす対象者への制度等の周知について市町村に働きかけを行う。	◆利用しやすい環境整備 ・利用料減免や開設時間延長等にかかる財政支援 ・児童クラブの利用要件を満たす対象者への声かけを市町村に周知徹底
	●学び場人材バンクによる支援 ・人材紹介や出前講座の普及・活用により、多様な学びの機会を提供する。	◆学び場人材バンクの運営 ・ボランティア等の地域人材の発掘・登録 ・人材紹介や出前講座の実施、人材育成等への支援

事業名称	ＰＴＡ活動振興事業	事業 No,	84
		担当課	生涯学習課

概要	教育行政、学校、保護者が、協働して地域の子どもたちを取り巻くさまざまな課題に対処していくため、各地区においてＰＴＡの研修会などを開催することにより、課題を共有する場を設け、ＰＴＡの具体的な活動につなげる。また、保幼小中高の連携した活動が多くの保護者の参画を得て活性化するよう、関係者の取組を支援する。

到達目標 めざす姿	○子どもたちを取り巻く教育課題の解決のために、より主体的な PTA 活動が推進されている。 ・PTA・教育行政研修会参加者の研修会に対する肯定的評価の割合　　90%以上　（R1　75.4%） ・PTA・教育行政研修会で学んだことを単位 PTA の取組につなげた割合　100%　（R1　96%）

目標達成に向けた課題	○PTA・教育行政研修会は、参加者が年々増加している一方でアンケートにおける肯定的評価が低下傾向にある。 ・研修会に対する肯定的評価の割合 H29：79.8%（733）→H30：70.4%（618）→R１：75.3%（762）

	内　　容	予　　定
実施内容	●PTA・教育行政研修会 ・県内７地区で、地域ごとの教育課題に応じたテーマを PTA や県・市町村教育委員会関係者が議論し、地域での活動につなげていくための研修会を開催する。 ・計画に掲げる指標の達成に向け、研修において、基本的生活習慣の確立や、良好な親子関係構築に向けた家庭内の会話の重要性について、啓発・情報提供を行う。 ・研修会実施後は、次年度に向け、アンケートを基に改善点等について分析したうえで県小中学校 PTA 連合会の役員と協議を行う。	◆PTA・教育行政研修会の開催　７地区 安芸地区　５月 23 日（土） 香美・香南地区　７月４日（土） 土長南国地区　８月 23 日（日） 吾川地区　６月 27 日（土） 高岡地区　６月 20 日（土） 幡多地区　７月５日（日） 高知地区　未定 ◆各教育事務所との検討会（12～1 月） ◆高知県小中学校 PTA 連合会と高知県教育委員会の教育研修会の開催

事業名称	家庭教育支援基盤形成事業	事業 No,	85
		担当課	生涯学習課

概要	保護者を対象とした子育て講座など市町村が行う家庭教育支援の取組を支援する。 県教育委員会が作成した学習教材を活用して、保護者や子育て支援関係者が交流しながら親育ちについて学び合う取組を推進するとともに、この取組を実践できるファシリテーターを養成し、県内全域に派遣する。

到達目標 めざす姿	○地域の実情に応じた取組等により、子育てについて学ぶ機会や相談できる機会が増加し、家庭の教育力が向上している。 ○多くの家庭が、よりよい生活習慣の確立に向けて取り組み、多くの子どもたちに、規則正しい睡眠や食事などの基本的生活習慣が確立されている。 ・生活リズム名人認定率　50%以上　（H30:42.5%） ・「毎日、同じくらいの時刻に寝ている」児童生徒の割合　85%以上　（R1:小 81.1%　中 79.6%） ・「毎日、同じくらいの時刻に起きている」児童生徒の割合　95%以上（R1：小 90.3%　中 92.8%）

目標達成に向けた課題	○より多くの地域に取組を広げていくためには、それぞれの地域に家庭教育支援の核となる人材を育成していくことが必要である。 ○すべての家庭によりよい生活習慣を啓発していくために、継続的な取組が必要である。

	内　　容	予　　定
実施内容	●市町村の家庭教育支援の取組推進 ・保護者を対象とした子育て講座の開催など、市町村における家庭教育支援の取組を推進する。	◆家庭教育支援への助成 ・事業実施市町村　１６市町村 ・家庭教育支援チーム　５市町５チーム （須崎市、宿毛市、四万十市、田野町、本山町）
	●「親の育ちを応援する学習するプログラム」の活用促進 ・「親の育ちを応援する学習プログラム」を各地域で実践できるファシリテーターを養成し、県内全域でプログラムの活用促進を図る。 ファシリテーター認定数　R1：15 名 ファシリテーター派遣箇所と人数 H30：10 箇所　22 名	◆認定ファシリテーターのステップアップ研修 ・認定者５３名対象 ◆認定ファシリテーターの派遣 ◆各地区入門講座の実施 ・東部、西部、中部地区で学習プログラムを体験する講座を実施（各地区１回）
	●早寝早起き朝ごはん県民運動の推進 ・早な早起き朝ごはんフォーラムを開催し、よりよい生活習慣の啓発を図る。 ・基本的生活習慣などの状況を親子で点検する生活リズムチェックカードの活用促進を通じて、よりよい生活習慣の定着を促す。 生活リズムチェックカード H30:取組 37,295 名 認定者数 15,842 名　認定率 42.5% 早寝早起き朝ごはんフォーラムの実施 R1：参加者数 180 名　満足度 100%（全体会）	◆生活リズムチェックカードの活用促進 ・全保育所・幼稚園等の４～５歳児及び全小学生に配布 ◆早寝早起き朝ごはんフォーラムの開催

事業名称	園内研修支援事業	事業 No,	86
		担当課	幼保支援課

概要	保育所保育指針・幼稚園教育要領等を踏まえ、保育者に求められる資質や保育所・幼稚園等で実践すべき具体的な指導方法、保護者支援・地域の子育ての在り方等を示した「高知県教育・保育の質向上ガイドライン」について、園内研修支援等の場において活用方法の周知・徹底を図り、保育所・幼稚園等において保育所保育指針・幼稚園教育要領等に沿った教育・保育が実践されるようにする。

到達目標 めざす姿	○ガイドライン等に基づく質の高い教育・保育を目指した保育実践が広がっている。 ・ガイドライン等を活用し、保育の見直し・改善を行った園の割合　100%　（R１:37.7%）

目標達成に向けた課題	○保育所保育指針・幼稚園教育要領等に沿った指導方法の確立に向けて、各園でガイドライン等を活用して保育を振り返るとともに、各自の振り返りを基に話し合いを行い、園の保育を語り合うことの意義を引き続き周知していく必要がある。

	内　　容	予　　定
実施内容	●園内研修支援 ・自主的・計画的な園内研修の実施から、組織的・計画的な研修体制を確立し質の向上が図られるよう、幼保支援アドバイザー、幼保支援課指導主事等を派遣し、保育所・幼稚園等が実施する園内研修等の支援を行う。	◆園内研修支援 ・園内研修及びキャリアアップ実践研修支援の周知・実施 ・教育センターとの連携支援
	●ブロック別研修支援 ・ブロック内における主体的な実践研修のためのネットワーク化の推進と、園内研修の企画・立案・運営を行うミドル職員を育成するために、県内 13 ブロックにおける「ブロック別研修会」を開催する。	◆ブロック別研修支援 ・組織的な園内研修の実施に向けた年間を通じた研修支援

事業名称	園評価支援事業	事業 No,	87
		担当課	幼保支援課

概要	管理職が明示する園の経営方針や教育・保育目標を全職員が共有した上で、保育所保育指針等に基づいた教育・保育がチームとして実践されるとともに、よりよい実践につなげる改善のサイクルを構築できるよう、園評価に関する研修の実施や幼保支援アドバイザーや指導主事による訪問指導等の充実を図る。

到達目標 めざす姿	○園経営計画に基づく園評価が各園で実施され、質の高い教育・保育を目指した園運営の組織的・継続的な改善が進められている。 ・園評価の実施率　幼保連携型認定こども園・幼稚園：100%（H27 国調査：95.9%） 保育所：100%（R１:85%）※速報値

目標達成に向けた課題	○園評価への正しい理解に基づく実施と、よりよい実践に向けた評価の PDCA サイクルの確立を促す必要がある。

	内　　容	予　　定
実施内容	●園評価の手引き研修会の実施 ・各園の特性を生かした組織的・計画的な教育・保育の実施や改善が行われるよう、正しい理解と地域における実践交流等を図るための研修会を実施する。	◆園評価の手引き研修会の実施 ・R2：2 回（2 地域）
	●評価計画等の PDCA サイクルに基づく園評価の実施に向けた支援	◆幼保支援アドバイザー等による相談支援・園内研修支援
	●園評価等の実施状況の把握 ・園評価（学校評価）の実施状況調査を行い、各保育所等における園評価の実施を促す。	◆園評価等の実施状況調査

事業名称	基本研修	事業 No,	88
		担当課	幼保支援課 教育センター

概要	保育者の職責に応じた専門性や実践力の向上のため、保育者のキャリアアップ研修を教育センターを中心として実施し、研修受講対象者が計画的に参加できるよう取り組む。

到達目標 めざす姿	○保育者として専門性が高まり、基礎的な保育の実践力が身に付いている。 ・研修受講率　新規採用保育者研修：80%以上（H29：44%　H30：53%　R１：57%） ○管理職がリーダーシップを発揮することにより、人材育成や園組織の改善が図られている。 ・研修受講率　主任・教頭等研修：80%以上（R1：67%） 所長・園長研修：80%以上（R1：64%）

目標達成に向けた課題	○研修代替の保育者が確保できないことや、複数の保育者を研修に参加させることが困難といったことから、新規採用保育者の研修への参加が十分でない。 ○所長・園長研修、主任・教頭等研修ともに、十分な参加とはいえない。

	内　　容	予　　定
実施内容	●基本研修（新規採用保育者研修）の実施 ・保育士・幼稚園教員・保育教諭として専門性を高め、基礎的な保育の実践力を身に付けさせるための研修を行う。	◆新規採用保育者研修 ・日数７日 センター研修　５日 園内研修　２日
	●基本研修（主任・教頭等研修、所長・園長研修）の実施 ・リーダーシップを発揮し、園経営の責任者として、人材育成や組織改善などの経営的資質の能力を身に付けさせるための研修を行う。	◆主任保育士・幼稚園教頭等研修の充実 ステージⅠ　センター研修　３日（内、遠隔２日） ステージⅡ　センター研修　２日（内、遠隔１日） ステージⅢ　センター研修　１日 ・人材育成や保護者対応に関する内容の充実 ◆高知県教育・保育の質向上ガイドラインの活用 ・基本研修全般において、キャリアステージごとに活用 ・講義・グループ協議の実施
	●研修実施に係る代替保育者の確保 ・保育者が研修に参加しやすくするため、代替保育者の配置に対して支援するとともに、研修代替要員等として配置可能な子育て支援員を養成する研修を実施する。	◆研修代替保育者の配置に対する補助 ◆子育て支援員を養成する研修の実施 ・5～8 月実施 ◆子育て支援員等の資質向上のためのフォローアップ･現任研修の実施 ・２月実施

事業名称	保育士等人材確保事業	事業 No,	89
		担当課	幼保支援課

概要	潜在保育士の就職支援等を行う保育士再就職支援コーディネーターを福祉人材センターに配置するとともに、新規卒業者の確保・就業継続支援研修等の実施を委託する。また、保育士資格の新規取得者の確保、保育士の離職防止、潜在保育士の再就職支援を図るため、指定保育士養成施設に在学し、保育士資格の取得を目指す学生に対する修学資金や保育補助者の雇い上げに必要な費用等を貸し付けることにより、保育人材の確保を図る。

到達目標 めざす姿	○保育所等において、年度途中の入所や、障害児保育、延長保育等の保育ニーズに対応するために必要な保育人材が確保できている。

目標達成に向けた課題	○施設の設置者にとっては、少子化に伴い全体の児童数が減少傾向にあることや、0歳児などの途中入所児童の把握が難しいこと等の要因により、数年後の児童数の見込みが難しく継続的に雇用する正規職員を採用しにくい状況にある。 ○求職者の中には、臨時職員やパート職員を希望している有資格者もいるが、勤務時間帯や賃金面での希望が合わず、雇用に繋がらない状態となっている。

	内　　容	予　　定
実施内容	●潜在保育士の就職支援 ・福祉人材センターに保育士再就職支援コーディネーターを配置し、潜在保育士の就職や保育所の潜在保育士の活用支援等を行う。	◆保育士再就職支援コーディネーターの配置
	●保育士資格の取得のための修学支援 ・保育士資格の新規取得者の確保のため、指定保育士養成施設に在学し、保育士資格の取得を目指す学生に対する修学資金を貸し付けることにより、保育人材の確保を図る。	◆保育士修学資金貸付の実施 ・R2：新規 40 人

事業名称	保幼小連携・接続推進支援事業	事業 No,	90
		担当課	幼保支援課

概要	「高知県保幼小接続期実践プラン」を基に各市町村教育委員会が開催する小学校教員、保育所・幼稚園等の保育者を対象とした研修会や、保幼小の連絡会・交流活動により、共通認識を深め、各地域の実態に応じた接続期カリキュラム等が実施・改善されるよう支援する。あわせて、モデル地域における取組を支援し、その成果を全ての地域に普及する。

到達目標 めざす姿	○接続期カリキュラムを作成・実施することにより、子どもたちを健やかに育んでいくための就学前の教育・保育と小学校教育の円滑で確実な接続が図られる。 ・保幼小の連絡会等実施率（年 3 回以上実施）　保育所・幼稚園等：100%、小学校：100% ・保幼小の子どもの交流活動実施率（年 3 回以上実施）　保育所・幼稚園等：100%、小学校：100%

目標達成に向けた課題	○小学校への引継ぎを意識した、幼児の主体的な生活や遊びを大事にした保育実践が十分でない保育所・幼稚園等が見られる。 ○子どもの交流会や教職員の連絡会は実施されているが、ねらい（目標）を明確にした交流計画等が作成されていないことがある。

	内　　容	予　　定
実施内容	●モデル地域への支援と取組成果の普及 ・保幼小連携・接続の取組のモデル地域（田野町・越知町・黒潮町）に対し、保幼小連携アドバイザー等による重点的な訪問支援等を行う。 ・保幼小連携・接続をテーマとしたシンポジウム等の開催により、モデル地域の取組成果を普及し、市町村等による組織的な取組の重要性の理解を促す。	◆保幼小連携・接続推進シンポジウムの開催
	●各地域・校区への支援の強化 ・各地域の保幼小連携・接続の取組状況を把握し、保幼小連携・接続プロジェクトチームや保幼小連携アドバイザー等が、各地域の課題に応じた支援を積極的に行うことにより、各地域における接続期実践プランに基づく、接続期カリキュラム等の継続的な実施・改善を促進する。	◆合同研修会等への支援

事業名称	親育ち支援啓発事業	事業 No,	91
		担当課	幼保支援課

概要	保育者が、保護者への関わり方や子育てに関する情報提供の仕方などについて理解を深め、組織的・計画的に支援を行うことができるよう、保護者の子育て力向上のための研修や市町村単位の合同研修、園内での保育者の親育ち支援力向上のための研修を充実させる。

到達目標 めざす姿	○管理職のリーダーシップのもと、チームとして親育ち支援に取り組んでいる。 ・各園における親育ち支援担当者の配置率　100% ・親育ち支援研修計画の作成率　100%

目標達成に向けた課題	○日常的・継続的に親育ち支援を行うためには、正規職員だけでなく臨時職員も含めてスキルアップを図る必要があるが、研修の機会が十分保障されていない。 ○研修の参加に消極的な保護者や、仕事等で参加が難しい保護者がおり、園により研修参加率の差が大きい。

	内　　容	予　　定
実施内容	●保育者研修の実施 ・保育者を対象に事例研修や講話、保護者の保育者体験の啓発を行うことにより、親育ち支援の必要性や支援方法について理解を深める。	◆園内研修支援 ◆市町村単位の合同研修の支援
	●保護者研修の実施 ・保育所・幼稚園等において講話やワークショップ等を行い、良好な親子関係や子どもへの関わり方について保護者の理解を深める。	◆園のニーズや課題に応じた講話やワークショップの実施 ◆就学時健診等の機会を活用した講話の実施 ◆保護者会、ＰＴＡを対象とした研修の実施

事業名称	親育ち支援保育者スキルアップ事業	事業 No,	92
		担当課	幼保支援課

概要	親育ち支援地域リーダーの資質の向上を図るとともに、地域の課題に応じた研修を実施するなど、親育ち支援について各地域内で学べる仕組みづくりを支援する。また、親育ち支援地域リーダーの支援のもと、全ての保育所・幼稚園等において親育ち支援担当者による園内の保育者研修や保護者向け研修等の計画的な実施を促進する。

到達目標 めざす姿	○保育所・幼稚園等で組織的・計画的に親育ち支援が行われるようになり、園全体の親育ち支援力の向上が図られる。 ・各園における親育ち支援担当者の配置率　100%（R1：76.8%） ・親育ち支援研修計画の作成率　100%（R1：53.9%）

目標達成に向けた課題	○各園における組織体制が十分でないため、研修の内容が園内で共有されていない園や、園内での親育ち支援の研修が実施されていない園がある。 ○親育ち支援地域交流会やそれぞれの地域の親育ち支援が充実するためには、地域リーダーや親育ち支援担当者の学びや情報共有の場が必要。

	内　　容	予　　定
実施内容	●親育ち支援講座の実施 ・親育ち支援の基本的な考え方や保護者への関わり方等についての研修を実施し、保育者（親育ち支援担当者）の親育ち支援力の向上を図る。 ・各園の研修実施状況等を確認し、取組が不十分な園には訪問等し、個別支援を行う。	◆親育ち支援講座（3 地区） ◆各園の親育ち支援の取組状況調査の実施 （年 1 回：1 月）
	●親育ち支援地域別交流会の実施 ・各園の親育ち支援担当者が近隣市町村の園とのネットワークをつくり、地域の課題に応じた研修や実践交流を行うことにより、自園の取組の充実につなげる。	◆親育ち支援地域別交流会 ・各市町村の親育ち支援地域リーダーを中心とした研修を 6 地域で実施 （年 1 回以上）
	●親育ち支援地域リーダー研修会の実施 ・親育ち支援地域リーダーのスキルアップやコーディネート力の向上を図り、各園や地域における親育ち支援の内容の充実につなげる。	◆親育ち支援地域リーダー研修会 ・6 地域のリーダーを対象とした研修の実施 （年 1 回：1 月）
	●親育ち支援地域別連絡会の実施 ・親育ち支援地域リーダーが地域の親育ち支援の課題に向けた取組の検討や実践交流を行い、親育ち支援の充実につなげる。	◆親育ち支援地域別連絡会

事業名称	基本的生活習慣向上事業	事業 No,	93
		担当課	幼保支援課

概要	乳幼児期からの望ましい生活習慣や保護者の関わり方の重要性についての保護者理解を促進し、子どもの健やかな育ちにつなげるため、保育所・幼稚園等において、基本的生活習慣の定着を促すための取組を実施する。

到達目標 めざす姿	○食事・睡眠・運動などの基本的生活習慣の重要性について保護者の理解が深まり、子どもたちの基本的生活習慣が定着している。 ・3 歳児保護者に対して基本的生活習慣の学習会等を実施した保育所・幼稚園等の割合：100%（R1:94.7%） ・午後 10 時までに寝る幼児の割合（3 歳児）：95%以上（R1:81.7%）

目標達成に向けた課題	○多くの園で生活リズムカレンダー等を活用した親子の取組が行われているが、未提出の家庭もあり、望ましい生活リズムに向けた保育者・保護者の意識を高める取組が必要である。

	内　　容	予　　定
実施内容	●基本的生活習慣の定着に向けた取組の推進	◆幼児期の基本的生活習慣パンフレット及びリーフレットの改訂、配付 ・5 月配付 ・6 月・11 月取組実施（3 歳児）
	●保護者を対象とした学習会等 ・各園において、保護者を対象とした基本的生活習慣に関する学習会を、親育ち支援保護者研修に位置付けて実施する。	◆学習会等の実施支援 ・親育ち支援アドバイザー等の派遣

事業名称	社会教育振興事業	事業 No,	94
		担当課	生涯学習課

概要	社会教育関係者の研修を充実させるとともに、社会教育主事の養成を推進し、地域の学びを支える人材の育成を図る。また、社会教育関係団体の活動やネットワークづくりを支援する。

到達目標 めざす姿	○社会教育主事の養成及び社会教育担当者の資質向上により、社会教育の推進体制が強化されている。。 ・社会教育主事を配置している市町村数　26 市町村（R1:13 市町村） ○社会教育関係者の活動の活性化や交流の促進により、地域の交流や活性化が進んでいる。

目標達成に向けた課題	○市町村における社会教育行政の優先度が必ずしも高くないため、各地域で社会教育を活性化していく推進力となる人材が不足している。 ・県教育委員会が開催する年間 3 回の研修会に一度も担当者が出席していない町村数：７町村（H30）

	内　　容	予　　定
実施内容	●市町村社会教育担当者の人材育成 ・市町村社会教育担当者が社会教育に関する専門的な知識・技能を習得するための研修会を開催する。 市町村社会教育担当者研修会の市町村参加率　H30:79%	◆社会教育主事等研修会の開催 3 回
	●社会教育主事の養成 ・社会教育主事の資格取得を促進し、社会教育に関わる助言・指導を行う社会教育主事を養成する。	◆四国地区大学社会教育主事講習への派遣 ・２名（愛媛大学） ◆国立教育政策研究所主催の社会教育主事講習への派遣（愛媛大学サテライト） ・1 名
	●社会教育関係団体の活動支援 ・PTA をはじめとする社会教育関係団体の活動に対し助成する。	◆社会教育関係団体への助成を通じた活動支援 ・補助先：7 団体 ・社会教育関係団体主催事業の広報等の支援
	●社会教育関係者間の交流促進 ・社会教育関係団体や関係者が多様な実践事例に学ぶ機会を提供し、関係者間の交流を深めるとともに、社会教育の活性化につなげる。 実践交流会後、個人や団体とのつながりができた率　H30 68%	◆社会教育実践交流会の開催（年 1 回） ・実行委員会の開催（年 3 回） ・各地区社会教育実践交流会開催への支援

事業名称	自然体験活動の推進	事業 No,	95
		担当課	生涯学習課

概要	子どもの生きる力を育成するために、小学校や民間団体等が、青少年教育施設や公民館等を活用して行う森林環境学習や自然体験等を含む宿泊体験活動を支援する。

到達目標 めざす姿	○本県の豊かな自然環境を活用した森林環境学習や体験活動を経験したことのある児童生徒が増加している。 ○事業実施校全てにおいて、参加児童生徒の「生きる力」が育成されている。 ・実施前後のアンケート結果により測定

目標達成に向けた課題	○学校における行事の精選や働き方改革の影響により、１泊以上の集団宿泊体験の機会の減少 ○より魅力的な体験プログラムの開発

	内　　容	予　　定
実施内容	●市町村教育委員会・校長会等での事業説明、民間団体等への事業周知 ・事業内容とともに既実施市町村や学校の事例をもとに効果等説明し、明確なねらいを持った事業参加を促す。 ●子どもを対象とした事業を行っている NPO 法人や、青少年教育団体･社会福祉法人等に向け、幅広く事業を周知する。	◆「事業実施例」の作成及び訪問 ・市町村教育委員会・学校への実施希望調査 ４～5 月（当年度実施）、10～12 月（次年度実施） ・要綱、チラシの送付及び HP への掲載 ４月：県内福祉施設や青少年教育団体等
	●森林環境学習及び体験活動プログラムの検討（実施校と青少年教育施設、森林関係団体） ・内容に応じて、指導者を講師として派遣	◆青少年教育施設や学校での事前検討に参加 ・事業実施後に学校へのヒアリングやアンケート結果を派遣した講師にフィードバックする。
	●児童生徒へのアンケート（事前・事後）、保護者アンケート、学校アンケートの実施	◆市町村教育委員会を通して、各学校へ依頼。結果について分析し、市町村教育委員会を通して各校へフィードバックする。

事業名称	青少年教育施設振興事業	事業 No,	96
		担当課	生涯学習課

概要	青少年の健全な育成に向けて、県立青少年教育施設の機能を生かし、子どもも大人も参加できる多様で魅力的な体験プログラムを提供する。

到達目標 めざす姿	○魅力的な主催事業の実施により、様々な体験活動・集団活動への参加を通じて、青少年の施設利用者が増加している。 ・県立青少年教育施設の青少年（25 歳未満）の利用者数　172,000 人以上 　H30 実績　159,547 人　　R1.12 末実績　130,104 人

目標達成に向けた課題	○アンケート結果等に基づく事業の見直しや、学校等に出向いての積極的な広報等により利用促進を図っているが、少子化による児童・生徒数の減少に伴い、利用者数が伸び悩んでいる。

	内　　容	予　　定
実施内容	●魅力的な体験プログラムの実施 ・親子参加型プログラムや授業の理解促進につながるプログラムなど、子どもたちや学校等のニーズに応じた魅力ある主催事業の充実を図る。	◆主催事業の実施　※通年 ・利用者のニーズを踏まえた新規事業の開発･実施 ・既存事業の見直し ・年間を通じた主催事業の実施
	●積極的な広報活動の実施 ・様々な機会を捉え、主催事業を積極的に周知し利用促進を図る。	◆学校訪問等による事業チラシの配布や事業説明の実施※通年 ◆プロスポーツキャンプと連動した企画の検討（青少年センター）
	●不登校の未然防止 ・中学入学後の早い時期に行う合宿を通じて、先生と生徒の信頼関係を築き、中学生活の心構えなどを身につける機会を提供し、中１ギャップの解消、不登校の防止につなげる。	◆中１学級づくり合宿事業の実施（青少年センター・幡多青少年の家） 　実施時期　４～６月
	●不登校児童・生徒の自立支援 ・農作物の栽培や野外炊飯、スポーツの体験等の機会を計画的に提供し、不登校や不登校傾向にある子どもたちの自主性、社会性、コミュニケーション力の向上を図り、自立支援につなげる。	◆不登校対策事業の実施（青少年センター・幡多青少年の家） 　実施時期　４～３月 　実施回数　各施設５～６回

事業名称	高知みらい科学館運営事業	事業 No,	97
		担当課	生涯学習課

概要	県内全域を対象とした理科教育・科学文化振興を図るため、高知市が設置する高知みらい科学館の運営費を負担するとともに、県として積極的に運営に参画する。

到達目標 めざす姿	○県内全域の理科教育・科学文化振興の充実が図られている。 ・年間入館者数　200,000 人（うちプラネタリウム観覧者数　50,000 人） ・利用学校数　180 校（R 元.12 実績） 入館者数：182,985 人（うちプラネタリウム観覧者数 45,885 人 利用学校数：163 校

目標達成に向けた課題	○子どもから大人まで、何度でも来館したくなる、また、科学への関心をより高め、ひいては理系分野の科目にも興味を持ってもらえるよう、設置者である高知市と連携して事業内容のさらなる充実を図る必要がある。

	内　　容	予　　定
実施内容	●県内全域を対象とした理科教育・科学文化の振興に向けた科学館運営への参画	◆事業内容の充実に向けた検討 ・科学館事業検討会による進捗管理（月 1 回） ・プログラミング教育など科学館の特徴を生かした教材開発に向けた科学館指導主事と県教育委員会職員（教育政策課・生涯学習課）との協議（随時） ・サイエンスショー及びプラネタリウムプログラムの検討会（随時） ・科学館スーパーバイザー等外部有識者からの意見聴取

事業名称	志・とさ学びの日推進事業	事業 No,	98
		担当課	教育政策課

概要	高知県教育の日「志・とさ学びの日」（11 月 1 日）の趣旨に沿って「すべての県民が、教育について理解と関心を深め、高い志を持つ子どもたちを育み、ともに学びあう意識を高めるとともに、一人ひとりが学ぶ目的や喜びを自覚し、生涯に渡って学び続ける風土をつくりあげていく」ため、県民の皆様が教育の現状について知り、考えるためのきっかけづくりなどの取組により教育的な風土を醸成する。

到達目標 めざす姿	○県民の皆様に教育について理解と関心を深めていただき、生涯にわたり学び続ける喜びや意欲を育むことで教育的な風土が作られている。 ・教育の日関連行事の実施件数 市町村：530 件以上、県：230 件以上　（R1：　市町村　　件、県　　件）※集計中

目標達成に向けた課題	○教育関係者を中心に周知が着実に進んできているが、県民全体における認知度は十分でない。

	内　　容	予　　定
実施内容	●高知県「志・とさ学びの日」の取組の協議 ・学校及び教育関係機関等の代表者による協議会を開催して取組に関する検討・協議を行う。	◆高知県教育の日「志・とさ学びの日」推進県民協議会の開催 ・年 1～2 回
	●教育の現状に関する周知・広報 ・各種媒体を活用し、子どもたちの現状や課題などを広く県民の皆様に周知・広報することで、高知県の教育について考えるきっかけとする。	◆教育関係データの公表 ・県：教育関係データや取組状況を県政広報番組や県広報誌へ掲載し公表 ・市町村：地域の教育関係データや取組状況を市町村広報誌や各種媒体にて公表
	●啓発行事・関連行事等の実施 ・県や市町村、学校などが行う教育文化行事を教育の日関連行事と位置付けるとともに、趣旨の浸透を図り、生涯学習につながる風土を醸成する。	◆関連行事における周知・広報 ・11 月 1 日前後に実施する関連事業と位置付けた行事でロゴマーク等を活用したＰＲを実施 ◆啓発イベントの開催 ・県内全域の博物館等施設で構成するミュージアムネットワークと連携し、地域の自然・歴史・文化を学ぶイベントを開催（10 月末予定）

事業名称	生涯学習活性化推進事業	事業 No,	99
		担当課	生涯学習課

概要	県民一人一人がニーズや希望に応じて学び、その成果を発揮できるよう、市町村や民間・大学等と連携し、県内のあらゆる学びの場や学びの成果を生かせる場に関する情報提供・相談を NPO 法人に委託して行う。 ※H28 県民世論調査設問「生涯学習をもっと盛んにするために力を入れるべきこと」 →最も多い回答「生涯学習に関する情報提供の充実」30.3%

到達目標 めざす姿	○令和２年４月からの事業実施場所（県立公文書館３F）が、県民にとって生涯にわたって学び続けるための情報拠点となっている。 ・生涯学習ポータルサイトへのアクセス件数：55,000 件／年

目標達成に向けた課題	○令和元年度中に構築する生涯学習ポータルサイトが、多くの県民に利用されるには、講座等実施機関との円滑な連携により、できるだけ多くの情報を掲載するとともにサイトの PR が必要。

	内　　容	予　　定
実施内容	●生涯学習ポータルサイトの運用開始 ●ポータルサイトの新たな情報提供元の開拓	◆情報提供元（高新文化教室、放送大学、ココプラ、県立大学等 10 機関）と連携した情報掲載及び PR の実施 ◆訪問等による新たな情報提供元（市町村等）の開拓
	●県民からの生涯学習に関する相談への対応	◆生涯学習ポータルサイトの管理、及び大幅な増加が見込まれる県民からの多様な相談に対応するため、NPO 法人の体制を強化（1→2 名）
	●高知県視聴覚ライブラリー及び塩見文庫の管理	◆県が所有する貴重 16mmフィルムを管理するとともに、順次デジタル化（DVD 化）を進める。 ◆学校や民間団体で活用可能な教材を購入し、貸し出す。 ◆塩見文庫の閲覧希望に対応する。

事業名称	図書館活動事業	事業 No,	100
		担当課	生涯学習課

概要	県民の知的ニーズに応え、課題解決の支援ができる図書館の実現に向けて、新鮮で幅広い資料・情報の収集・提供、関係機関と連携したサービスの提供に取り組むとともに、広報誌等を通じてサービス等の周知を図り、図書館の利用を促進する。また、市町村立図書館等への協力貸出や人材育成の支援などにより、市町村立図書館等への支援を強化する。

到達目標 めざす姿	○県内の図書館が住民の日常的な学習・文化活動を支援し、仕事や暮らしの中で生じる様々な課題の解決を支援する「知」の拠点、情報の拠点となっている。 ・県民一人当たりの図書貸出冊数（私立含む）　4.9 冊以上　（H30：4.45 冊） ・市町村、県立学校等への協力貸出冊数　35,000 冊以上　（H30：22,567 冊　　R1.11 月末：22,712） ・オーテピア高知図書館におけるレファレンス件数 30,000 件以上 （H30:30,041 件　R1.12 月末：30,324）

目標達成に向けた課題	○質の高いサービスを提供していくため、さらなる司書の専門性の向上や専門機関との連携が必要となっている。 ○県民がそれぞれの地域で読書し、役立つ情報を得られる環境を整えるため、市町村立図書館等の課題等に適切な助言をするとともに、運営に役立つ研修の開催やニーズに沿った資料の貸出しが必要である。 ○図書館のサービス・取組等への関心を高め、より多くの方に利用してもらうため、県民への周知が必要である。

	内　　容	予　　定
実施内容	●地域を支える情報拠点 ・利用者の多様なニーズに応えられる幅広い、新鮮な資料（紙・電子）の収集、保存、提供・所蔵する歴史的価値のある資料のデジタル化による文化・学問・芸術・産業等での活用促進	◆資料の充実とデータベースの整備による情報の提供 ・紙資料（一般図書、雑誌・新聞）の収集 ・電子資料（電子書籍、データベース）による情報の提供 ◆歴史的価値のある資料の保存・提供 ・貴重資料の目録作成及び資料のデジタル化及びホームページへの掲載
	●課題解決支援サービスの充実 ・専門講座などの県外研修への派遣や館内研修による司書の専門性の向上 ・図書館資料による調べもの支援（レファレンス・サービス）の利用促進や各関係機関と連係した課題解決支援の実施	◆司書の専門性の向上 ・県内外で開催される外部研修への派遣 ・館内研修の実施 ◆さまざまな課題解決支援 ・パスファインダーやブックリストの作成 データベース講習会等の開催 ・アウトリーチ職員を核とした関係機関担当者会の開催 ・関係機関と連携した相談会等の開催 ・出前図書館の実施
	●県内の読書・情報環境の充実に向けた支援 ・市町村立図書館等におけるサービスの充実に向けた助言及び協力貸出や研修の実施による支援 ・特に、新たな図書館の整備が予定されている 10 市町（R 元～5 年度の間）への円滑な開館に向けた支援を実施	◆協力貸出の実施 ・市町村支援用資料の収集 ・貸出用セットの作成・提供 ◆市町村職員等研修の実施 体系的研修・ブロック別研修（3 か所×2 回） ・定期的な巡回訪問による助言・サポートの実施
	●オーテピアの様々なサービスの周知、ＰＲ等	◆周知、ＰＲ等 ・図書館活用講座の開催（月１回） ・サービスチラシ等の作成 ・ブログ、フェイスブック、メールマガジンの配信等 ・オーテピア PR キャラバンの開催（１カ所） ・アンケートの実施（８月頃）

事業名称	読書活動推進事業	事業 No,	101
		担当課	生涯学習課

概要	県内全域の図書館等の振興に向け、「高知県図書館振興計画」に基づき、市町村に図書館の有用性を周知するとともに、子どもたちに小さい頃から読書に親しむ習慣を身につけてもらうため、「第三次高知県子ども読書活動推進計画」に基づき、乳幼児から本に触れる機会の提供や、読書の魅力を発信する読書ボランティア講座などに取り組む。

到達目標 めざす姿	○子どもの自発的な読書活動が行われ、家庭や地域での読書時間が増加している。 ○発達段階に応じた読書活動が定着し、家庭での読書が習慣化している。 ・児童・生徒が家や図書館で普段（月～金）に全く読書をしない割合 全国平均を３ポイント以上下回る（R1：小学校 16.1%（全国 18.7%）、中学校：31.0%（全国 34.8%）） ○地域における図書館の需要を拡大し、本県の読書・情報環境の改善につなげる。 市町村立図書館の年間入館者数　950,000 人　（H29：898,519 人）

目標達成に向けた課題	○本県の子どもは、全国と比較して授業時間以外での読書をする割合が高い一方、市町村立図書館の蔵書冊数や専任職員数等は、県内の約 1/3 が全国平均の 1/2 以下にとどまっている。 授業時間以外の読書時間が 10 分以上の割合 R1：小学校 67.0%、中学校 54.0%　（全国：小学校 65.7%、中学校 50.4%）

実施内容	内　　容	予　　定
	●「高知県子ども読書活動推進計画」の推進 ・高知県子ども読書活動推進協議会の設置による進捗管理を行い、必要に応じた施策等を実施する。	◆高知県子ども読書活動推進協議会における計画に定める取組の進捗状況の点検・評価 ◆「第四次高知県子ども読書活動推進計画」の策定・実施 ・R3：第三次計画の成果、課題等の検討 ・R4：第四次計画の策定
	●子どもが本に触れる機会の提供 ・推薦図書リスト「絵本 おはなし・宝箱」を配付し、保育所・幼稚園、図書館等での読み聞かせ活動を充実させる。 ・「子ども司書講座」を実施する指導者を育成し、公共図書館や学校図書館での読書活動の支援の充実を図る。	◆ブックスタート応援事業の実施 ・全市町村に推薦図書リストを配付 ・R3：リスト内容の改訂 ◆子ども司書養成講座の推進 ・子ども司書を養成する指導者を育成する研修の実施
	●読書ボランティアの養成 ・子どもの読書推進に関わる人材を育成するため、読書ボランティアの養成及び資質向上のための講座を開催する。	◆読書ボランティア養成講座の実施 ・地区別講座（６箇所）、全体講演会、出張講座 ◆読書ボランティア調査の実施 ・地域の読み聞かせ活動のネットワーク化に向け、H29 に作成した「読書ボランティア登録簿」を更新するとともに、市町村等へ周知
	●「高知県図書館振興計画」の推進 ・高知県市町村図書館等振興協議会による進捗管理 ・計画に定める取組の実施 ・図書館の価値・施策の優先度を高めるための働きかけ ・モデルとなり得る成功例をつくるための新たな図書館の整備を予定している市町村等に対する支援	◆高知県市町村図書館等振興協議会における進捗状況の点検・評価 ・２年ごとに進捗管理を実施 ・R5：中間検証の実施 ◆市町村に向けた支援の実施 ・首長部局、教育委員会双方への機会を捉えた働きかけの実施 ・新たな図書館の整備を予定している市町村への重点的な支援（整備計画策定の支援等）

事業名称	中学校夜間学級設置促進等推進事業	事業 No,	102
		担当課	高等学校課 小中学校課

概要	様々な背景を持つ方の就学機会（学びの場）を確保するため、本県における中学校夜間学級の設置・開校に向けた教育環境整備を行う。また、開校後は、教育環境の充実と教育活動の活性化を図るなど、円滑な学校運営を推進する。

到達目標 めざす姿	○中学校夜間学級を開校し、様々なニーズに応じた学びが実現している。 ・県民に対する広報・周知活動の実施 ・個別ニーズに応じた教育課程の編成 ・円滑で持続可能な学校運営及び教育活動の実施

目標達成に向けた課題	○入学者数の把握が難しい。 ・生徒募集に際し、潜在化しているニーズに対する効果的な広報･周知活動が必要 ・県内各地のニーズに対応するには、市町村による設置が必要 ○市町村との協議の場の設定 ・教育活動の充実や就学に対する生徒の支援には、市町村との協議が必要

	内　　容	予　　定
実施内容	●教育環境の整備 ・教育課程編成 ・教材選定 ・諸表簿整備 ・入学要件の整備 ・諸規則の制定 ・備品の整備	◆教育環境の整備 ・令和３年４月の開校に合わせ、令和２年度中にある一定の教育環境を整える。 ・令和２年８月までに入学要件の整備 ・生徒の状況に合わせた教育環境の充実、改善（開校後）
	●生徒募集に向けた広報周知活動の推進 ・入学説明会の開催 ・ポスターや学校案内を作成・配布 ・県の広報や新聞への記事掲載	◆毎年９月頃に入学説明会 ・広報活動を行い、入学生の確保に努める ◆10 月から次年度の生徒募集を開始
	●開校後の円滑な学校運営 ・個別最適化された学びの実現 ・個々の生徒の理解度に合わせた授業展開	◆教育活動の充実 ・生徒のニーズに合わせた授業づくりを推進 ・授業計画や教材の工夫･改善に努める。
	●市町村教育委員会との連携 ・市町村教育委員会と県教育委員会との連携を図るため協議の場を設定。 ・教育活動や生徒の支援のための情報共有。	◆協議会の実施 ・生徒状況や学校教育活動、学校運営等について情報共有するため、年２回程度の協議会を開催する。

事業名称	若者の学びなおしと自立支援事業	事業 No,	103
		担当課	生涯学習課

概要	中学校卒業時及び高等学校中途退学時の進路未定者や、ニートやひきこもり傾向にある若者などに対し、若者サポートステーションを中核とした修学・就労支援を行うことで若者の学びなおしと社会的自立を促進する。

到達目標 めざす姿	○社会的自立に困難を抱える若者を一人でも多く支援機関につなぐことにより、修学・就労などによる社会的な自立が実現している。 ・若者サポートステーション利用者の進路決定率（単年度）：40%以上（R元.10 月　32.7%）

目標達成に向けた課題	○支援に結びついていない社会的自立に困難を抱えた若者をより多く若者サポートステーションにつなげる必要があるが、学校や職場を離れた若者の把握が困難である。 ○多様な若者に対し効果的な支援が行えるよう支援関係者の資質向上に努める必要がある。

実施内容	内　　容	予　　定
	●社会的自立に困難を抱えた若者に対する支援 ・こうち、なんこく、はた若者サポートステーション（すさき・あきサテライト含む）による就学・就労支援を実施する。	◆週５日開所 ・個別相談支援 ・アウトリーチ型支援 ・高卒認定等を目指した学習支援 ・学校と連携した早期支援 ・就職氷河期世代（40 歳代）への就労支援を開始
	●関係機関との連携強化 ・連絡会を開催し、各市町村関係課、支援機関、学校等との連携強化を図り、支援につなげるための情報交換等を実施する。	◆地区別連絡会、高等学校担当者会の開催 ・県内６カ所にて開催（５月・６月）
	●若者支援関係者の資質向上 ・支援プログラムの活用研修会を開催し、サポステスタッフ及び県内若者支援員の資質向上を図る。	◆若者はばたけプログラム活用研修会の開催 ・年間３回開催（６月～11 月）
	●より多くの支援が必要な者を若者サポートステーションにつなげるための取組	◆中学校卒業時の進路未定者や、私立高校の中退者などこれまで把握が困難な若者を、市町村等との連携を強化して支援に結びつける（R2.4～）

事業名称	定時制教育の充実	事業 No,	104
		担当課	高等学校課

概要	定時制教育において、社会的自立を目指し、就学・就労に向けたきめ細かな支援と拡充。リカレント教育の充実、聴講生の受け入れ拡充など、社会人で学び直しを希望する人や、多様な学びのニーズに対応する。

到達目標 めざす姿	○リカレント教育の充実：専門的な知識や技術の習得、資格取得など、自身のキャリアアップを図ることができる。（高知工業工業定時制　建築科専修コースに加え、令和２年度より電気科専修コースを新設） ○聴講生の受け入れ拡充：生涯にわたって学び続けることのできる多様な学びの場を充実させる。 （H30 実績：県立定時制高校 12 校中、聴講生受け入れ校６校、実人数 135 名）

目標達成に向けた課題	○様々な課題を抱える生徒一人一人に対するきめ細やかな指導が求められる中、多様なニーズに応えられる環境の整備の難しさ。 ○聴講生においては、各校で多様な講座が実施されているが、在学生徒で特別な支援を必要とする生徒もいることから、一般の方との学習が難しく、聴講生受入体制が整わない学校もあることから全ての学校での実施は難しい。

	内　　容	予　　定
実施内容	●定時制教育における、学習指導の充実 ・生徒が「わかる」「できた」という達成感を得られる授業改善や生徒の学びに向かう力、主体的に学習に取り組む態度の育成につながるような学習活動の推進。	◆学校訪問の実施 ・学校訪問等を行い、教員の指導力向上に向けた支援や研修を充実させる。
	●リカレント教育の充実 ・生涯にわたり学習の機会を持つことができるよう、学習のニーズを捉え、今後必要とされる、実施可能な教育に対して前向きな検討を促すとともに、地域の担い手として、更なる成長の手助けとなる学習につなげる。	◆実践校の取組事例の共有 ・現在実施している学校から、生徒の現状、資格取得の状況や卒業後の、状況や課題について共有を図り、教育環境の充実、改善を図る。
	●聴講生の受入体制の整備 ・各校において、聴講生受入の促進。開設する教科の充実や見直しを行うと共に、実施校の拡充を推進。	◆幅広い学習ニーズに対応するために、今求められる学びの把握に努める。 ・聴講生実施校間で情報交換を行い、各校の現状や課題の洗い出しを行い、開設教科の検討や授業改善につなげていく。

事業名称	文化財の保存と活用の推進	事業 No,	105
		担当課	文化財課

概要	文化財の保存と活用の取組を進めていく共通の基盤となる高知県文化財保存活用大綱を策定するとともに、市町村に対し、地域社会総がかりで文化財の継承に取り組む体制が整うよう、アクションプランである文化財保存活用地域計画の策定を促す。また、大綱・計画を元に、文化財的価値の向上に資する文化財の保存と活用を推進する。

到達目標 めざす姿	○県内各市町村において文化財保存活用地域計画が策定され、個々の文化財の実情に応じた保存と活用の取組が継続的に行われている。 ・「高知県文化財保存活用大綱」の策定（Ｒ２） ・市町村「文化財保存活用地域計画」の策定（着手を含む）（Ｒ５：３４市町村）

目標達成に向けた課題	○文化財の価値を維持・拡大し、後世に伝えるための対応が十分ではない中、過疎化・少子高齢化など文化財を取り巻く環境は、厳しさを増している。 ○文化財の保存と継承を図るため、文化財をまちづくりに活かしつつ、地域社会総がかりでその継承に取り組む必要性が増してきている。

	内　　容	予　　定
実施内容	●計画的な文化財の保存・活用の推進 ・地域社会総がかりで文化財の継承に取り組むため、文化財保存活用大綱を策定する。また、市町村の文化財保存活用地域計画の策定に向けた取り組みを支援する。	◆「高知県文化財保存活用大綱」の策定 ・策定予定：Ｒ２年度末 ◆市町村「文化財保存活用地域計画」の策定支援 ・「文化財保存活用地域計画」の策定のポイント等の周知 ・「文化財保存活用地域計画」策定予定市町村に対する助言
	●文化財の調査及び指定 ・文化財を保存し後世に伝えるとともに、その価値についての理解を深めるため、計画的な調査と文化財指定等を行う。	◆文化財管理調査事業の推進 ・文化財保護審議会による計画的調査 ・民俗芸能緊急調査（Ｒ２～Ｒ３）（Ｒ１から実施中） ・旧陸軍歩兵第４４連隊関係者証言記録作成事業
	●文化財の維持管理の推進 ・国・県指定文化財の保存と活用を図るため、市町村教育委員会と連携して文化財の巡視活動や南海トラフ地震対策等、文化財の保存上必要な事業を進めるとともに所有者等への支援を行う。	◆文化財巡視事業の推進 ◆文化財保存事業費補助金による保存･活用に対する支援 ◆文化財の南海トラフ地震対策 建造物等の地震対策の促進

事業名称	高知城の保存管理と整備の促進	事業 No,	106
		担当課	文化財課

概要	次世代に高知城（国史跡・重要文化財）を良い状態で引き継ぐため、適正な管理や計画的な修理と併せて、継続的な景観の改善に取り組む。また、文化財的価値についての理解を広げるため、高知城歴史博物館と連携した取組や重要文化財建造物の調査を推進する。

到達目標 めざす姿	○高知城の保存と活用の好循環がさらに充実し、小・中・高校生を含めた県民や観光客に対して高知城の文化的価値の理解を広げるための取組が進められている。 ・高知城の入場者数 年間 280,000 人以上（うち小・中・高校生 36,000 人以上） （H30 年度：349,677 人 うち「チームラボ高知城光の祭」入館者 69,031 人、小･中･高校生 35,158 人）

目標達成に向けた課題	○高知城の価値を維持・拡大し、後世に伝えるためには適切な修理・修繕や魅力向上のための整備が必要となるが、十分とは言えない状況である。 ○過疎化・少子高齢化など文化財を取り巻く環境が厳しさを増している中、次世代に良好な状態で受け継ぐためには高知城の文化的価値についての理解を広げる取組の強化が必要である。

	内　　容	予　　定
実施内容	●高知城建造物の維持 ・高知城は、多くの建造物が建築後 250 年を超え、昭和の解体修理からも 60 年が経過しており、保存のため修理が必要な箇所が増加している。このため、引き続き適切な維持修繕に取り組むとともに、火災や南海トラフ地震に備えるための取組を進める。	◆高知城緊急防災対策事業の実施【Ｒ２～Ｒ４】 ・Ｒ２：基本・実施設計 ・Ｒ３～４：緊急防災対策工事 ◆石垣カルテ作成【Ｒ２～Ｒ４】 ・平成３０年度から５カ年で、本丸周囲の石垣を調査 →計画的な石垣の保存対策につなげる ◆南海トラフ地震対策 ・斜面防災工事の実施（R2 西ノ丸北側斜面） ・建造物の耐震診断及び耐震対策工事（R3～）
	●高知城の文化財的価値の理解促進 ・城郭らしい景観を保全することにより、高知城を訪れる方々の満足度の向上を図るため、継続的な景観対策等を行う。 ・高知城の文化財的価値についての理解を広げるため、高知城歴史博物館と連携して現地講座の開催を図るとともに建造物内の説明看板の改修（多言語化）などの取組を行う。 ・史跡等の計画的整備 ・重要文化財建造物の調査を行う。	◆樹木伐採 ・専門家の指導を受け、計画的に景観管理及び文化財保全のための剪定や伐採を実施 ◆高知城の魅力向上の取組 ・映像コンテンツの制作・及び活用 ・現地講座の開催 ・看板の多言語化 ◆史跡等の計画的整備 内堀跡西側地区の整備（R3～） ◆重要文化財建造物調査

事業名称	埋蔵文化財の発掘調査と保存・活用の推進	事業 No,	107
		担当課	文化財課

概要	開発事業により影響を受ける埋蔵文化財について、事業者と緊密な連携を取りながら適切に記録保存を行う。また、埋蔵文化財を活用して県民に地域の歴史や文化を知る機会を提供する。

到達目標 めざす姿	○開発事業に伴う埋蔵文化財の発掘調査を円滑に行うため、関係機関と十分に連携し事前の試掘確認調査を実施する。 ○埋蔵文化財の適切な保存と活用を図るため、発掘調査で出土した遺物は、高知県立埋蔵文化財センターで適切に保存するとともに各種講座や市町村と連携した地域展等の開催と更に地域教育や歴史教育が充実するために活用する。

目標達成に向けた課題	○発掘調査の有無を判断する事前試掘確認調査を実施する条件整備が不十分な場合がみられる。 ・当該計画区域の用地買収、境界確定、工程、方法、手続き等 ○埋蔵文化財への関心度は向上してきているが更なる周知と活用が必要である。 ・各種講座や企画展等の実施と内容、さまざまな広報ツールを活用した情報提供

	内　　容	予　　定
実施内容	●「試掘確認調査」の実施 ・関係機関と十分に連携し、発掘調査実施の有無を判断するために行う事前試掘確認調査を円滑に実施する。	◆高知東部自動車道建設に伴う試掘確認調査 ◆佐賀大方道路建設に伴う試掘確認調査 ◆県道建設に伴う試掘確認調査
	●埋蔵文化財に関する各種講座や市町村と連携した地域展等の開催 ・埋蔵文化財についての理解促進を目的として公開講座の充実や情報発信する。	◆企画展等展示会 ◆公開講座 ・遺跡説明会 ・古代ものづくり体験教室 等 ◆出前考古学教室 ◆地域展 ◆まいぶんセンターまつり
	●「発掘調査現地説明会」の実施 ・出土された多くの遺構や遺物について、発掘調査現場において説明会を開催し、情報発信と地域の埋蔵文化財への理解を深める。	◆各発掘調査現場で開催される遺跡説明会 ・若宮ノ東遺跡 ・森山城跡

事業名称	防災教育推進事業	事業 No,	108
		担当課	学校安全対策課

概要	子どもたちがいかなる状況下でも自らの命を守り抜くとともに、安全で安心な生活や社会を実現するために主体的に行動できる力を身に付けられるよう「高知県安全教育プログラム」に基づく防災を中心とした安全教育を一層推進する。

到達目標 めざす姿	○全ての学校において、育成を目指す子どもたちの、安全に関する資質・能力を教職員が共有し、カリキュラム・マネジメントの視点に立った体系的・系統的な安全教育が展開されている。 ・防災教育を中心とした安全教育で子どもたちに身に付けさせたい資質・能力を教職員で共有している学校の割合 小学校 100%、中学校 100%、高等学校 100%、特別支援学校 100%（R1：２月に調査） ・学校安全計画において、防災に関して年間に指導する内容を各教科等の中で位置付け、実践している学校の割合 小学校 100%、中学校 100%、高等学校 100%、特別支援学校 100%（R1：２月に調査）

目標達成に向けた課題	○各学校において、防災教育の取組は一定定着してきたが、子どもたちの安全に関する資質・能力の育成を目指した取組の質的向上を図る必要がある。 ・防災教育の取組の数値目標（防災の授業：小中学校で全学年５時間以上、高等学校で全学年３時間以上実施、避難訓練：全ての学校で年間３回以上実施）は、H28 から 100%達成を継続 ○各学校において、管理職のリーダーシップのもと、学校安全担当教員が中核となって学校安全を推進する体制を構築する必要がある。

	内　　容	予　　定
実施内容	●防災教育研修会の実施 ・教職員の指導力や危機管理力・防災力を向上させるため、安全教育プログラムに基づく指導方法や先進事例等を周知し、演習等によって実践力の向上を図る。 ・研修内容を各学校の防災教育及び安全管理に確実に反映させる。 ・対象：学校の管理職や学校安全担当教員等	◆研修会の実施【R2~R4】 ・県内３地域（東部・中部・西部）で開催 ・各学校１名以上参加の悉皆研修 ・研修内容の活用に向けた働きかけ（アンケートによる取組予定把握、年度末調査で実績を確認）
	●高知県実践的防災教育推進事業 ・モデル地域において、拠点校を中心に防災教育に連携して取り組み、学校安全推進体制の構築を図るとともに、県内への取組の普及・啓発を図る。	◆モデル地域、拠点校の指定【R2~R4】 ・R2:モデル地域５市町村　９拠点校（予定） ◆高知県安全教育成果発表会の開催【R2】 ・モデル地域の市町村及び拠点校による実践発表
	●高校生による主体的な防災活動への支援 ・「高知県高校生津波サミット」の取組を中心に、高校生の主体的な防災活動を支援し、防災リーダーの育成を図る。 ・「高知県高校生津波サミット」の開催 県内全ての公立高等学校及び特別支援学校参加	◆「高知県高校生津波サミット」の一連の取組【R2~R4】 ・学習会の開催 ・被災地訪問の実施 ・「『世界津波の日』高校生サミット」への参加　等 ・「高知県高校生津波サミット」の開催（12 月予定）
	●学校防災アドバイザー派遣事業 ・大学教授等の専門家を学校等に派遣し、避難経路や避難場所等の点検、防災学習等を実施することにより、安全対策や安全管理の強化を図る。	◆学校防災アドバイザー派遣【R2~R4】 ・アドバイザー：大学教授等 16 名登録（R1 現在） ・派遣回数：毎年 13 回程度予定

事業名称	登下校の安全対策の促進	事業 No,	109
		担当課	学校安全対策課

概要	登下校時の安全確保に向けて、子どもたち自身に、危険予測・回避能力を身につけさせる安全教育を実施するとともに、地域や保護者、関係機関等と連携した学校安全の取組の強化・充実を図る。

到達目標 めざす姿	○全ての学校において、育成を目指す子どもたちの、安全に関する資質・能力を教職員が共有し、カリキュラム・マネジメントの視点に立った体系的・系統的な安全教育が展開されている。 ・学校安全計画において、交通安全及び生活安全に関して年間に指導する内容を各教科等の中で位置付け、実践している学校の割合 小学校 100%、中学校 100%、高等学校 100%、特別支援学校 100%（R1：２月に調査） ○全ての学校において、地域や保護者、関係機関等と連携した学校安全の取組が行われている。 ・家庭や地域、関係機関等と協働した取組（安全に関する情報共有や見守り活動等）を行っている学校の割合 小学校 100%、中学校 100%、高等学校 100%、特別支援学校 100%（R1：２月に調査）

目標達成に向けた課題	○全国で子どもの尊い命を奪う交通事故・事件等が発生しており、本県においても毎年、子どもが巻き込まれる交通事故や不審者事案が発生している。 ○安全教育は、教育課程への位置付けがなく、学校が意図的に教育計画に組み込まないと、十分に実施されないことが懸念される。 ○小学校を中心に、登下校時の子どもを見守る活動が行われているが、地域や保護者、関係機関等と連携した組織的な取組には至っていないケースがあり、地域ぐるみの見守り活動を促進していく必要がある。

	内　　容	予　　定
実施内容	●学校安全教室推進講習会の開催 ・交通安全教室等の講師となる教職員の育成や、事件・事故発生時の初期対応等における教職員等の資質向上を図る。 ・研修内容を各学校の安全教育及び安全管理に反映させる。 ・対象：学校安全担当教員、市町村学校安全担当者、スクールガード・リーダー等	◆講習会の開催【R2～R4】 ・内容：効果的な安全教育の指導法や事件・事故に係る安全管理体制のあり方の研修、高知県安全教育推進事業のモデル地域・拠点校による実践発表等 ・各学校において、研修内容を確実にフィードバックするよう働きかけ（アンケート調査で実績を確認）
	●高知県安全災教育推進事業 ・モデル地域において、拠点校を中心に安全教育（交通安全・生活安全）に連携して取り組み、学校安全推進体制の構築を図るとともに、県内への取組の普及・啓発を図る。	◆モデル地域、拠点校の指定【R2～R4】 ・R2：（交通安全）モデル地域１市　２拠点校（予定） （生活安全）モデル地域２市町　２拠点校（予定） ◆高知県安全教育成果発表会の開催【R2】 ・モデル地域の市町村及び拠点校による実践発表 ◆推進委員会の開催（年２回）【R2】 ・「登下校防犯プラン」「市町村通学路交通安全プログラム」の取組の促進
	●地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業 ・スクールガード・リーダーによる巡回指導と評価 ・スクールガード（学校安全ボランティア）養成講習会開催の促進 ・組織的な学校安全活動への支援	◆子どもを見守る活動の促進【R2～】 ・スクールガード・リーダーの増員、活動日の拡充 ・スクールガード（学校安全ボランティア）養成講習会開催への働きかけ及び支援 ・組織的な学校安全活動への支援
	●原動機付自転車安全運転講習の実施 ・学校の実態に応じて、資格指導員による原付運転の安全実地講習、自転車交通安全教室を実施し、交通安全ルール、マナーの徹底を図る。	◆原動機付自転車安全運転講習の実施【R2～R4】 ・実施回数：県立学校において毎年 12 校程度予定

事業名称	自転車ヘルメット着用推進事業	事業 No,	110
		担当課	学校安全対策課

概要	発達の段階に応じた交通安全教育を実施するとともに、「高知県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例（平成 31 年４月施行）」に基づき、子どもたちの自転車ヘルメット着用を推進するなど登下校時の自転車の安全で適正な利用の促進を図る。

到達目標 めざす姿	○県内の小・中・高校生の自転車の安全利用の意識が高まり、自転車通学時に自主的にヘルメットを着用する児童生徒が増えている。 ○全ての中学校及び高等学校において、交通安全教育教材「Traffic Safety News」を活用した取組が行われている。 ・県警察と連携して作成している交通安全教育教材「Traffic Safety News」を活用した取組を行っている学校の割合 中学校 100%、高等学校 100%（R1：２月に調査）

目標達成に向けた課題	○登下校時における自転車交通事故が毎年発生しており、平成 30 年には本県において中高生が亡くなる痛ましい死亡事故（２件）が発生している。 ○18 歳以下の自転車ヘルメット着用は保護者の努力義務と条例で規定されているが、通学時のヘルメットの着用を義務化していない学校においては、着用率が低い現状がある。

実施内容	内　　容	予　　定
	●自転車ヘルメット購入に係る支援 ・県立学校：販売店での購入費補助 （定額補助、１人 2,000 円） ・市町村（学校組合）立学校：ヘルメット購入に係る助成制度のある市町村への補助（定額補助、１人 1,000 円） ・私立学校・国立学校は、県立学校と同様の補助（担当：私学・大学支援課）	◆自転車ヘルメット購入に係る補助・助成【R1～3】 ・県立学校：委託事業 ・市町村立学校：市町村への補助事業 ・県立学校へのヘルメット着用に向けた取組の依頼 ・市町村への助成制度の活用に向けた働きかけ
	●自転車の安全利用に係る交通安全教育の実施 ・交通安全教育教材「Traffic Safety News」を活用した学校の取組を促進する。 ・指導モデルをパッケージ化し、各学校で展開できるように支援する。 ・交通安全教育に取り組む拠点校を中心とした、自転車ヘルメット着用推進に係る生徒の自主的な活動を支援する。	◆自転車交通安全教育の実施 ・交通安全教育教材「Traffic Safety News」を毎月１回、県警と連携して、全ての中学校及び高等学校に配付 ・「高知県安全教育プログラム」の改訂【R2】 ・生徒の自主的な交通安全活動を支援し、広げるために高校生自転車シンポジウムの開催【R2】
	●自転車ヘルメット着用推進に係る啓発 ・各種会議等で説明、協力依頼 ・各種広報誌、メディア等を活用した啓発 ・街頭啓発（のぼり旗・くろしおくん等を活用）	◆自転車ヘルメット着用推進に係る啓発【R2～R3】 ・校長会、教育長会、ＰＴＡの会等における説明、協力依頼（４月～適宜） ・自転車マナーアップキャンペーン（５月）、春（４月）・秋（９月）・年末年始（12 月～１月）の交通安全運動、月１回の街頭啓発

事業名称	学校施設の安全対策の促進	事業 No,	111
		担当課	学校安全対策課

概要	学校施設内における児童生徒の安全・安心を確保するため、また、発災時の避難所機能を維持するため、学校施設の耐震化や防災機能強化を推進する。

到達目標 めざす姿	○発災時に避難所となる県立学校体育館について、発災後、地域住民等が安全に避難生活を送ることができる。 ・県立学校体育館の非構造部材等の耐震化　100%（R１：16/40 校、40%見込み（R2.3 月末に確定）） ○市町村立学校の耐震対策や防災機能の強化等により施設の安全が確保されることで、地震による建物の倒壊等から児童生徒の命が守られる。 ・市町村立学校の耐震化率　100%（R１：98.6%見込み（R2.8 月に調査結果公表）） ・市町村立学校の室内安全対策の実施率　100%（R１：H31.4.1：35.3%）

目標達成に向けた課題	○県立学校体育館の非構造部材等の耐震化 ・体育館の使用予定等について学校との事前調整を踏まえた計画的な発注と進捗管理が必要となる。 ○市町村立学校施設の耐震化、室内安全対策の促進 ・国からの財源を活用し、計画的に推進していく必要がある。

	内　　容	予　　定
実施内容	●県立学校体育館の非構造部材等の耐震化 ・天井材落下防止や窓ガラス飛散防止等の非構造部材等の耐震工事の実施。 ・対象：40 校	◆工事の実施（設計はR１全完了） ・R２：18 校（R２全完了）
	●市町村立学校施設の耐震化、室内安全対策の促進 ・市町村に対して、国からの情報や県における対策内容等を伝達し、併せて国からの財源活用を促す。	◆耐震化の促進、室内安全対策の促進 ・国からの情報、県における対策内容等の伝達 ・国からの財源（補助金、起債等）活用の促進

事業名称	保育所・幼稚園等の施設整備の促進	事業 No,	112
		担当課	幼保支援課

概要	南海トラフ地震で発生する災害から乳幼児の安全を確保するため、保育所・幼稚園等の施設の耐震化、高台移転及び高層化に伴う施設整備への財政的支援を行う。

到達目標 めざす姿	○施設の耐震化が推進され、乳幼児の安全が確保されている。 ・耐震診断実施率　R5 年度末：100%（R2.3 月末見込：96.6%） ・耐震化率　R5 年度末：100%（R2.3 月末見込：95.7%） ○高台移転等により、南海トラフ地震で発生が予測される津波から安全に避難することが困難な全ての保育所・幼稚園等の乳幼児の安全が確保されている。

目標達成に向けた課題	○各市町村においては計画的に耐震化等の整備を行っているが、児童数の減少に伴う統廃合などを併せて検討している施設が多く、移転・改築にかかる整備計画の具体化に時間を要している等、残る施設についての耐震化が進みにくい状況にある。

	内　　容	予　　定
実施内容	●保育所・幼稚園等の耐震化の支援 ・南海トラフ地震の強い揺れに備え、乳幼児の安全・安心を確保するため、保育所・幼稚園等の耐震化に係る経費に対して補助を行う。	◆耐震診断への補助 ・耐震診断実施率：98.3%（R3.3 月末見込） ◆耐震化工事への補助 ・耐震化率：96.1%（R3.3 月末見込）
	●保育所・幼稚園等の高台移転、高層化への支援 ・南海トラフ地震で発生が予測される津波から、乳幼児の安全・安心を確保するため、保育所・幼稚園等の高台移転及び高層化に係る経費に対して補助を行う。	◆施設整備への補助 ・R2：2 園実施の見込 ・R2～3：2 園実施の見込

事業名称	学校施設の長寿命化改修による整備の推進	事業 No,	113
		担当課	学校安全対策課

概要	老朽化が進行する学校施設を長く使い続けながら、児童生徒にとって安全・安心で快適な教育環境を保持するため、「高知県立学校施設長寿命化計画」（平成 29 年 12 月策定）に基づき、施設の機能を維持・改善するとともに予防保全的な改修を行う長寿命化改修等を進める。また、これにより、財政負担の平準化や施設あたりのライフサイクルコストの縮減を図る。

到達目標 めざす姿	○築 40 年を経過している 109 棟（計画策定時点）について、教育振興に係る施策や県立高等学校再編振興計画等との整合を図りながら、優先順位付けの基準に基づき長寿命化改修等を実施していく。

目標達成に向けた課題	○施設の老朽化は年々進行していることから、計画に沿った確実な改修の実施が必要 ・耐力度調査等により老朽化の状態を把握し、改修・改築等による対応方針の決定を順次行う。 ・児童生徒数の減少による施設の減築・集約等を考慮しながら、実施時期、実施内容を決定することが必要となる。 ・長寿命化改修等による財政負担が長期にわたることから、施工実績を蓄積しながら、採用する工法や実施内容等について再検討し、財政負担を軽減するための見直しを随時行っていく必要がある。 ・既存施設を授業等で使用しながら数ヶ月から 1 年程度かけて工事を行うため、教室の割り振り等について事前に学校との十分な調整が必要となる。

	内　　容	予　　定
実施内容	●築 40 年を経過している学校施設の長寿命化改修等の実施 ・長寿命化の可否を検討する耐力度調査 ・将来的な学校施設の安全性や快適性、耐久性等を見通した整備水準による設計書の作成 ・構造体の長寿命化対策、水道・電気・ガス等ライフラインの更新、耐久性に優れた材料等への取り替え、多様な学習内容・形態に対応する環境整備などの改修工事の実施	◆工事等の実施【R2～5】 ・調査：33 棟 ・設計：33 棟 ・工事：16 棟 ※Ｒ1～Ｒ10：109 棟（計画策定時点）

事業名称	青少年教育施設の整備	事業 No,	114
		担当課	生涯学習課

概要	老朽化が進む青少年教育施設について、利用者の安全性の確保や満足度の向上のため、優先度の高いものから計画的に改修や修繕を進める。

到達目標 めざす姿	○安全で快適な環境の中で、様々な体験活動・集団活動を行うことができるようになり、利用者の満足度が向上し、利用者数も増加している。

目標達成に向けた課題	○優先度の高いものから修繕を行っているものの、施設・設備の老朽化が進んでいる。 幡多青少年の家　昭和 52 年建築 香北青少年の家　昭和 53 年建築 高知青少年の家　昭和 63 年建築

	内　　容	予　　定
実施内容	●整備の方向性の検討 ・各施設の改修や修繕が必要な箇所を洗い出し、整備の方向性を検討する。	◆老朽化が進む施設の改修の検討 ・改修費用の試算 ・改修に向けたスケジュールの策定 ◆修繕箇所の把握 ・各施設からの要望の集約 ・優先度の検討 ・修繕の実施